

614 519



○海部郡八座小

座大八座
座小一百十三座

漆部神社

諸鈿神社、今海東郡門間庄諸桑村千手院境内に在り、國內帳集説、神名帳考証、張州府志、國

玉神社、○按尾張國内神名帳、今海東郡戸田庄万場村八劔社の相殿に坐

り、尾張式社確實記、愛知縣神社調、大物主命を祀る、社傳説、尾張國內神名帳、凡正月十五日、五月五日

十一月卯日祭を用ふ、愛智縣神社調

藤島神社、今海東郡秋竹庄秋竹村にあり、藤島明神と云ふ、張州府志、其祭

八月三日を用ふ、尾張式社確定記

宇多志神社、按國內神名帳、今海西郡富安庄鶴多須村にあり、鶴多須明

常陸 栗田 寛編輯

神と云ふ、社考、張州府志、凡毎年一月八月十五日祭を行ふ、愛智縣社調

由乃伎神社、○按國內神名帳、由乃伎を夜櫓に作る今海東郡日置莊柚木村にあり、式社考、張州府志、

伊久波神社、○按國內神名帳、伊久波を生桑に作る、今中島郡三宅村にあり、生桑明神と云ふ、張州府志、

憶感神社、今海東郡中切莊神守村にあり、海邦名勝志、神名帳考証、式社考、蓋淤迦美神を祭る、社傳説、○按憶感は、即淤迦美の音を借たるなり、文德天皇仁壽三年六月丁卯、官社に列り、文德

實清和天皇貞觀七年十一月甲午、從五位下憶感神に從五位上を授く、三代實錄、凡毎年正月と八月の十六日祭を行ふ、愛智縣社調

○中島郡州座大三座小廿七座

坂手神社、舊今寄莊佐手原村にあり、八劔明神と云ふ、今羽栗郡上門間庄に隸り、國內帳集説、式社考、尾張藩申出、

見努神社、

大神神社、今熱田莊花池村にあり、三宮明神と云ふ、國內帳集説、神名帳考証、確定記に、本村は、古美和郷の地也、蓋三輪の大物主神を祭る、參酌日本書紀、和名抄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式、凡毎年七月七日、本村諸品を熱田宮に奉る土俗、尤白鳥を食ふ事を禁む、張州府志

波蘇伎神社、

針熊神社、

野見神社、今野見莊宮後村にあり、野見神明といふ、文、中棟札、尾張式社調、蓋野見宿禰を祀る、説、社傳、凡九月廿六日祭を行ふ、愛智縣社帳

淺井神社、舊址今淺井村に在り、淺井明神といふ、神名帳考、土代、式社考、尾張式社確定記、

裳咋神社、今國衙莊目比村安養寺域内にあり、舊寺北にありしを、後今地に移祀る、國內帳集説、神名帳考証、式社考、蓋裳咋臣の祖神也、續日本記

太神社、○按本書印本、大神神社に作るもの誤れり、又多天神と云ひ、或多名神と云ふ、文德實錄、三代實錄、○按國內神名帳に多を於保に作る、今丹羽庄於保村にあり、國內帳集説、

式張州府志、蓋多臣の祖神八井耳命を祭る、古事記、新撰姓氏錄、文德天皇仁壽三年六月庚午、名神に預り、七月辛丑、從五位上を加へ、文德實錄、陽成天皇元慶元年閏

二月戊戌、正五位下より正五位上に進め給ひ、三代實錄、○按正五位下醍醐天皇延喜の制、名神大社に預る、延喜式、

知除波夜神社、
小塞神社、今葉栗郡門間庄小關村にあり、舟着大明神と云、神名帳考証、張州府志、式社考、

小塞志、蓋尾張氏の同族小塞宿禰祖神、大明神の男、天賀吾山命を祭る、續日本紀、新撰 神裔小塞氏今猶神社氏人と云ひ、各祭祀の事に預る、毎年八月

十八日、流鏑馬、九月九日、氏人湯花を薦るを恒式とす、小塞志、石刀神社、今葉栗郡門間庄黒岩村にあり、黒岩を以て神體とす、即是也、張州府志、式社考、○按一說中島郡今寄庄馬寄村三明神と云ふ社ありて、其内に石門

別命を祭り、奇しき石を以て神體とす、其三四町坤に石刀と云ふ處あるか、其處より馬寄村に移せるなりと云り、據ありて聞ゆ、姑附く考に備ふ、

室原神社、今室原村に在り、神名帳考証、

高田波蘇伎神社、今今寄莊高田村にあり、波蘇伎明神と云、國內帳集說、式社考、神名帳打聞、

蓋大水口宿禰の子、大綜杵命と祭る、舊事本紀、大口神社、
賣夫神社、今中莊埋振村にあり、國內帳集說、式社考、神名帳考証、蓋大綜杵命の孫大賣布命

と祭る、舊事本紀、凡毎年二月廿五日祭を行ふ、愛智縣神名帳、眞墨田神社、○按本書印本、墨を黒に作る、今一、今松降莊一宮村にあり、國內帳集說、神名帳考証、

海邦名勝志、眞清田大明神と云ふ、之を尾張一宮とす、色葉字類、神道宮、蓋天照國照彥火明命を祭る、舊事本紀、○按神宮雜例集、火明命の子天香

張國造たり、故本國諸社多く其族類の神を祭る時は、眞清田の稱、鏡作に由縁あり、本國の一宮とするも又或は此故也、社傳に大己貴神天照大神を祭ると云るは、天照國照の名に依りて誤りし、仁明天皇承和十四年十一月癸酉、眞清田

天神に從五位下を授け、續日本紀、文德天皇仁壽元年十一月辛巳、詔して官社に列しめ、三年五月辛亥、從四位下を賜ひ、文德實錄、清和天皇貞觀七年七月

乙巳、從四位上より正四位上を授け、三代實錄、○按從四位上に進醍醐天皇

延喜の制名神大社に列る、延喜式凡熱田社造替ある毎に必ず先本社を改造らしむ、行書其祭禮正月元日小松祭、二月祈年祭、四月卯杖祭、五月家莊神事、七月七日御藏祭、八月種籠神事、十一月新嘗祭の如き、今皆絶たり、張州志其神社に仕ふる者、神官三人、權官五人、總行司、總案司、大祝、小祝、權祝、中老、七大内人、八十五神樂、五直人、四諸職等の官あり、海邦名勝志

川曲神社、丹生庄子生和村にあり、十三權現と云、即是也、尾張式社確定記○按子生和、又高和に作る、蓋川曲の轉訛なり、又按國內神名帳、從三位川曲天神とある、從三位によりて十三權現と云じなるへし、後村上天皇、正平元年六月御體御卜に、本社社司神事を穢す御祟ありと云を以て、使を遣して社司に中祓を科す、即此也、宮主秘傳

酒見神社、今中島庄本神戸村にあり、酒見明神と云、神名帳考証、海邦名勝志、張州府志、式社考太神宮御厨也、皇字抄天照大御神を主として酒彌豆男神、酒彌豆女神を配祭る、本社傳説、參酌延喜式、新撰姓氏錄、神風鈔大意傳云ふ垂仁天皇の御世、倭姬命神鏡を戴き奉り、此に至り、神酒を備ふ、本社傳説古の酒麴今猶社前土中にあり、神名帳考証、張

州府志本社醸る所の酒を神宮に奉りしを以て也、神風鈔元永中祓札淺井神社、今葉栗郡門間莊東淺井村に在り、久多神社、舊國衙莊稻島村土畠にあり、今廢たり、國內帳集説、張州府志、式社考堤治神社、

石作神社、今海東郡松葉莊石作村にあり、石作天神と云、國內帳集説、神名帳考証蓋尾張氏の同族、石作連の祖、建真利根命を祭る、新撰姓氏錄、延喜式凡八月十七日祭を行ふ、愛智縣志千野神社、

鹽江神社、今中野村にあり、白鬚明神と云ふ、毎年正月廿日、鹽江神事を行ふ、張州府志

布智神社、今曾新田村にあり、土人之を淵森明神と云、張州府志、參取宗形神社、今大國靈社良方にあり、國府宮の別宮にして、角玉明神と云ふ、國內帳集説、張州府志、式社考蓋宗形君祖神、大國主命を祭る、新撰姓氏錄

尾張大國靈神社、今國衙莊國府官村にあり、國府宮といふ、國內帳集說、海州府志、式又尾張總社といふ、嘉祿元年、尾張大國靈神を祀る、式、延喜神庭に高

き磐石あり、祠官尤之を敬ふ、府志、文德天皇仁壽三年六月丁卯、官社に列る、文德實錄凡毎年正月七日御田祭、十二日眞清田大縣熱田及本社に神饌を
進め、中旬追儺祭、五月六日神幸あり、尸神事といふ、桃弓棘矢もて馬を試
るの式あり、張州府志、海邦名勝志、神社考

大御靈神社、今國府官坤方三許町にあり、即其別宮也、國內帳集說、張州府志、式社考、蓋大

歲神の子大國御魂神に都味齒八重事代主神を配祀る、古事記、本文德天
皇仁壽三年六月丁卯、官社に列る、文德實錄凡己上三座之を國府宮三所とい
ふ、國內帳集說、張州府志

柄江神社、今河内庄吉藤村にあり、神江明神と云、之を吉藤阿古井兩村の
氏神とす、張州府志、尾張式社確定記、○按社地を神江瀬子と云ひ、社前清和
天皇貞觀七年十月丙子、正六位上柄江神に從五位下を授く、三代實錄

○葉栗郡十座並小

穴太部神社、

阿遲加神社、今美濃國葉栗郡足近十九村の内直道村に在り、八劍宮と云

神名帳考、土代、尾張式社確定記、○按置臣氏の時、本國海西中島

若栗神社、今上門間庄大家郷島村にあり、國內帳集說、神名帳考、証、張州府志

中に若栗郷、又若栗橋と云もあり、蓋葉栗臣の祖、天押帶日子命を祭る、古事記、新撰姓

黒田神社、今門間庄黒田村にあり、凡其祭九月九日を用ふ、

大野神社、今門間庄大野村眞福寺境内にあり、國內帳集說、神名帳考、証、張州府志、式社考

石作神社、今美濃國羽栗郡上門間庄三宅村にあり、石作大明神と云ふ、尾張

式社確定記

宇夫須那神社、今門間庄島村にあり、國內帳集說、張州府志、式社考、蓋尾張連の祖神を祭

る、初崇神天皇皇子八坂入日子命、尾張連の祖意富阿麻比賣に娶て、五百
木入日賣命を生坐き、其生坐る産屋の地なるを以て、宇夫須那社と云ふ、

參取古事記
庶添壇藝抄

川島神社、古川沼郷河島村にあり、尾張國今門間庄島村に在り、集說 聖

武天皇御世、凡海部忍人、此神白鹿に化て屢神異ある事を奏しき、仍て詔して天社として之を齋奉らしむ、尾張國風土記

伊富利部神社、今門間庄門間村八幡にあり、八幡と云ふ、國內帳集說、神名帳考証、張州府志

蓋尾張連同族伊福部宿禰の祖、火明命を祭る、新撰姓氏錄、拾芥鈔大意

大毛神社、今門間庄大毛村にあり、國內帳集說、神名帳考証、張州府志

○丹羽郡廿二座 大一座 小廿一座

阿豆良神社、今稻置庄吾鬘村に在り、國內帳集說、神名帳考証、張州府志、式社考 赤衾伊農意保

須美比古佐和氣命の后、天璽津日女命を祭る、出雲風土記、釋日本紀、引尾張風土記 初垂仁

天皇御世、品津別皇子坐て七歳に成給へとも、言語問給はず、時に後皇

后○按古事記に、後皇后はの夢に、吾は多具國の神なり、名を阿麻乃彌加

都比女と申す、吾未九祝を得ず、若、吾爲に祝人を充給はと、皇子は能言齋

考も承けむと告給ひき、故日置部の祖建岡君をして其神を覓め奉らし

むる時に、美濃國花鹿山に到り、賢木枝を攀て、縵に造りて、吾縵の落處に

必此神坐むと誓ひしに、其縵自ら飛去て、丹羽郡吾縵郷に落たり、即神在

事と識て、社を建てて之を祭る、即是也、尾張國風土記

田縣神社、今春日井郡味岡庄久保一色村縣森に在り、國內帳集說、式社考 蓋御歲神

と祭る、古語拾遺、本社傳説 凡毎年正月十五日祈年祭を行ふ、此日村民男莖形を捧

わりきて、終に社殿に納るゝ恒例とす、又古の遺風也、尾張國風土記

稻木神社、今稻置庄寄木村にあり、庄中五十三村の惣社と云、國內帳集說、神名帳考証

張州府志、式社考 蓋垂仁天皇々子大津日子命を祭る、此は稻木之別の

祖也、占事記

石作神社、今稻置庄石杭村に在り、國內帳集說、式社考

伊賀賀原神社、今稻置庄木賀村にあり、新宮と云、尾張志、尾張式社確定記

り、賀なるを、紀賀と訓しよ、木賀どかけるなりとぞ、

山那神社、今高雄庄南山那村にあり、凡其祭九月廿五日を用ふ、神名帳考証、張州府志、式

爾波神社、今高雄庄丹波村にあり、丹波明神といふ、神名帳考証、張州府志、式

蓋尾張丹羽臣の祖、神八井耳命を祀る、古事記

前利神社、今高雄庄齋藤村に在り、天神といふ是也、國內帳集說、神名帳考証、張州府志、式

諸鐸神社、今柳庄梨田村にあり、諏訪明神といふ、即是也、天正十三年練札、尾張式社確定記、

阿具麻神社、今江城庄天摩村に在り、天神と云ふ、○按天正練札に、諸桑座諏訪大明神、又寛文元年練札裏書に、証錄座神社とあり、樂田古へ諸桑といへるにやあらん

針綱神社、今稻置庄犬山村石栗町にあり、○尾張式社確定記、

生田神社、今井上庄芝原村にあり、生田大明神と云ふ、國內帳集說、神名帳考証、張州府志、式

宅美神社、舊址稻木庄西大海道村にありて今廢れたり、○尾張式社確定記、

鳴海杵神社、○按本書一本に、杵を扱に作り、一本又杵、今小弓庄羽黒村に在り、國內帳集說、張州府志、式社考、

削栗神社、今高雄庄勝栗村に在り、國內帳集說、神名帳考証、式社考、

託美神社、○按託美、國內神名帳、一本、工に作る、

虫鹿神社、皆虫鹿庄入鹿村に在り、今之を前原村に移す、國內帳集說、神名帳考証、張州府志、

立野神社、今高雄庄神野村にあり、國內帳集說、式社考、

井出神社、今稻置庄宮後村に在り、井出宮と云、尾張式社確定記、○按社の東其邊を井出屋敷と云、又寶曆以來の棟札に、井出大明神又出の宮とあるもの証とすへし、

小口神社、今稻置庄小口村にあり、鹽道神社、今稻置庄塩尻村に在り、神明社と云、國內帳集說、神名帳考証、式社考、

大縣神社、今砂庄二宮村にあり、本宮は眞神山の頂に坐す、之を尾張第二

宮と云、國內帳集說、張州府志、式社考、○按尾張式社確定記、今入鹿村久保、一色村、勿黒村に荒田と呼地ありみな本村に近き處なり

邇波縣君の祖大荒田命を祀る、參取舊事本大荒田命は倭建尊三世孫也、

新撰姓仁明天皇、承和十四年十一月癸巳、無位大縣天神に從五位下を授

け、續日本文德天皇、仁壽元年十一月辛巳、官社に列り、三年五月辛亥、從四位下を加へ、文德實錄○按本書無位より本位に叙さず、清和天皇、貞觀元年二

月癸卯、從四位上に進り、乙巳、石中辨、大佐、勅臣、首人を道して神寶を奉り、

十五年八月乙巳、止四位下に叙され、三代醍醐天皇、延喜の制、名神大社に

列る、延喜式、凡尾張姓の族重松氏、世々祭祀を掌る、其它神官凡十九人、本社

に仕ふと云、張州府志、海邦名勝志

○春日部郡十二座小

非多神社、今味岡庄、林村にあり、國內帳集說、式社考、○按村中地名

乎江神社、○按乎江、本書一木、字乎江に作り、國內神名帳一本、魚江に作る、之に據

あり、山を字江、山と云ひ、社の左の小川を字江、川と云ふは、由縁ある

に似たれど、社傳に建武中の建立と云へは、いと新しく証とし難し、

外山神社、今味岡庄北外山村にあり、六所明神と云、國內帳集說、張州府志、式社考、

片山神社、今間々村、字片山にあり、其祭一月十八日を用ふ、愛智縣

訓原神社、今山田庄井關村にあり、栗原天神と云、國內帳集說、式社考、○按舊

尾治栗原連と云、人みゆ、之に依らば、凡毎年八月廿五日祭を行ふ、愛智縣

牟都志神社、今小出井庄六師村にあり、張州府志、神名帳考、○按社傳に祭

あり、姑附て後考に備ふ

味鏡神社、今山田庄味鏡村にあり、六所明神と云、國內帳集說、神名帳蓋物

部連祖饒速日命、子宇摩志麻遲命を祭る、舊事紀、本社傳說、凡毎年八月廿九日祭

を行ふ、愛智縣神社調、○按物部連祖饒速日命、子宇摩志麻遲命、あるを以て之

あり、姑附て後考に備ふ

物部神社、今味鏡神社東北二町、攝社天神即是也、尾張式社調、蓋味間見命、子宇

摩志麻治命を祭る、參取舊事紀、本社傳說、神体佛銘、○按本村二子山に周一町

り、毎に社人幣を此殿に備ふと云ふ、附て後考を俟つ、

伊多波刀神社、今味岡庄多樂村にあり、國內帳集說、張州府志、式社考、

高牟神社、今安食庄瀬古村にあり、高見島天神と云、尾張國式社確定、蓋高皇產靈

尊を祭る、本社傳説、凡毎年八月廿五日祭を行ふ、愛智縣神社調、

内内神社、今篠城庄内津村に在り、内津妙見と云ふ、神名帳考証、張州府志、式社考、尾張連

の祖、建稻種命を祀る、參酌寬平級地、然田神社次第本記、初景行天皇御世皇子日本武尊蝦

夷を征け給ふ時に、建稻種命御供仕へ奉りて、勳功を顯しき、皇子此處に

休坐して、其死ぬる事を聞悲み給ひ、塊哉ツクナカと詔ひき、故社を建て之を祀る、

即是也、寬平起、凡毎年十月六日を以て祭を行ふ、愛智縣神社調、

多氣神社、今大氣村にあり、國內帳集說、張州府志、式社考、

○山田郡十九座並小

片山神社、今春日井郡山田庄東杉村にあり、天文中棟札、國內帳集說、式社考、

大目神社、今山田庄赤津村八王子社、即是也、尾張國式社確定、○按本社に本

皆一郡に倣へる下

に奉納大目八王子宮
と云る、証とすべし、

羊神社、今田中庄辻村にあり、

深川神社、今山田庄瀬戸村にあり、八王寺社と云、國內帳集說、張州府志、式社考、

川島神社、今山田庄川村にあり、國內帳集說、式社考、

小口神社、今山口村八幡社、蓋是也、尾張國式社未決記、○按丹羽郡高木の民所

あり、之に據らば、其頃は小口村ありし事著し、今村中

伊奴神社、今稻生村三熊野社中にあり、張州府志、國內帳集說、式社考、

金神社、今山田庄上水野村小金山にあり、式社考、神名帳考、土代、

和爾長神社、

多奈波太神社、今山田庄田幡村にあり、國內帳集說、神名帳考、証、式社考、

綿神社、今山田庄西志賀村にあり、尾張國式社確定、蓋志加綿津見神を祭る、參取古事

記、延喜式大意、○按社傳に、應神天皇、神功

皇后、玉依姫を配祭ると云ふ、いと由あり、
澁川神社、今田中庄印場村にあり、蘇父川明神、又八座明神といふ、尾張國式社確定、

記○按濫川俗に之を蘇父川と云、傳云ふ天武天皇の御世、大嘗祭齋紀齋

場を此地に定む、因て、御歲神、高御魂神、庭高日神、大御食神、大宮女神、事代

主神、阿須波神、波比伎神を祭る、參酌日本書紀、本社傳説、土人口碑、○按社傳

式に因て、之を訂せり、

大乃伎神社、今山田庄大野木村にあり、

尾張神社、今味岡庄小針村にあり、國內帳集説、神名帳考証、式社考、蓋尾張宿禰祖、天香語

山命を祭る、參取新撰姓氏錄、續日本紀、

別小江神社、今山田庄安井村にあり、六所明神と云、社司稻垣氏所藏文書、尾張式社確定記、

大井神社、今山田庄如意村大井の地にあり、六所明神と云ふ、國內帳集説、張州府志、式社考、

蓋彌都波能賣神、速秋津比古神、速秋津比賣神を祀る、本社傳説、

坂庭神社、今味岡庄坂場村にあり、三明神と云ふ、國內帳集説、式社考、

尾張戸神社、今山田庄下水野村尾張山にあり、當國明神と云ふ、國內帳集説、張州府志、

志考、蓋尾張氏祖神、天火明命を祀る、舊事紀、新撰姓氏錄、本社傳説、凡毎年二月上旬十一

月上卯日祭を行ふ、國內帳集説、海邦名勝志、神名帳考証、張州府志、式社考、

石作神社、今愛智郡山田庄岩作村にあり、同上、蓋天火明命六世孫建麻利屋

命を祭る、新撰姓氏錄、舊事紀、本社傳説、

○愛智郡十七座大四座 小十三座

日置神社、今市部庄日置村に在り、國內帳集説、神名帳考証、式社考、

上知我麻神社、今千竈庄熱田郷市場村にあり、國內帳集説、海邦名勝志、張州府志、熱田宮の

攝社にして、熱田地主神也、神名帳考証、張州府志、尾張國造、小止與命を祭る、舊事本

第本記、凡正月十二日祭を行ふ、此日漁人等大小魚を奉る、張州府志、神裔今に

至て本社に仕ふ、總禰宜、權禰宜等の官あり、神社問答雜錄、海邦名勝志、

下知我麻神社、今熱田宮鎮皇門の北にあり、即熱田所攝の神也、國內帳集説、張州府

志、海邦名勝志、小止與命の妻、眞敷刀婢命子建稻種命の妻多麻媛命を配祭る、取

舊事本紀、熱田神社次第本記、

熱田神社、今熱田郷江崎にあり、國內帳集説、張州府志、式社考、日本武尊を祭り、草薙神劍

と以て靈形とす、日本書紀、古語拾遺、釋日本紀、即尾張第三宮也、源平盛衰記、平家物語、神道集、其神

殿二字、東西に相並ふ、土用殿東にあり、神劍を鎮奉る、正殿西にあり、後世四座の神を配祭る、号て大宮五座と云ふ、國內帳集、神社問答雜錄、〇按四

本社所繼承和十四年文書に、神休五座とあるに依らば、承和以前より然る事著明し、天照大御神素盞鳴尊、日本武尊宮、饒媛命、建稻種命、五座の神相殿に坐す之

を正殿と稱して、西方に坐し、神劍は、初素盞鳴尊八岐大蛇を斬て神劍を獲渡用殿と稱て東方に坐せりと云ふ、初素盞鳴尊八岐大蛇を斬て神劍を獲たり、大蛇の居る所常に雲氣ありしを以て、天叢雲劍といふ、即天照大神の御許に獻りき、皇孫命天降し給ふ時、授けて天璽之神寶と爲給ひしを、

垂仁天皇に及て、伊勢神宮に齋鎮奉りき、日本書紀、古語拾遺、景行天皇御世皇子日本武尊東國を征給はむとして、大神宮を拜給ふ時に、皇姨倭姬命其神劍及囊を給ひて、若急事あらば、此囊口を解給ひ、慎勿怠りうと詔給ひき、故

相武國に至坐時、其國造皇子を殺奉らむとして、野に火を放たりき、爾其囊口を解て見給へば、其中に火打ぞ有ける、故其刀以て草を刈撥ひ、其火打以て火を打出、向ひ火を著て焼退て、其國造等を伐滅しき、故其名を改

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

て草薙劍といふ、而して、上總より陸奥に入り坐し、悉に荒振蝦夷、又山河の荒神を平和して、尾張宮酢姫の家に還入坐て、其御佩の草薙劍を授て我床守とせよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病急になり坐る時も、猶此御刀を思して、其大刀はやと歌給て、即崩坐ぬ、古事記、日本書紀、熱田緣起、故此後神靈を寶劍に留給へるを以て、威靈明德ますと顯る、參取釋日本紀、熱田緣起大意、爰宮酢姫親族と共に社を建て、劍神を遷して齋奉りき、天智天皇七年新羅僧道行窃に神劍を盗て、國に還らむとせしに、海上度を失て、舟得進まず、難波津に浮漂ひき、時神教あるを以て、道行を捕て之を殺しつ、此後神劍蓋大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月戊寅、御病を卜ふに、神劍崇り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす、熱田緣起、平城天皇大同三年二月齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すと、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎮り坐し、外賊偷み奉らむとせしかと、境を出給ふ事なかりき、其神異此の如

くなるみ、昔より幣帛を奉る事なきは如何ぞや、と愁申しき、拾遺嵯峨天

皇弘仁十三年六月庚辰、從四位下を授け、日本紀畧仁明天皇天長十年六月壬

午、從三位を加へ、神封十五戸を寄奉り、續日本後紀〇按本書從三位を正三

訂す、嘉祥三年三月己丑、勅して神戸百姓を公役に充る事なりらしむ

頃者天皇不豫を卜ふに、大神崇り給ふと云を以て也、熱田社文德天皇即

位の年九月庚子、神祇權少祐占部業基をして、賀瑞の由を尾張大神社に

告す、蓋此神也、十月辛亥、正三位に叙され、文德實錄清和天皇貞觀元年正月甲

申、從二位に進め奉り、二月癸卯、正二位を賜ふ、乙巳、右中辨大枝朝臣音人

を以て神寶を奉らしめ、三代實錄後又正一位を授奉りき、日本紀畧國內神名

上天皇康保三年の奏言に、正一位熱田大明神とあり、然れども叙位年月詳ならず、故に今姑くここに係く、

醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、其神稅穀は、辨官の報を待て社用に

充しむ、延喜式後鳥羽天皇建久五年九月乙卯、將軍源賴朝神馬及劔を奉り、

四條天皇曆仁元年十月己未、將軍藤原賴經本社に詣て、幣を奉る、東凡熱

田祭事甚多し、毎年正月朔、祠官等神饌櫃を昇て、神殿の廊に置く、尾張氏

之を盤上に奠へ、雉兎藻魚等物を奉る、時に祝師祝詞を讀み、權内人太玉

串を取り、樂官樂を奏す、之を夕供御と云、古へは十二月晦の儀なるを以

て也、又元日より千竈、八劔、松炬、日割、南新宮に農人農具の模形を奉り、酒

飯を供ふ、二月新年祭上巳日、大宮左右に篋を以て棚を飾り、八麩酒を神

庭に供へ、午日高藏、日割、氷上、上知加麻、八劔等社に神饌を奉り、明日御田

神を祭り、東西十二社に饌を進め幣を班つ、五月四日軍神事と云、五日大

宮神輿鎮皇門樓上に幸す、是日郷代補代なる者、前年五月より齋潔りて

奉幣の事を掌る、十一月新嘗祭、上寅日より辰日に至る、辰日御田神を祭

る、其儀祈年に同じ、凡祈年新嘗には、漁人等御費大小魚二百五十尾を供

ふ、張州府志、東海、道名所圖會、其神社に仕ふる者、大官司、祝師、總檢校、大内人各一員を

置く、皆尾張宿禰を用ふ、其它禰宜凡四百餘戸あり、張州府志

御田神社、今大宮の西北鎮皇門内にあり、寶田社と云、國內帳集說、神名帳考

蓋保食神を祀る、熱田神社大宮所攝の神也毎年祈年新嘗には、殊に此神を祭り、祭の明日直會あり、神官等本社に集ひ、尾張氏倭舞を行ふ、神名帳張州府志

高牟神社、○按國內神名帳一本、今鳴海庄古井村にあり、凡其祭一月五月九月十五日を用ふ、國內帳集說、式社考、尾張式社確定記、愛智縣神社調

川原神社、鳴海庄川名村にあり、神明宮と云ふ

針名神社、今鳴海庄平針村に在り、國內帳集說、神名帳考、式社考、張州府志蓋火明命の裔孫

尾治針名根連を祭る、參酌新撰姓氏、凡每年二月午日、十月廿八日祭を行ふ、愛智縣神社調

伊副神社、又伊副天神と云、國內神名帳蓋伊福部宿禰祖神、火明命を祀る、參酌新撰姓氏、大憲、延喜式

成海神社、今鳴海驛乙子山にあり、東宮明神と云ふ、國內帳集說、神名帳考、張州府志、愛智縣神社調

蓋日本武尊を祭る、昔日本武尊東征の時、過させ給ふ所なるを以て也、參酌

熱田縁起本社社記、凡六月廿一日祭を行ふ、愛智縣神社調

物部神社、今古井村に在り、石神堂と云、一大石を崇て神靈とす、國內帳集說、神名帳

考証、式社考、張州府志蓋物部氏の祖宇麻志摩治命を祭る、參酌文德實錄、延喜式、本社傳説

日割御子神社、今八劔社の東南、御所前町にあり、日破宮と云ふ、國內帳集說、神名帳

考証、張州府志○按尾張式社確定記に、名神大社の大宮境内に鳥居も拜殿もなく、小祠にて坐へきにあらす、此は決して遙拜所ならん、本社は、名古屋今未廣町若宮八幡宮にて、もど若宮とのみ、熱田太神の御子神也、○按古事記、日本武ひしを、後に八幡と唱ひしなりとぞ、熱田太神の御子神也、○按古事記、日本武の授坐る燈を以て野火の難を免れ給ひき、本社傳説に云、祭る所神火軻遇突智神にして、燈を以て神体とす、此說極めて據あるに似たり、さらは熱田大神の御子神といふに違へるか如くなれば、所謂御子神は、攝社別宮な仁明天皇承和二年十二月壬午、名神に預り、後紀日本

醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る

孫若御子神社、今鎮皇門内にあり、彦若宮といふ、神名帳考証、式社考、張州府志、尾張式社確定記

熱田大神の御子神也、仁明天皇承和二年十二月壬午、名神に預り、後紀日本

醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

高座結御子神社、今大宮を去る十町北、機綾村にあり、國內帳集說、海邦名勝志、神名帳考、証、張州府

志、熱田大神の御子神也、仁明天皇承和二年十二月壬午、名神に預り、本後日

紀 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

八劍神社、今大宮の南にあり、下宮と云、國內帳集說、神名帳考、張州府志、式 元明天皇和

銅元年九月丁卯、新に社を建て、新造寶劍を納奉る、號て八劍宮と云、即是也

熱田正縁起、神社傳説、○按神名秘書、平家物語、劍卷、並云、奸僧道行の事ありし後、

七柄の劍を造り加へて、同願に祝奉る、之を八劍宮とす、源平盛衰記、又此説を奉

て云、道行神劍を盜奉りし後、未代に又かゝる者もあり、なんぞとて、四の劍を本劍

の如く造りて、社に立られたり、一の社官の外、本劍新劍を知らずと云り、疑らく

は後人八劍の名に依て附會、凡年中祭祀熱田神社に異なる事なし、祈年新

嘗二祭を除くの外、神饌を熱田に備ふる毎に必先本社に奉るを例とす、海邦名勝志、熱田社問答、雜錄、東海道名所圖會

火上姉子神社、今知多郡大高庄大高村にあり、國內帳集說、神名帳考、証、式、社、考、張州府志、○按大高古名、火

高と、日本武尊の妃火上姉子天神を祭る、火上姉子は即宮酢姫なり、熱田、縁起、諸神 凡社司、大官司、權官司、祝師、總檢校、大内人、別當檢校、樂官等二百三十

餘人あり、海邦名勝志 已上四座、之を熱田四所別宮と云、國內帳集說

青会神社、今熱田海藏門外にあり、以上六座并に大官所攝の神也、張州府志、熱田

社問答、雜錄

○知多郡三座小

阿久比神社、今英比庄神宮村にあり、國內帳集說、式、社考、張州府志 凡庄内十六村の民家

毎に男女二體の神像を設け、英比殿と稱て之を祀る、國內帳集說

入見神社、今内海庄中郷村にあり、庄内十六村の本居神とす、

羽豆神社、今但馬庄幡豆崎の巖上にあり、幡頭崎明神と云、國內帳集說、神名帳考、証、尾張

式社、權建稻穗命を祀る、熱田神社次第、本記、土人傳説、毎年八月十四日、祭を行ふ、國內帳

名帳考、証、式社、考、張州府志

○式外諸神

枋地神、清和天皇貞觀七年十月丙子、正六位上枋地神に從五位下を授

栗栖地神、○按國內神名帳、春日井郡正四位下、蓋是也、姑く附て考に備ふ、清和天皇貞觀十六年二月壬子、正六位上栗栖地神に從五位下を授く、實錄

○參河國廿六座小並

○賀茂郡七座小並

野見神社、今能見村能見山に在り、能見山天皇と云、三河國二葉松、神名文帳考、官社私考、文德天皇仁壽元年十月乙巳、從五位下を授く、實錄凡毎年八月十八日祭を行ふ、愛智縣蓋土師氏の祖、野見宿禰を祭る、參酌日本書紀、延喜大嘗式、○按或は土師氏此地に居りしに因る歟、

野神社、今足助の西野口村に在り、神名帳考、土代官社私考、凡其祭九月十九日を用ふ、愛智縣

兵主神社、今高橋庄荒井村にあり、官社私考、愛智縣蓋大物主命三穗津姫神を祭る、本社凡毎年九月十二日祭を行ふ、愛智縣

射穗神社、また伊保天神と云、參河國內今高橋庄、上伊保村にあり、神名帳考、

狹投神社、今高橋庄猿投村猿投山にあり、三才圖會、神名帳考、土代官社私考、在と云ふ、姑附景行天皇皇子大碓命を祭る、本社傳記、神名帳頭注、文德天皇仁壽元

年十月乙巳、從五位下を授け、文德清和天皇貞觀六年二月丙子、從五位上に叙され、十二年八月戊申、正五位下を加へ、○按本書十八年六月癸丑の條に據て之を訂す、陽成天皇元慶元年閏二月戊戌、正五位上狹投神に、從四位下を賜ふ、三代實錄、○按正五位上に進ま凡毎年九月九日祭を行ふ、此日

本國及美濃尾張みな鞍馬數百匹を粧ふて、之を本社に奉る、三才圖會廣澤神社、今猿投村廣澤に在り、廣澤天神と云、即狹投の末社也、三河國二葉松、神名帳考、凡其祭二月未日を用ふ、愛智縣

灰寶神社、又灰寶天神と云、國內神名帳今高橋庄越土村にあり、波岩社といふ、官社私考凡毎年八月廿一日祭を行ふ、愛智縣

○額田郡二座小並

稻前神社今乙見莊稻熊村にあり、神明宮といふ、代官私考、蓋大神宮の御園地なるを以て、天照大神を祭る、國封戸の參取土人傳説、○按神風抄參河前の轉訛と聞ゆ、木村專福寺の碑に、古昔此地に一祠ありて、伊勢神に隸り、稻前社といふ、社側に神倉あり、國民新稻を伊勢に奉る者、先此に運ひ置て、後伊勢に送る、依て稻前の號あり、青木氏世々、後村上天皇正平元年六月、御卜に社司其祀を掌ると云るもの、敬とすへし、後村上天皇正平元年六月、御卜に社司過穢す事あるを以て、稻前神祟ありと云り、依て使を遣して中祓を科せしむ、事口傳凡毎年正月三日稻前神事を行ふ、考名帳

謁播神社、舊阿知和村にありしを、後加茂郡御藏村に移す、謁磐明神といふ、三河二葉松、式社考、參

河國圖、官社私考集説、文德天皇仁壽元年十月乙巳、從五位下を授く、徳

録凡其祭十月十八日を用ふ、神智縣

○碧海郡六座小並

和志取神社、今柿崎村字和志取にあり、寶曆四年田畑名寄

酒人神社、今矢矧川の下坂戸村にあり、三河二葉松、參河國圖、○按日本書紀、

また新撰姓氏錄に、酒人真人未定、姓に酒人小川真人あり、並に菟皇子の後とみゆ、今本國坂戸村に酒人神社あり、隣邑小川村あるは此に因あるが如し、然れども未だ明證を得ず、附て考に備ふ

日長神社、今吉良庄下中島村にあり、神明社といふ、○官私考、愛智縣神社調

日長宮、又日長神社と云ふもの證とすべし、又接尾張國内神名帳、知多郡日長天神

あり、又熱田神社の所攝に日長社あり、又國內帳に知里府名神あるに據らば、當

國日長知立二神、蓋日本武尊に由縁ある神也、文德天皇仁壽元年十月乙巳、從五位下を授く、實録

凡九月十五日十六日、祭を行ふ、神智縣

知立神社、今重原莊池鯉鮒の驛西にあり、近隣二十四村の生土神とす、三

二葉松、參河國圖、官社私考、東海道名所圖會、吉備武彦命を祀る、鎮座記、文德天皇仁壽元年十月

乙巳、從五位下を加へ、十二年八月戊申、正五位上に進み、十八年六月癸丑

從四位下智立神に從四位上を授く、三代實録、○按從四位下に進

月五日、御弓祭あり、早に雨を祈る時、社司御手洗池に臨て幣を奉れば必

感應ありと云、東海道名所圖會、凡毎年二月初午日、祭を行ふ、官私考、

比蘇神社、今上和田村の境にあり、比蘇天神といふ、官私考集説、○按此地

りど

糟目神社、今重原庄渡蒨村にあり、塩指明神といふ、官社私考集説、○按此地西南碧海郡にて、其邊八百歩の間を糟目といふ、俗にカヌモト唱ふ、本村も古へは糟目の地也といふ、文德天皇仁壽元年十月

乙巳、從五位下を授く、實錄

○播津郡三座並

久麻久神社二座、○按參河國內神明名帳、一座は今吉良庄熊子村にあり

稻荷明神といふ、一座は同庄八面村に在り、大寶天王と云、三才圖會、三河二

名帳考

羽豆神社、○按文德實錄に播豆神、今播豆庄宮崎村にあり、羽利明神と云、

三河二葉松、三河國圖、官社私考、建稻種命を祭る、本社傳説參取、尾張羽豆神社傳説、文德天皇仁壽元年十

月乙巳、從五位下を授く、實錄凡其祭九月七日八日を用ふ、愛智縣神社調

○寶飮郡六座並

形原神社、今宮内庄形原村にあり、凡二月十五日卯日祭を行ふ、參河國圖

愛智縣神社調

御津神社、今御津庄廣石村にあり、御津大明神といふ、享德元年鐘銘、三河

文德天皇仁壽元年十月乙巳、從五位下を授く、實錄

菟足神社、今渡津庄小坂井村に在り、止曾久社と云ひ、又菟足八幡と云、應

三年鐘銘、三河二葉松、參河國圖、清和天皇貞觀六年二月丙子、正六位上菟足神に、從五位

下を授く、實錄凡例祭四月十一日、雀十二羽を供ふ、之を風祭と云、神名張

東海道、名所圖會、古へは猪を以て生贄に獻りき、宇治拾遺物語

砥鹿神社、今雀部庄一宮村にあり、本茂山又木の宮山の社を以て本宮とす、一宮

記、三河二葉松、三河國圖、三才圖會、大己貴命を祀る即三河の一宮也、一宮文德天皇嘉祥三

年七月丙子朔、從五位下を授け、仁壽元年十月乙巳、從五位上を加奉り、文

實錄清和天皇貞觀六年二月丙子、正五位下に進め給ひ、十二年八月戊申、正

五位上に叙され、十八年六月癸丑、從四位下より從四位上を給ふ、三代實

本書從四位下に進み給へ、例祭正月三日、田遊祭、二月未日火舞祭あり、五

月四日、走馬、流鎗馬を行ふ、官社私考集説、東海道名所圖會、

赤日子神社、○按赤日子、文德實今赤坂驛上西郡村にあり、清田上郷兩村

の氏神とす、赤引明神と云、神名帳考證、神名帳考土代、官社私考、○按上郷村三

大神宮に調進せしか、今は其事蓋參河國神服部の祖神を祭る、參酌令義解、集解、貞觀儀

式大文德天皇仁壽元年十月乙亥、從五位下を授け、文德實錄清和天皇貞觀七

年十二月癸酉、從五位上を加へ、十八年六月癸丑、正五位下に叙さる、實錄

凡九月十六日、祭を行ふ、即神衣祭日也、神名帳考土代

石座神社、○按石座、文德實今設樂郡大宮村に在り、岩倉明神と云ふ、近江

十四村の産土神とす、三河二葉松、神名帳考證、官社私考集説、文德天皇仁壽元年十月乙巳、從

五位下を授け、文德實錄陽成天皇元慶七年十二月庚申、從五位上を授く、實錄

凡毎年二月九月十四日十五日を以て祭を行ふ、愛智縣神社調

○八名郡一座小

石卷神社、○按石卷、文德實今美和庄神郷村石卷山にあり、石卷大明神と

云ふ、三河二葉松、神名帳考、參河國圖、官社私考、文德天皇仁壽元年十月乙巳、從五位下を授く、

文德實錄凡其祭正月十五日九月十六日、并管粥神事を行ふ、官社私考、愛智縣神社調

○渥美郡一座小

阿志神社、今和地庄阿志村にあり阿志大明神と云ふ、國內神名帳、三河二葉松、官社私考、

文德天皇仁壽元年十月乙巳、從五位下を授く、文德實錄凡七月四日祭を行ふ

愛智縣神社調

○遠江國六十二座大二座 六十座 小

○濱名郡五座大一座 四座

彌和山神社、今敷知郡只來村彌和山にあり

英多神社、

猪鼻湖神社、○按遠江風土記傳に、下尾名村神明社地、猪鼻湖の湖邊是なりと

猪鼻湖と云處、密址なりとも、又今切の洲崎なる、今切となりし、猪鼻の誤也、流など

なせしもの

大神神社、今中郷村に在り、二宮大和大明神といふ、巡拜書祠記、遠江志、式社摘考、蓋大和
大物主神を祭る、大神神社神封の地也、新抄拾遺式、

角避比古神社、○按式社考、巡拜書祠記、遠江志、等の書に新井、新の湊、明神を本
なりといへば、信かたし、東海道名所圖會に、橋本村、諏訪大明神、又湊大明神とて、
江氷に臨める社是なりとみゆ、又土人の口碑に、往古北山日ヶ崎、橋本とて三ヶ
所に、敷知、濱名、二郡の地勢大に變りたれと、橋本の西方に高師山、峯積、下諏訪山に
角避比古神社の跡とて、五畝歩はかりの平地あり、其麓に神田とて、兩社神供米の田
云り、其西に上諏訪山を彌和山神社跡と云ひ、其麓に神田とて、兩社神供米の田
地あり、猪鼻湖神社は明應に流失せたるを以て、三社を合せて三社明神と、文
齋ひ、村の産土神なりと云傳ふと云るもの、據ありと聞ゆ、猶よく考ふべし、文
徳天皇嘉祥三年八月戊申、此神湖水の開塞を知り坐て、國中に福し給ふ
を以て、官社に預らしめ、實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、式、延喜

○數智郡六座小並

岐佐神社、今前坂驛象中山の地に在り、八王子明神と云、凡毎年九月十五
日祭を行ふ、式社摘考、巡拜書、
祠記、神名帳、打聞、

許部神社、今宇布見村米明神、蓋是也、式社摘考、○按書事本記、大明命五世孫
建筒草命は、津守連、若倭部連の祖、また

新撰姓氏錄に、子部は大明命五世孫建筒草命を祭るに似たり、姑附て考に備ふ、
神は建筒草命、津毛利神は、建筒草命を祭るに似たり、姑附て考に備ふ、

津毛利神社、今長上郡三神野村にあり、遠江風土記傳、
濱松縣注進狀、

息神社、文徳天皇仁壽二年閏八月戊辰、從五位下を授け、丙子官社に列る
文徳
實錄

曾許乃御立神社、吳松村にあり、鹿島明神と云、巡拜書祠記、神名
帳考、本社祭記、蓋武甕槌
命を祭る、參取常陸風土記、
本社舊記、神樂歌、清和天皇貞觀四年五月戊辰朔、正六位上より
從五位下を授く、三代
實錄凡毎年九月九日祭を行ふ、此日御船形を作り、旅所
にして神樂歌を唱ふ、本社祭記、遊
江風土記傳、

加久留神社、今神が谷村にあり、八幡と云、遠江風土記傳、濱松式社取調書、○
按本社の丑寅廿餘町にかくれ谷
川あり、清和天皇貞觀四年五月戊辰朔、正六位上加久留神に從五位下を
授く、三代
實錄

○引佐郡六座小並

渭伊神社、今井伊郷神宮寺村にあり、冷泉其地に出門井大神といふ、之を

井伊三十七郷の惣社とす、遠江風土記、蓋御井神を祀る、古事記
乎豆神社、今刑部村にあり、遠江風土記
三宅神社、今井伊谷村にあり、二宮明神と云、遠江風土記
蜂前神社、今祝田村字蜂前にあり、羽鳥明神といふ、遠江風土記
須倍神社、今都田郷須倍村にあり、神明宮といふ、遠江風土記、蓋伊

勢大神を遷祭る、所謂都田御厨也、東鑑
大敵神社、○按遠江風土記傳に、大敵、多都佐と訓へし、三嶽權現社の山中に多
故に山を蛇王山とも云、山下に瀧澤村大日靈あり、村に常ならぬ窟あり、人入る
事を得ず、瀧澤を多都佐と訓り、此地或は神社の舊址ならんと云り、姑附て考に
備ふ。

○鹿玉郡四座小並
於侶神社、今豊田郡柴本村にあり、於呂大明神と云、式社考、遠
皇正平元年六月、御體御卜に社司神事を穢すを以て、於呂神崇り給ふ由
と奏せり、故使を遣して社司に中祓を科せしむ、即此神也、宮主秘

多賀神社、今豊田郡小野村高根山あり、遠江風土記傳
長谷神社、今堀谷村にあり、六社明神といふ、巡拜書
藤小長谷直綱、東大寺正倉院天平十二年文書に、浪名郡津築野戸主、小長谷部
奈爲、また神名帳考證引祭主家公文抄に、浪名神戶刀禰、小長谷行光などある
に據て考ふるに、蓋小長谷氏の此地に住る者、其祖神を
祭れるなるへし、然れども明證を得ず、故今附て考に備ふ。
若倭神社、蓋若倭部の祖建筒草命を祀る、恭酌書事本紀
○長下郡四座小並
長野神社、
大眼神社、
登勒神社、
猪家神社、今豊田郡北鹿島村にあり、椎川脇大明神といふ、遠州一統志、巡拜
○長上郡五座小並
大歳神社、今天王村にあり、巡拜書、蓋建速須佐之男命大山津見神女
神大市比賣に娶て生坐る兒、大年神を祀る、古事記

延喜式

邑勢神社、今天龍河の西上大瀬村にあり、神明といふ、凡其祭九月十六日を用ふ、神名帳考證、遠江風土記傳

服織神社、今豊田郡羽鳥村にあり、神名帳考證、遠州一統志、巡拜書祠記

朝日波多加神社、今半田の隣境内野村、邊多の地にあり、遠江風土記傳、按和名抄、朝多野今邊多といふ、即半田村蓋是也

子倉神社

○磐田郡十四座並小

入見神社、寺あり、之に據に、本社廢らる、今入見郷あり、今磐田郡加茂村に入目山大瀧、

鹿苑神社、今二宮村にあり、鹿苑大明神と云ひ、又高根明神といふ、遠州一統志、巡拜書祠記、神名帳考土代、

文德天皇嘉祥三年七月丙戌、從五位下を授け、實錄、清和天皇貞觀二年正月戊寅、從四位下に叙さる、三代實錄

淡海國玉神社、今見附驛にあり、當國總社明神といふ、遠州一統志、巡拜書祠記、式社考、蓋

遠淡海國魂神を祀る、式、延喜

田中神社、舊中泉村手長森にありしを、今豊田郡中泉久保、石原村に移す

手長大明神と云、同上

豊雷命神社、今城飼郡海戸村にあり、

豊雷賣命神社、今豊雷命神社同殿にす、遠州一統志、巡拜書祠記

生雷命神社、

天御子神社、今見附驛にあり、式社考、遠松縣取調書

御祖神社、今岡田庄加茂村にあり、遠江志、遠江風土記傳 蓋加茂建角身命を祀る、と

は山城岡田鴨神也、山城風土記、延喜式

御子神社二座、り、今諸異本に據て之を訂す、今見附驛大見寺域内にあり

御子大明神と云、遠江風土記、傳、式社考 蓋玉依日子命、玉依日賣命を祀る、とは建角

身命丹波の伊可古夜日女に娶て生る御子也、山城風土記、延喜式、○按延喜

二座とある、一座は別雷命などを祭れる如く思ふべけれど、此の御祖神の岡田庄加茂村に座すにて、建角身命なる事著し又此二座とあるにて、此二神なる事明かなれば、か凡其祭九月廿八日を用ふ、遠江風土記、傳、式社考

矢奈比賣神社、今見附驛天神山にあり、矢奈比賣天神と云、遠州一統志、巡拜書祠記、式社、

風土記傳、江仁明天皇承和七年六月戊辰、無位矢奈比賣天神に從五位下を

授け、續日本清和天皇貞觀二年正月、戊寅、從五位上より正五位上に叙さ

る、三代實錄、○按本書從五位上に凡八月十日十一日祭を行ふ、巡拜書

須波若御子神社、今見附驛諏訪山にあり、諏訪大明神といふ、遠州一統志、

松縣取須波若御子神社、今見附驛諏訪山にあり、諏訪大明神といふ、式社、

○周知郡三座並小

芽原川内神社、○按芽原三代實錄、今萩原山の下川内村にあり、山

住權現と云、神名帳考、清和天皇貞觀二年正月戊寅、正五位下よ

り、從四位下に進み、十六年二月癸丑、從四位上を加ふ、三代實錄

小國神社、又九小國天神と云、今袋井驛北三里官代村にあり、遠州一統志、

清和天皇貞觀二年正月戊寅、從四位下を加へ、十六年二月癸丑、從四位

上を賜ふ、三代實錄、古へは神主官司職を置き、清原氏を以て社務を掌らしむ

馬主神社、今豊田郡大久保村に在り、遠州一統志、

○山名郡四座並小

山名神社、今周知郡上山梨村にあり、其祭六月十五日を用ふ、巡拜書、

按周知郡山梨郷を村内の舊記に山名郡山名庄

許禰神社、今豊田郡木根棚指村にあり、脚指帳

島名神社、舊中島村にありし島名神を、後御厨庄鎌田村に遷す、神明宮と

いふ、庄中十七村の鎮守也、凡其祭六月九月十五日十六日之を行ふ、遠州

○佐野郡四座並小

眞草神社、今周知郡鶴狩郷眞草村眞草平にあり、眞草神といふ即是也、遠

風土記傳、眞草神社、今周知郡鶴狩郷眞草村眞草平にあり、眞草神といふ即是也、江

眞草神社、眞草神といふ即是也、江

眞草神社、眞草神といふ即是也、江

眞草神社、眞草神といふ即是也、江

眞草神社、眞草神といふ即是也、江

眞草神社、眞草神といふ即是也、江

眞草神社、眞草神といふ即是也、江

巳等乃麻知神社、○按文德實錄任事神、三代實又巳等乃麻麻乃社と云、清少納言東關

行、今佐夜中山の口なる日坂驛の西宮村にあり、遠州一統志、神名帳考、式

盖天兒屋命の母許登能麻遲媛命を祭る、玉主命の女也、舊酌藤原系

阿波波神社、今西山村粟が嶽にあり、延喜式

利神社、今掛川驛下俣村にあり、戸神明神と云ふ、遠州一統志、巡拜書

○城飼郡二座、並

奈良神社、今掛川驛東南奈良野村にあり、藤谷大明神と云、式社摘考、神名

比奈多乃神社、今城東郡土方郷落合村字日向谷にあり、凡九月廿五日祭

を行ふ、遠江風土記傳、濱松縣取調書

○慕原郡五座、大一座 小四座

大楠神社、今谷口村楠臺にあり、楠御前と云ふ、遠江式内

服織田神社、今白羽村の海邊にあり、白羽大明神と云、盖是也、凡其祭三月

十一月中午日之を行ふ、遠州一統志、遠江風土記、式社摘考、盖長白羽神を祀る、古語

片岡神社、今片岡郷下吉田村にあり、遠江風土記傳、巡拜書、神名帳、打聞、

片岡村といひしを、後上下吉田

飯津佐和乃神社、今波津村に在り、牛頭天王と云、遠州一統志、巡拜書、神名帳、打聞、

敬満神社、今谷口村敬満森にあり、遠州一統志、巡拜書、神名帳、打聞、文德天皇仁壽

三年十一月癸丑、敬満神靈を名神に預らしめ、實錄清和天皇貞觀二年正

月戊寅、從四位下より正四位下を授け、三代實錄○按從四位下に叙、醍醐

天皇延喜の制名神大社に列る、延喜式凡九月中酉日祭を行ふ、遠江風

○式外諸神

筑紫對馬神、清和天皇貞觀六年三月己酉、正六位上筑紫對馬神に、從五

位下を授く、

淡海石井神、清和天皇貞觀七年五月戊子、正六位上、淡海石井神に、從五

位下を授く、

蟾涓神、○按和名鈔、長上郡蟾涓郷

鳥飼神、清和天皇貞觀八年十二月丁酉、正六位上蟾涓神鳥飼神に、從五位下を授く

鴨神、清和天皇貞觀九年十月庚午、正六位上鴨神に從五位下を授く
伊古奈神、

鑄錢司黑山神、火山神、○按鑄錢司と云ふに依て之を考ふるに、本國鑄錢司考に備ふ、附て清和天皇貞觀十五年九月己丑、正六位上伊古奈神、鑄錢司

黑山神、火山神、并に從五位下を授く、
岐氣保神、○按倭名鈔本國山香郡岐階郷あり、岐氣疑らくは岐階の地名、保

周知、山香の郡界にあり、且例祭十一月十日よ、附て清和天皇貞觀十六年五月
丁酉、正六位上岐氣保神に從五位下を授く、

蒲田神、
白伊大刀自神、清和天皇貞觀十六年五月戊戌、正六位上蒲田神、白伊大

刀自神、並に從五位下を授く、

真蘇原神、

赤尾神、

滋垂神、陽成天皇元慶二年九月戊申、真蘇原神、赤尾神、滋垂神、正六位上より從五位下を加ふ、三代實錄

○駿河國廿二座、大十一座 小十一座

○益頭郡四座、並小

神神社、又美和天神と云ふ、三代實錄今三輪村にあり、神名帳考証、巡拜齋、祠記、駿河新風土記、蓋大

神大物主神を祭る、參酌新鈔格、勅符延喜式、清和天皇貞觀十五年八月丙申、從五位下美和天神に從五位上を授け、陽成天皇元慶二年五月壬子、美和天神に正

五位下を加ふ、三代實錄凡其祭十一月中午日之を行ふ、駿河式社取調帳、靜岡縣式社考、那閉神社、今益津上村、鮎波山にあり、川關大明神といふ、鮎波神社由緒書、那閉神社、今當目村、那閉崎にあり、鍋崎大明神と云、凡九月十九日祭を行

ふ、巡拜書祠記、駿河新風土記、靜岡縣式社取調帳、

燒津神社、今入江庄燒津村にあり、入江明神と云、駿河國志、駿河新風土記、蓋日本武尊を祭る日本武尊、駿河に至坐時向火を着て野火の難を免れ給ひき、即是也、日本書紀、凡毎年六月十五日祭を行ふ、此日神輿城之腰、濱河原に幸し給ふ、駿河新風土記

○有度郡三座、並小

伊河麻神社、今稻川村の南上島村にあり、伊鎌明神と云、巡拜書祠記、駿河新風土記

池田神社、今池田村原小路新居の地にあり、西宮といふ、凡九月九日を例祭とす、駿河式社取調帳、靜岡縣式社取調帳

草薙神社、今草薙村草薙山にあり、駿河國志、吾嬭道記、駿河新風土記、駿河國志、蓋日本武尊を祭る、初皇子東國を征給ふとき、茲に幸し、其御刀以て草を薙拂ひ、向火を着て其國の賊等を斬滅し給ひき、即是也、參取日本書紀、古事記、凡正月七日六月十五日九月廿日祭を行ふ、駿河式社取調帳

○安倍郡七座、並小

足坏神社、按駿河神名帳に、奉付天神に作る、神部神社、

建穂神社、古羽取村馬鳴森にありしを、後今建穂村建穂寺域中に移す、之

を馬鳴明神と云、行藤抄、駿河新風土記、巡拜書祠記、駿河國志、蓋建部君祖日本武尊を祭る、參取新撰姓氏錄、延喜式、按建部建部音相近、總國風土記に天照大神を祭る、日本武尊の祭る所也と云るは、信かたけれど、日本武尊の祭る由云るは、其祭神を誤りなからに傳へたる者なり、始附て參考に備ふ、土御門天皇承元四年十一月戊申、馬鳴神小兒に憑

て告曰く、酉年に當て、方に兵革の事あるへし、神主等大に驚き、使を馳て之を鎌倉に告く、北條義時大江廣元等之を卜はむとせし時、將軍源實朝嚮に我戰の事を夢みしか、今此神告あり、徒事にあらすと云て、卜はしめす、使を遣して、劔一口を神社に奉りき、此後四年果して、和田氏の事あり、

東凡毎年四月三日九月十七日祭を行ふ、靜岡縣式社取調帳

中津神社、今明星敷村にあり、住吉社といふ、按上古志、豆根川、藤科川分流、地なるを以て、中津と云ひけ

今中河原の名あり、國帳神名に、中津俣天神と云るも由あり、凡其祭六月晦之を行ふ、駿河式社備考

小梳神社、按駿河神名帳小、今有度郡府中清水尻にあり、少將井社と云、

凡其祭六月十五日九月十九日を用ふ、駿河新風土記

白澤神社、今牛妻村白澤にあり、白澤大權現と云ふ、凡九月十九日祭を行

ふ、巡拜齋祠記、駿河新風土記

大歳御祖神社、今賤機山の麓奈吾屋森にあり、奈吾屋明神と云、巡拜齋祠記、駿河式

社略、大歳御祖命を祭る、延喜式

○盧原郡三座、並小

御穂神社、按御穂三代實錄、街盧に作る、有度郡三保村三保浦にあり、駿河國志、行齋、國

土、大己貴命三穗津媛命を祀る、傳、清和天皇貞觀七年十二月戊辰、從五位上に叙され、陽成天皇元慶三年四月甲子、正五位下を授く、實錄、後村上

天皇正平元年六月丁巳、使を遣して社司に中祓を科す、御穂神の御祟ありと云を以て也、宮主秘事口傳、按、本書、稻

凡年中祭祀正月六月十五日

十一月午日中申日、祭を行ふ、正月を箇粥祭と云、六月神鋒、離宮羽衣社に

幸す、十一月午日、佐久神、御井神を祭る、攝社八雲社、神明社あり、祭毎に必

先漁して、鮮魚海菜を二社に奉るを恒例とす、駿河新風土記、東海道名所圖會

久佐奈岐神社、今草萱村にあり、巡拜齋祠記、駿河新風土記、蓋日本武尊を祭る、參、酌日

延喜式、今按本社に神像四幅ありて、正殿の左右に二座つゝ並坐り、三柱は

男体にて、吉備武彦命、大伴武日連、七瀬原、一座は女体にて、弟橘媛に坐す、いと

なりといへり、凡正月五日九月廿九日祭を行ふ、駿河式、社略記

豊積神社、今町屋原村に在り、豊積淺間といふ、凡毎年四月十一日初未日

九月十四日祭を行ふ、駿河國志、駿河新風土記、社略記

○富士郡三座、大二座

倭文神社、今星山村にあり、星山淺間と云、巡拜齋祠記、駿河新風土記、蓋倭文神、建葉槌

命を祭る、參、酌日本書紀、延喜式、按、延喜主計式、本國貢物を獻て、倭文三十一

は、星神、天香々、背男を討平け給へる神なるからし、か誤りし也、姑附て、考に備

ふ、凡正月十七日、富士大宮司等來て祭を行ふ、巡拜齋祠記、駿河新風土記

十六

淺間神社、昔富士山にあり、本朝文神袖中、鈔、色葉字類鈔、後之を久爾庄大宮町に移す、即

今富士淺間本宮是也、駿河國志、駿河新風土記、一宮巡詣記、吾備道記、○按詞林

地と聞、傳云、木華開耶姬命を祭る、
に本社大山祇命を配祭ると云り、駿河國

神名帳に、淺間御子明神十八座を載せ、伊豆國神階帳に三島大明神十八所御

子達とあるを合考ふるに、本社の主神は大山祇命にして、木華開耶姬と配祭

るに似たり、然れど今姑く舊之を淺間大神と云、實錄、即駿河一宮也、
一宮延

曆以後、大神の威靈屢顯る、三代實錄、文德天皇仁壽三年七月甲午、名神に

預り、壬寅、從三位を授け、實錄、清和天皇貞觀元年正月甲申、正三位を加へ、

六年八月己未、詔して幣を奉て神怒を解謝しむ、是よりさき神山火起り

峯崩れ、砂零り、烟滿て地震こと甚しかりき、之をトふに、淺間名神の禰宜

祝等、齋敬て仕奉らざるの御祟と奏せるを以て也、
三代實錄、醍醐天皇延喜の

制、名神大社に列り、式延喜七年五月戊寅、從二位を授奉る、
諸社根元、凡毎年

四月十一月初申日、五月五日流鏑馬、九月十五日新嘗祭を行ふ、
駿河式、社略記

富知神社、また福知天神と云、
駿河國神名帳、東鑑、今大宮町にあり、淺間社の攝社と

す、
駿河新風土記、大山祇命を祀る、
本社傳説、後鳥羽天皇文治二年七月甲午、將軍源賴

朝富士領上政所福地社に神田を寄奉る、即是也、
東鑑、凡淺間神社造替ある

毎に、其神體を本社に遷し奉ると云、
神名帳、考土代

○駿河郡二座、並小

丸子神社、今駿東郡鞠子驛東門間村に在り、丸子大明神といふ、
神名帳、考

祠記、東海道、名所圖會

桃澤神社、又桃澤天神といふ、
駿河國神名帳、○按本郡足高山の谷に、百

窪村にあり、○按此地を流る、
澤あり、舊名の遺れる也、附て後考に備ふ、今長

ふ、
駿河式社略記、靜岡縣式社取調帳

○式外諸神

阿氣大神、舊址駿東郡阿野庄赤野山の頂にあり、神社今廢たり、
神名帳、考土代

文德天皇仁壽三年、國司官に奏し、新に社を建て、此神を祭る、初阿氣大

神伊豆國より駿河郡に移坐時、禰宜祝等奇異の事を設て、國人を註惑

しき、是に至て山田連春城駿河介たりしか、立處に其偽を訊鞠して、歲時に祭祀を行はしむ、文徳實錄

大井神、今益頭郡島田驛大井川の邊にあり、大井大明神と云、行齋抄、神名帳土代

清和天皇貞觀七年十二月戊辰、正六位上大井神に從五位下を授く

岐都宇命神、

火雷神、陽成天皇元慶二年四月己卯、正六位上岐都宇命神、火雷神、並に

從五位下を授く、三代實錄

○伊豆國九十二座、大五十座、小四十二座

○賀茂郡四十六座、大四座、小四十二座

伊豆三島神社、今君澤郡三島驛にあり、傳云ふ、本社昔伊古奈比咩命神社、

同殿に坐しと、後今地に別遷さる、豆州志、行齋抄、○按社地今君澤郡に隸、蓋

伊奘諾尊の兒大山積命を祀る、參取古事記、日本記、一宮記、即伊豆の一宮に坐り、島

文書一宮記、伊豫三島神を遷奉る所也、此親行海道記、廿二社本縁、源平盛衰記、○按

大山積神社の下に云るか如し、また駿河國神名帳に、淺間御子明神十八座とあり、伊豆國神階帳にも、三島大明神十八所御子達とある時は、兩國とも同神の族類多かりし事知へし、さて同神を祭られし事は、本國は天武天皇の御世に、駿河國を割て、置れし國なる故にや、もと又二國の國造は物部連同族なる故、もとより祭られ、孝謙天皇天平寶字二年十月辛丑、伊豆地九戸を神封に

充て、十二月四戸を寄奉る、新鈔格勅符、淳和天皇天長九年五月庚戌、三島神伊

古奈比咩神、大に神靈を顯し給ひ、深谷を埋め、高巖を摧き、神宮二院、池三

處を造り坐を以て、此神を名神に預しめ、釋日本紀、引、文徳天皇嘉祥三年

十月辛亥、從五位上を授け、齊衡元年六月己卯、從四位下を加へ、文徳實錄

仁壽二年十二月丙子、駿河國三島大神從四位を加ふとあるは、蓋衍文也、駿河伊豆本一國なるを以て、誤れるものなる事著し、故今伊豆とあるに據て、駿河

と云ふを略けり、阿波咩神、物忌奈神、伊古奈比咩、伊太臣、清和天皇貞觀元年正和氣、阿豆佐和氣、波布比咩、等の諸神も、又皆之に倣へ、、清和天皇貞觀元年正

月甲申、從四位上に叙され、六年二月壬戌、正四位下を授け、十年七月戊午、

從三位に進め奉り、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新

嘗の案上官幣に預り給ひき、延喜式、高倉天皇治承四年九月、庚子、源賴朝本

國河原谷長崎地を神領に充つ、是よりさき、戰勝を祈るに神祐ありしを

以て也、後鳥羽天皇文治元年四月癸酉、賴朝祈願の報賽に、相摸糠田郷を寄奉り、さきに奉れる、河原谷三園を六月廿日臨時祭料として神主東太夫盛方に附け、糠田長崎を二宮八幡放生會料として、神主西太夫盛長に附けしめ、建久六年十一月甲午、將軍賴朝神馬劔幣を奉り、東後醍醐天皇延元三年正月癸卯、權中納言兼陸奥大介鎮守大將軍源顯家伊豆安久郷を寄して、天下大平を祈る、凡神官世々伊豆宿禰を以て官司とす、三島一と東大夫、二を西大夫と云、東今神主矢田部氏、即東大夫の裔也、豆州其他社家凡三十六人、正月元日十七日、四月中西日、八月十六日祭を行ふ、東海道名所圖會

波布比賣命神社、今大島波富の池上に在り、羽部太后大明神といふ、豆州伊豆式社波布比賣命を祀る、三代實錄蓋三島神の後神也、三宅文德天皇齊衡元年六月己卯、從五位上を授く、文德實錄伊賀牟比賣命神社、今三宅島伊賀谷村にあり、后大明神と云、伊豆式社伊賀

牟比賣命を祀る、延喜式こは三島神の後神にませり、三宅

伊古奈比咩命神社、今白濱村字長田にあり、當后の宮、また白濱明神と云、

伊豆神階帳、豆州志伊古奈比咩命を祭る、之を三島大神の後神とす、釋日本紀

引日本後紀淳和天皇天長九年五月庚戌、大に神威を著し給へるを以て、

三島神と共に名神に預り、釋日本紀、引文德天皇嘉祥三年十月壬子、從五位上を授け、十一月甲戌朔、官社に列り、齊衡元年六月己卯、正五位下を加

へ、文德實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式凡其祭九月廿日廿一日、

四月十一月初酉日を用ふ、足柄縣式神社に仕ふる者、神主原氏、及禰宜三

十六戸ありと云、神名代

佐伎多麻比咩命神社、今三宅島神着村にあり、三宅記、伊豆蓋天之瓊主神

の女、前玉比賣を祀る、參取古事記、延喜式此は三島神の第三の後神也、三宅文德天

皇嘉祥三年六月庚戌、從五位下を授く、文德實錄

伊多氏和氣命神社、今三宅島稻根山にあり、稻根大明神といふ、伊豆式社

考證○按

稻根伊多氏と音相近し、文德天皇嘉祥三年六月庚戌、從五位下を授け、齊衡元年六月

己卯、從五位上を加ふ、實錄

阿豆佐和氣命神社、今利島にあり、阿豆加明神といふ、豆州志、南方海道志、文德天皇

嘉祥三年六月庚戌、從五位下を授け、齊衡元年六月己卯、從五位上を加ふ、

實錄凡十二月二十七日祭を行ふ、南方海道志

多祁美加加命神社、光孝天皇仁和二年十一月庚子、正六位上多祁美加賀神

に、正五位下を授く、三代實錄○按、本書都に作

物忌奈命神社、今神津島に在り、定明神と云ふ、神名帳考三島神阿波咩神

に御娶坐て、生坐る子、物忌奈命と祭る、仁明天皇承和七年十月丙辰、無位

より從五位下を授く、此神島を造給ふ、靈驗あるを以て也、續日本後紀、文德天

皇嘉祥三年十月壬子、從五位上を加へ、十一月甲戌朔、官社に列り、齊衡元

年六月己卯、正五位下に叙され、實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る

式、延喜四月六月十一月中酉日を以て祭を行ふ、

波夜多麻和氣命神社、今相玉村にあり、相玉天神と云、蓋是也、凡正月二十

五日走馬神を行ふ、伊豆式社考、足柄式社考、足

伊波例命神社、今長津呂村、石廊山にあり、岩廊神社と云、伊波良姫明神是

也、伊豆神階帳○按、國內神階帳いほら、明神とある、伊豆神階帳、凡其祭正月一日之行

ふ、伊豆式社考、足柄式社考、足

伊豆奈比咩命神社、今大賀茂村にあり、走湯神社と云、蓋是也、伊豆式社考、足

北六町許にありて、宮か崎と唱ひ、舊名を伊豆崎と云しと、

阿米都和氣命神社、○按、本書和字を脱せり、今、今三宅島に在り、總鎮守三

島明神、又富賀明神と云ふ、伊豆式社考、延喜式、阿米都和氣命を祭る、蓋三島

神伊古奈比咩命に娶て、生坐る御子也、本社所藏古上梁文○按、本書三島

大明神と云ひしを、當國と唱ひしも、其餘は三島神、一は伊古奈比咩命を當后

殿に坐し、利島の阿豆佐和氣命も、延喜式、文德天皇嘉祥三年六月庚戌、從五位

下を授け、齊衡元年六月己卯、從五位上を加ふ、實錄

波夜志命神社、今三宅島神着村風早村にあり、波宇須神と云ふ、伊豆式按

波夜志の音轉訛て、波宇須とされる、波夜志命を祀る、延喜式此は三島神佐伎多麻比咩命に

娶て生坐る神也、三宅此神威靈尤嚴にして人若神山を犯す時忽大風

を起し、崇峯立處に顯る、伊豆式社考証

優婆夷命神社、今八丈島太賀郷にあり、島の總鎮守優婆夷明神と云ふ、豆州

方海島志伊豆式社考証、優婆夷命を祀る、延喜式蓋三島神の妃神也、三宅記○按本書三

五の島に置給ふ事、を記して、かきの島に置給ふ后を、いやは、波夜志の轉訛なり、

片菅命神社、今三宅島神着村にあり、伊豆式社考証片菅命を祀る、こは三島神佐

伎多麻比咩命に娶て生坐る神也、三宅

久良惠命神社、今三宅島久良濱にあり、久良濱神又久呂明神と云ふ、蓋是

也、伊豆式社考証久良惠命を祀る、こは片菅命の御兄神也、三宅

夜須命神社、三島神の子、夜須命を祭る、こは菅佐伎多麻比咩命の生坐る神

也、三宅

奈疑知命神社、今繩地村にあり、子安明神といふ、

加彌命神社、今三宅島神着村にあり、二宮といふ、伊豆式社考証加彌命を祀る、こ

は三島神佐伎多麻比咩命に娶て生坐る第二の子神也、三宅

氏良命神社、今二條村寺か谷にあり、氏良山神と云、蓋三宅島より遷し奉

る所也、豆州志式社考証氏良命を祀る、佐伎多麻比咩命の生坐る第四の子神に坐

す、三宅

許志伎命神社、今許志伎婆の地にあり、神名帳考土代

多那伊志豆伎命神社、

久爾都比咩命神社、今新島の式根島にあり、泊大明神と云、伊豆式社考証久爾都

比咩命を祀る、延喜式美知能久知能御門能太后と申す、蓋三島神の後神也、

三宅

伊波乃比咩命神社、今三宅島坪田村にあり、伊豆式社考証伊波乃比咩命を祀る

式、延喜此神は三島神の次の后神也、三宅

杉押別命神社、今田中村にあり、來宮明神と云ふ、式社取調帳
多那富許都久和氣命神社、今柿崎村武峯山にあり、武峯山神社と云ふ、伊豆

式社考証○按武峯は、多那富許の轉音なり、
伊波久良和氣命神社、今八幡野村八幡宮に配祭る木宮の神即是也、凡八

月九日十日祭を行ふ、豆州志足柄縣
意波與命神社、今本郷村一巖山にあり、式社

阿米都加多比咩命神社、
阿治古神社、今大島野増村にあり、大島總鎮守大宮明神と云ふ、伊豆式社

縣式社取調帳○按村の南方二里許海濱に阿治古と云處ありもど、阿治古命を

祀る、延喜此は三島の神波布比咩命に娶て生坐る第一の御子神也、三宅

伊波比咩命神社、今一色村にあり、姫宮明神といふ、式社考証

阿波神社、按文德實錄阿波神今神津島に在り、長濱御前と云、三宅記

豆州志南三島大神の本后阿波咩神を祭る、按日本後記、上古伊弉諾伊

等用二神、天神の詔の隨、此國を修固給ふ時に、山神大山祇神を生坐給ひ、

古事中世に及て、此神伊豆の島々を造り成し、其后神と坐阿波咩神、甚く

神靈を耀して、上津島を造り給ひき、按日本後記大憲、仁明天皇承和七年

十月丙辰、無位より從五位下を授く、初伊豆國奏さく、本郡に神の造れる

島あり、上津島と云ふ、其島に坐阿波神、物忌奈神、新に神宮四院を造る、凡

島の東北角に壘あり、高五百餘丈、東岸に四重階を架て、青黃赤白の砂を

敷き、其上に一閣室あり、南に一石室あり、長各十許丈、前に夾纒の軟障を

懸く、又東南角の神院に、二重の垣あり、高各二許丈、南面に二門を設け、中

央に五百餘丈の壘あり、其南岸十二間室八臺あり、其西に一屋、又西北角

の院中に二壘あり、南岸に二重階を構へ、又山岑に、一院一門を設て、其山

川形狀、妙に麗くして、沙石皆照耀けり、五年の秋、海中に火ありし時、十二童

子炬を取り、海に下て火を附て、潮を踏事地の如く、地に入事水の如く、大

石を動して之を燒摧て、其煙炎部内に滿るとあるを以て、祝刀禰に占求

しむるに、我は三島大社の本后にして、御子五柱坐すと、後后神にのみ、冠位を授坐故に、此怪を致せり、國郡司等此事を奏奉る事なくは、我鹿火を出して焼滅してむ、若我に冠位を授給は、天下平穩ならんと教給ひしか、今年七月雲霧自ら霽て、神の造れる院岳悉に見れたるは、即神明の御心ならむと奏すと以て、此に至て神位を進め給ひ、續日本文德天皇嘉祥三年十月壬子、從五位上に叙され、十一月甲戌、官社に列り、齊衡元年六月己卯、正五位下を加へ、文德醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜凡四月六月十一月中酉を以て祭を行ふ、伊豆式社考証
志理太宜神社、○按本書印本、太の下手字あるは、恐ら三宅島神着村にあり、伊豆式社考証蓋三島神の后、佐伎多麻比咩命の第五の子神也、三宅南子神社、今三宅島神着村南子山に在り、南子宮といふ、伊豆式社考証三島の神の后神、佐伎多麻比咩命の子神也、三宅七月廿七日十一月中酉日に祭を行ふ、式社考証

伊波氏別命神社、今岩殿村にあり、諏訪明神と云ふ、式社考証伊波氏別命を祀る、延喜式

穗津佐和氣命神社、○按本書和字なし、今伊豆

大津往命神社、○按伊豆神階帳、大津由伎姫明神に作る、此に據るに蓋姫神也、往字の下或は姫字を脱せる歟、

波治神社、今大島泉津村にあり、波治竈明神といふ、南方海島志、伊豆式社考証、波治神を祀る、延喜式、三島神波布比咩命に娶て生坐る第二の子神也、三宅記

布佐乎宜神社、

佐佐原比咩命神社、今篠原村にあり、姫宮といふ、豆州志

竹麻神社、三座舊湊村月間の地にありしと、後各所に分祀る、其一座は手石村にありて、月間明神といひ、其一座は吉佐美村にありて、三島明神と云ひ、其一座は湊村にありて、若宮八幡と云ふ、伊豆式社考証、足柄縣注進狀

加茂神社二座、今其一は下賀茂村の賀茂磯にありて、賀茂磯明神といふ、一は社邊の加畑にあり、加畑明神と云、豆州志

○田方郡廿四座大一座 小廿三座

荒木神社、今原木村に在り、鞍掛明神と云、豆州志伊豆式社考証○按荒木城郡原木を阿良幾とあるもの証とすへし、

文梨神社、今君澤郡中島村にあり、天地明神と云ふ、即是也、伊豆式社考証○々奈之明神に作るものは本社にて、文梨の文は父と字体同じきに依て誤れる事著し、又按天地明神の天地は、又知々奈之の轉訛にて、天地と誤れるものなる事又明し、姑附て考に備ふ、

輕野神社、今狩野郷松瀬村にあり、伊豆式社考証

倭文神社、
高橋神社、○按本書、橋を備に誤る、今伊豆神階帳に據りて之を訂す、今上松本村にあり、高橋明神と云ふ、凡其祭九月九日之を行ふ、豆州志、神名帳考証、

長濱神社、今君澤郡長濱村麻之坂にあり、豆州志、伊豆式社考証
久豆禰神社、今賀茂郡岡村にあり、葛見社といふ、○按足柄縣式社取調帳、一名抄久幾郷なりと云り、以て証に備ふべし、

石徳高神社、今寺家村總社八幡の林中に地主神あり、一巨石を祭る、福石明神と云ふ、盖是也、豆州志

伊加麻志神社、今君澤郡堀切村益山にあり、式社考証○按本村に養加山、其東方に伊加麻入谷あり、養加は伊加の轉、益山は麻志山の義と聞ゆるもの証とすへし、
廣瀬神社、今小濱の廣瀬にあり、神名帳考証、豆州志

小河泉水神社、今駿河、駿東郡、泉郷、湯川村、泉森にあり、凡其祭十一月十八日之を行ふ、豆州志、伊豆縣志、伊豆河の界に界川あり、是蓋古小河の地、姑附て考に備ふ、

大朝神社、今駿河、駿東郡、下香貫村、宇山宮にあり、豆州志、伊豆縣志、進狀
玉作水神社、

楊原神社、今駿河國、駿東郡、下香貫村にあり、神社、古簿、豆州志、郡名據駿河國の地名あり訛て、大宮といひ、又松彦明神と云、豆州志、清和天皇貞觀元年正月八重原と云ふ、

甲申、從五位下楊原神に從五位上を授け、十二年五月、庚辰、正五位下に進め奉り、光孝天皇仁和二年十一月、庚子、正五位上を授く、三代實錄、醍醐天皇延

喜の制、名神大社に列る、延喜式

加理波夜須多那比波預命神社、今賀茂郡宇佐美村富田にあり、天神と云、

伊豆國、豆州志、式社考証、○豆州志に、祭神速日命と云ひ、社傍に比波夜志と云地名ある証とすへし

劔刀乎夜爾命神社、今君澤郡戸澤村にあり、劔刀明神と云ふ、豆州志、足柄縣

火車須比命神社、今伊豆山村伊豆雄山にあり、伊豆式社考証、足柄縣式社取調帳、

在りしを、半須夫峯に遷し、又今地に遷す、仍て日金を本宮、半須夫峯を中本宮、今社を新宮と云り、蓋火神軻遇突智神を祭る

軻遇突智神、又火結神と云、伊邪那岐命伊邪那美命を配祭る、日本書紀、延

說、凡其祭三月十五日十六日之を行ふ、足柄縣式社取調帳

白波之彌奈阿和命神社、今下多賀村にあり、多賀神社と云、式社考証、足柄縣式社取調帳

○按一説、多賀は彌奈阿和の字音、皆淡を顛倒して、ムカイト云ひしが、ガガと轉りしにて、白波は水淡の冠辭なりと云り、

金村五百君和氣命神社、

引手力命神社、舊賀茂郡十足村手力雄山に在り、社今絶たり、豆州志、神

天手力男神を祭る、日本書紀、古語拾遺、延喜式、

蓋

金村五百材咩神社、○按本書材を村に作る、今一本に從ふ、上に金村五百君和氣命あるに據るに、材は蓋君の省音也、姑附て考に備ふ、

今仁田村にあり、初姫明神と云ふ、豆州志、○按伊豆神階帳、那都姫明神あり、

凡其祭九月十五日を用ふ、足柄縣式社考証

阿米都瀬氣多知命神社、今君澤郡中島村にあり、阿米都知明神即是也、舊

大社の御門神なるを以て、左内明神とも云ふ、豆州志

劔刀石床別命神社、今山木村の瀧山にあり、瀧山明神と云、式社考証、○按此地の

下は巨石磊落、其形状よく石床の名に稱へる處なりと云

鮑玉白珠比咩命神社、今君澤郡木負村赤崎にあり、三島明神の妹神と云

ふ、即是也、凡毎年正月十五日祭を行ふ、豆州志、足柄縣

○那賀郡廿二座小

箕勾神社、今峯輪村野本にあり、神明と云ふ、凡九月廿五日祭を行ふ、豆州志、

足柄縣式社取調帳

伊志夫神社、○按伊豆國神階帳、伊志夫を石火に作る、今賀茂郡雲見郷石部村にあり、石火明

神といふ、天文十二年上凡其祭九月十七日を用ふ、足柄縣式社取調帳

伊那上神社、今賀茂郡宮内村に在り、蓋三島大明神を祭る、凡神主金差氏、

世々本社之事を掌る、豆州志、神社古文書凡其祭正月八月十六日之行ふ、足柄縣式社取調帳

仲神社、今那賀郷中村の那賀にあり、高峯明神と云ふ、凡三月十一月十六

日祭を行ふ、豆州志、足柄縣式社取調帳

井田神社、今君澤郡井田村にあり、井田明神と云ふ、凡九月九日祭を行ふ

足州志、足柄縣式社取調帳○永祿十三年の據札に、井田庄七箇村鎮守井田明神とある証とすべし、

伊那下神社、今賀茂郡松崎村稻下山にあり、唐大明神と云ふ、凡正月九月

十一月廿日祭を行ふ、豆州志、伊豆雜志、神名帳、打聞、足柄縣式社取調帳

仲大歳神社、今中村海名野にあり、神明といふ、豆州志盖大年神を祭る、此は

建速須佐之男命、大山津見神、女神、大市比賣に娶て生坐る神也、參酌古事、記延喜式

多奈夜神社、今安良里村にあり、○按多爾谷は、谷屋の義、此村兩山海に接、谷小谷と云もあり、凡其祭十一月中酉日を用ふ、豆州志、足柄縣式社取調帳

哆胡神社、今田子村にあり、大多胡鎮守神と云ふ、凡其祭十一月十一日を用ふ、文龜中棟札、豆州志

宇久須神社、今井田庄宇久須郷宇久須村にあり、三島明神と云ふ、九月十

五日祭を行ふ、豆州志、伊豆式社考証、足柄縣式社取調帳

部多神社、今君澤郡戸田村にあり、三島明神と云ふ、豆州志、神名帳、打聞後村上天皇

正平元年、六月御卜に、社司神事を穢し、部多神崇り給ふと云を以て使を

遣し、社司に中祓と科す、即此神也、宮主秘事口傳凡其祭十月十八日之行ふ、足柄縣式社取調帳

佐波神社二座、其一は今仁科浪村の澤田にあり、總社八幡といふ、仁科五

村の總社也、一は同地に坐地主神三島明神是也、凡其祭八月十五日、十一月

中西日を用ふ、豆州志、足柄縣式社取調帳

布刀主若玉命神社、今濱村の富洞にあり、神明といふ、豆州志○式社考証に

はしら、炬明神あり、明神は此國にて炬神を云例なりとぞ、

州六

州六

州六

州六

國柱命神社、今岩科村にあり、伊豆式社考証、足柄縣式社取調帳、蓋大山津見神の兄志那都比古神を祀る、古事記志那都比古神、亦名を天御柱國御柱命と云ふ、延喜式

稻宮命神社、今君澤郡土肥村にあり、社邊の稻尤早く熟る故に稻宮と名く、凡其祭七月廿日十月二十八日を用ふ、伊豆志神名帳打聞、足柄縣式社取調帳

石倉命神社、今君澤郡小下田村にあり、社を淺間山上の石室内に設く、即是也、伊豆式社考証、足柄縣式社取調帳、

國玉命神社、今君澤郡戸田村にあり、諸口明神と云ふ、式社考証、○按神階記、國玉姫明神もろき姫明神あり、式に國玉命神社二社あり、其一は上の國玉明神、後なるは記にいはいゆるもろき姫明神なる事、明らかかなり、モロキヤモロンヤモロンコ、同言にて、安良里村にモロコ、明神ありて、當社同神と云傳ふもの証とすべし

眼玉命神社、蓋倭大物主櫛眼玉命を祀る、延喜式

國玉命神社、○按伊豆神階帳、國玉姫明神とあるに、據時は蓋姫神也、今君澤郡阿良里村にあり、もろこし明神と云、式社考証、

豐御玉命神社、

青玉比咩命神社、

○式外神

走湯山權現、今加茂郡走湯山にあり、伊豆國安徳天皇治承四年八月己亥

源頼朝書を捧けて、伊豆相摸の地各一所を奉らんと祈申し、九月丁酉

武士の狼籍を停り、壽永元年七月己酉、頼朝妻平政子、懷孕の祈に幣を

奉り、順徳天皇建保元年十二月甲辰、北條泰時、伊豆阿多美郷を寄して

放生の地とす、東鑑

神祇志料卷之十二終

神祇志料卷之十三

神社八

○甲斐國甘座大一座 小十九座

○山梨郡九座並小

神部神社、今上萩原村にあり、岩間明神と云、甲斐名勝志、甲斐國志、山梨縣志、
岩間奥御殿といふ、古上中下、萩原郷を神部庄と云し、とぞ

物部神社、舊御寶山にありしを、後松本村に移す、物部十社明神と云ふ、甲斐名勝志、
蓋物部連祖饒速日命を祀る、新撰姓氏錄、
事紀延喜式、清和天皇貞觀五年

六月己亥、從五位下勳十二等物部神に從五位上を授け、八年七月丙戌、從四位上を加へ、陽成天皇元慶四年二月壬辰、正四位下を授け、三代朱雀天皇

天慶三年九月丙寅、正四位上より從三位に進めらる、日本紀略、甲斐奈神社、舊甲斐根嶺にあり、後之を西郡筋鮎澤村長禪寺山の南麓に

常陸 栗田寛編輯

移す、白山權現といふ、甲斐國志、神名帳考証、凡三月十一日初午の日、幣を舊社に奉り、其望日本社の祭を行ふ、甲斐國志

黒戸奈神社、今倉科村にあり、唐土大明神といふ、○按此村谷間の里にて、里に分入る谷の方なるを以て、黒戸奈といふなるへし、凡其祭四月三日十月十八日を用ふ、甲斐國志、山梨縣志

金櫻神社、今巨摩郡御嶽村御嶽山にあり、藏王權現と云ふ、甲斐國志、甲斐國志、甲斐國志、○按本社もと金嶽山絶頂にありしを、後今地に遷す、故金嶽山を本宮御嶽を里宮といふ、蓋大和國金峯神を遷し祀る、扶木、凡三月十日祭を行ふ、甲斐國志

松尾神社、今巨摩郡松尾郷小屋敷村にあり、松尾六所明神といふ、甲斐國志、甲斐國志、山梨縣志、蓋大山咋神を祀る、參酌古事、延喜式、凡其祭正月二日、三月卯日、八月十五日を用ふ、山梨縣志、取調書

玉諸神社、今竹森村に在りて、玉室大明神といふ、神殿に地中より生出たる高七尺徑六尺八寸の白玉あり、祀て以て神体とす、甲斐國志、甲斐國志、神名帳考証、土代、國志

凡十一月甲酉の日、鳥乞神事を行ふ、甲斐國志

大井俣神社、今西小原村井俣にあり、水宮又水内明神と云ふ、甲斐國志、弘治二年棟札、○按棟札に井俣宮八王子大權現と記し、清和天皇貞觀五年十

二月丁卯、從五位下大井俣神を官社に列し、七年三月丁未、正五位下を授け、三代實錄、朱雀天皇天慶三年九月丙寅、正五位上より、從四位下に叙さる日本紀略

山梨岡神社、今鉢目村山梨岡にあり、毎年三月初午日、御室山に神幸あり、七月七日七夕祭を行ふ、甲斐國志、巡拜書、福見通、行記

○巨摩郡五座小

神部神社、舊上宮地村大神山又神山にあり、後下宮地村に移す、之を三輪大明神と云、三才圖會、甲斐國志、蓋三輪大物主神を祀る、參酌延喜式、社傳説、清和天皇貞觀五

年六月己亥、從五位下勳十二等美和神に從五位上を授け、八年三月甲辰、正五位下を加へ、十八年七月丙戌、正五位上に叙され、陽成天皇元慶四年

二月壬辰、從四位を加ふ、三代實錄今上條南割村にあり、苗敷權現といふ、甲斐國志
山梨縣取調帳、○按甲斐國志、實生寺記に、苗敷山祠は山代王子權現に、山梨縣志
神を配祭る、上古國建神南山を決鑿て、湖水を乾し、中郡平地となりし時、山代
王子稻苗を敷施して、民に稼穡の業を教ふ、是を以て國人今猶早稲を奉る、凡
正月九日國建神を祭り、十一月十日、王子權現を祭る、即穗見神社是也、と云り、
姑附て後考を俟、

宇波刀神社、今上手村宇波刀山にあり、諏訪明神と云、甲斐名勝志、甲斐國志
聞、清和天皇貞觀八年三月甲辰、從五位下宇波刀神に從五位上を授く、三代實錄
凡其祭四月十日九月十五日を用ふ、山梨縣志

倭文神社、今宮久保村にあり、降宮大明神と云ふ、巡拜舊祠記、甲斐國志、○蓋
天羽髓雄神、棚機姫神を祭る、參酌古語拾遺、延喜式、倭文社記、上古二神文布を織り、神衣
を織て、大御神に仕奉り給ひき、古語拾遺凡正月十七日、七月七日、九月廿九日
祭を行ふ、甲斐國志

笠屋神社、今笠屋郷上小河原村の北笠屋の地にあり、笠屋天神といふ、甲斐國志
後村上天皇正平元年六月、使を遣して社司に中祓を科す、笠屋神の御

崇ゐると以て也、宮主秘傳

○八代郡六座大一座 小五座

佐久神社、今上向山村佐久の地にあり、大宮明神といふ、向山庄内の總領
守とす、凡正月十七日、六月晦、九月廿九日祭を行ふ、甲斐名勝志

弓削神社、今市川郷大門村弓削にあり、甲斐名勝志桓武天皇延曆二十四年十
二月乙卯、弓削社を官社に預らしむ、靈驗あるを以てなり、日本後紀凡三月朔

四月十一月、上辰日を以て祭を行ふ、山梨縣志

表門神社、今市川郷上野村にあり、御崎明神といふ、凡三月三日、六月卅日
七月十五日、十月上酉日祭を行ふ、甲斐名勝志、山梨縣志

淺間神社、今都留郡川口村にあり、實に富士山の正北に當れり、甲斐國志
蓋木華開耶姬に瓊々杵尊大山祇命を配祭る、淺間社傳甲斐の一宮也、一宮

清和天皇貞觀七年十一月丙辰、勅して甲斐國八代郡に淺間明神の祠を
立て、官社に列しめ、祝禱宜を置き、時に隨て祭を致さしむ、是より先國司

言さく、往年本郡雨零風吹、雷電地震雲霧滿掩て、野山をも辨難かりしに、駿河富士の大山西峯に火起り、巖谷を焼碎き、今年八代擬大領伴直眞貞神託して申しけらく、我は淺間明神に坐す、此國に齋祭なむと思して、屢災異を顯し百姓を病しめ給ふに、猶覺悟ざるを以て、又此怪を示せり、早く神社を定め、祝禱宜と任して、深く齋奉れと教給ひ、眞貞の身或伸或は屈み、神靈極りなし、國司之を卜ふに、又神宣に異なる事なかりしかば、眞貞を祝とし、伴秋吉を禰宜とし、郡家以南に神宮を作り、鎮謝奉りつれと、其火今に止事なきを以て、使を遣して檢しむるに、剋海を埋る事千許町仲き見れば、正中の最頂に宮社を飾造り、丹青の石もて四面の垣を構ふ、其石高一丈八尺許、中に一重の高閣あり、石を以て構營、其彩色美麗き事、大限りなし、蓋みな神の御所爲也、望請くは官社に預らしめ給へと奏せしかば、此に至て之を聽し給ひ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る延喜式凡年中祭祀極はめて多し、四月中亥日、巨摩郡龍王村に幸し、十一月

下亥日上石田村に三月初午日山宮に幸し給ふ、山宮神幸の前三日、神官麻を撒して道を清む、里人戒めて門戸を出る者なし、二月午日より此日に至るまで、國人造家雜役を禁む、神官伴氏今に至て本社に仕ふと云、甲斐國志中尾神社、今中尾村にあり、飛永明神と云、蓋是也、甲斐名勝志、甲斐國志、巡拜舊祠記、ホコノキ栴衝神社、今二宮村に在り、三和明神と云、甲斐名勝志、巡拜舊祠記、

○式外諸神

比志神、今巨摩郡比志村にあり、比志權現と云、甲斐名勝志、甲斐國志、清和天皇貞觀五年十月乙丑、正六位上比志神に従五位下を授く、三代實錄

淺間明神、今八代郡一宮村にあり、初神山の麓に在るを以て、山宮といふ、後今地に移す、蓋是也、甲斐國志、清和天皇貞觀七年十二月丁卯、勅して此神を山梨郡に祭り、其儀一八代郡の如くならしむ、三代實錄

檜岑神、今八代郡市倉村上黒駒山中にあり、神坐山權現と云ふ、本社東南檜峯に山宮あり、蓋舊址也、甲斐名勝志、甲斐國志、清和天皇貞觀十年九月丁

末、無位僧岑神に從五位下を授く、三代實錄

船形神、今巨摩郡小池村にあり、諏訪明神といふ、社地に巨大の船形石

あり、神由緒書、山梨縣取調書、陽成天皇元慶八年十二月壬寅、正六位上船形神に

從五位下を授く、三代實錄、凡其祭九月十五日を用ふ、山梨縣神社取調書、

建岡神、今巨摩郡大八田村建岡山にあり、諏訪明神と云、甲斐國志、光孝天皇

仁和元年閏三月壬子、正六位上建岡神に從五位下を授く、三代實錄、凡毎年

四月五日、九月一日祭を行ふ、山梨縣取調書、

藤武神、今巨摩郡中九村藤武山にあり、甲斐國志、光孝天皇仁和元年閏三月

壬子、正六位上藤武神に從五位下を授く、三代實錄、凡毎年四月十一日、九月

廿一日祭を行ふ、山梨縣取調書、

廣神、宇多天皇寬平九年九月己卯、正六位上廣神に從五位下を授く、日本

略紀

○相摸國十三座大十二座小

○足上郡一座小

寒田神社、今松田總領村にあり、凡其祭七月三十一日を用ふ、巡拜書、祠記、

証考

○餘綾郡一座小

川勾神社、今大住郡川勾村の隣邑山西村にあり、二官明神と云ふ、巡拜書、

柄縣式、後鳥羽天皇建久三年八月己酉、將軍源賴朝使を遣して神馬を二

宮河勾大明神に奉る、即是也、東鑑、凡其祭七月三十一日を用ふ、足柄縣式、

○大住郡四座小並

前鳥神社、今四之宮村宮之臺にあり、足柄縣式、社考証、○按中古此邊、後鳥

羽天皇建久三年八月己酉、源賴朝神馬を四宮前鳥大明神に奉る、即是也、

東鑑

高部屋神社、今下粕屋村にあり、大住明神といふ、舊本社の西四町彌杉に

ありしを、今地に遷さる、凡九月十五日祭を行ふ、足柄縣式 社考証

比比多神社、今白根郷三宮村にあり、松屋外集、神名帳考土代、○按本社は神 日向村に近し、日向は和名抄日田郷

也、後鳥羽天皇建久三年八月己酉、源頼朝神馬を三宮冠大明神に奉り、妻

政子の産氣を祈る、盖是神也、東鑑 凡每年五月五日祭を行ふ、神名帳 考土代

阿夫利神社、今大山の巔雨降山の奥にあり、石尊大権現と云ふ、行齋 鈔 土代、

東海道名所圖會、○按今山下に八大龍王社ありて、大山地主神と云り、疑らく は地主神即本社にして、昔は山上に在けむを、佛徒石尊を祭る時に木附を山

下に移し阿夫利の語に附會て、八大龍王な盖大山祇命を祀る、阿夫利 初伊 社傳

佐母諾命天之尾羽張の刀を以て、軻遇突智神を斬玉へる時、雷神大山祇神

高麗神成まじき、日本書紀 古事記 今攝社二重瀧社に靈神雷山社に雷神を祭る

又此故也、足柄縣式 社考証 後村上天皇正平元年六月使を遣して、社司に中祓を

科す、阿夫利神の御崇ますを以て也、宮主秘 事口傳 凡其祭七月二十七日より八

月十七日に至る、此社に詣る者大小の木刀を納るを例とす、足柄縣式 社考証

○愛甲郡一座小

小野神社、今小野村にあり、九月二十一日を以て祭を行ふ、巡拜齋祠記、足 柄縣式 社考証

○高座郡六座大一座 小五座

大庭神社、今大庭村にあり、大庭天神と云ふ、神名帳考土代、 巡拜齋祠記

深見神社、今深見村にあり、

宇都母知神社、今打展山にあり、同上

寒川神社、今寒川郷一宮村宮山にあり、國華萬葉記、巡拜齋 祠記、神名帳考土代、之を佐河大明

神と云ふ、相模の一宮なり、東鑑 宮記、盖大水上の兒寒川比古命、寒川比女命を

祀る、延曆儀 式帳 仁明天皇承和十三年九月丙午、無位寒河神に従五位下を授

け、續日本 後紀 文德天皇齊衡元年三月戊戌、從四位下に叙され、文德 實錄 清和天皇

貞觀十一年壬申、從四位上に進め、光孝天皇元慶八年九月戊寅、正四位下

を加ふ、三代 實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、延喜 式 十六年正月癸未、寒

河大神に正四位上を授く、扶桑 略記 後鳥羽天皇建久三年八月己酉、源頼朝神

馬を一宮佐河大明神に奉りき、東鑑

有鹿神社、今海老名村馬入川邊に在り、神名帳考土代、巡拜舊祠記、清和天皇貞觀十一年十一月壬申、從五位下有鹿神に從五位上を授く、三代實錄

石橋尾神社、今勝坂村海老名川内に在り、神名帳考土代、巡拜舊祠記、○按海七八寸の石あるを神体とし、祭日神輿に近して祭を行ふ、其石甚神異也と云り、いはらく附て考にそなふ、文德天皇天安元年五月丙辰、從五位下石橋尾神を官社に預らしむ、文德實錄凡毎年五月五日祭を行ふ、神名帳考土代

○式外諸神

鶴岡八幡社、今鎌倉郡鶴岡舊名松岡に在り、之を上宮といふ、新編鎌倉志應神天皇神功皇后姫大神を祀る、鶴岡八幡宮記若宮八幡社、本社の東石階の下にあり、之を下宮といふ、新編鎌倉志仁德天皇を祭る、鶴岡八幡宮記○按山城石清水

石清水を遷せしなれば、同神の如くなれど、應神仁德二帝を祭れり、と云説は、甚後の世に起りしものにて、彼宇佐社を建てられし時は更なり、石清水に遷祭れる頃もさる事はありしかば、彼處には此祭神を記さざるなり、然るを此にのみ件の四座祭れる由宮記に據て記しつるは、この説の専ら世に行はれし後に遷し祭れる社なれば、ぞかし疑ひそよ、此と祭神の異なるを以て、怪しむ勿思ひ疑ひそよ、

伊豫守源賴義の建る所也、初後冷泉天皇康平六年八月、賴義勅を受けて安倍貞任を伐時、瑞垣を由比濱に建て、潛に石清水神を勸請奉り、征討の事を祈りつるに、果して神驗ありき、東鑑、參取、陸奥話記、白河天皇永保元年二月、陸奥守源義家神社の修營を加ふ、東鑑高倉天皇治承四年十月辛卯、源賴朝居を鎌倉に奠むるに及て、祖宗を崇むるか爲に、小林郷の北山を卜定て、宮殿を構ひ、由比濱鶴岡宮を遷し、走湯山僧專光坊良暹を別當

職とし、大庭景義をして宮寺の事を掌らしめ、東鑑、保曆、乙未、若宮長日の勤行を始め、桑原郷を供御料に充て、十二月甲午、若宮の鳥居を立つ、安

德天皇養和元年正月戊申朔、鶴岡に詣て神馬を社前に引しむ、此日三

浦義澄畠山重忠大庭景義等郎從を率て、其道路を警衛りき、此後毎年

正月朔を以て奉幣例日とす、閏二月丁卯、七日詣及神樂を行ひ、東西の

寇を鎮めむ事を祈る、癸酉に至て、賴朝幣を奉る時に、小山朝光年十五

にして之に従ひしか、志田義廣既に攻落されぬと申しつるに、果して

にして之に従ひしか、志田義廣既に攻落されぬと申しつるに、果して

其の言如くなりしかば、甚く神威を敬ひ奉りき、五月戊子、土肥實平大庭景能等に命せて、神殿を改造り、専ら神威を賁り奉らしめき、是よりさき松柱茅茨の營なりしを以て也、壽永元年三月乙酉、鶴岡社より由比浦に至るの直道を開て、神社往來の道とす、後鳥羽天皇文治二年五月戊寅朔、黃蝶の恠あるを以て臨時神樂を行ふ時に、神巫女に託て叛逆の者ありて、賴朝を窺はむ、若よく神と君とを崇奉らば、彼輩忽に失なむと教給ひき、故神馬を奉りて之を解謝し、東三年八月癸未、始て放生會流鏑馬を行ふ、東鑑、保曆間記、四年六月癸未、令を坂東諸國に下して、二季放生會日屠殺を停め、又天下一切之に准へむ事を奏請しかば、勅して聽し給ひき、五年四月癸亥、鶴岡祭に詣て、流鏑馬相撲を行はしめ、建久六年八月辛巳、大名等をして鶴岡上下宮毎日常燈油を献らしむ、土御門天皇建仁三年正月壬申、將軍源賴家及一幡幣神馬を奉り、神樂を行ふ、此日神託ありて、今年關東に事起りて、一幡家を繼へからず、岸上

の綠樹其根已に朽たるか如しと教給ひしか、八月に至て兄弟の争ありき、其神威の嚴明なる事、大抵此類也、十月己酉、將軍源實朝世上無爲を祈りし報賽に、神馬を奉り、承元四年正月庚寅朔、北條義時を使として幣を奉る、是よりさき元日奉幣の禮絶たり、是に至て之を興さる、順德天皇承久元年正月戊子、實朝拜賀の禮を鶴岡社に行ふ、公卿多く之に従ひ、隨兵武士一千騎其儀甚盛なりき、此日神異屢著れしかど、實朝諭らすして、終に禍に逢へり、承久以下、參取増鏡、三年三月己酉、將軍藤原賴經世上無爲を祈り、八月戊午、武藏矢古宇郷を寄して報賽とし、四條天皇仁治元年十二月壬午、賴經祈願に依て、明年より毎月神樂を行ふへく制給ひ、二年正月丙午、將軍御臺所と共に車に駕て本社に詣つ、東三年正月、天皇崩まして、御世繼未だ定まらず、關東に告來りし時、北條泰時心に土御門院の宮を立奉らむと思ひて、若宮に至り圖を取るに、思ふ如くなるを以て、即後嵯峨天皇を立奉りき、增鏡、五代帝王物語、龜山天皇弘長三年

八月辛亥、放生會供奉人等鹿を喰ふ事を禁めしめ、東伏見天皇正應二年八月十五日、將軍久明親王鶴岡放生會を行ふ、公卿多く仕奉り、武士隨身各花を織らせ、玉を磨き、音樂流鏑馬くさくさに嚴しく仕奉りき、増初賴義義家石清水神を崇めて、源氏の氏神とせしより、賴朝に至て尤此神を敬ひ、事ある毎に祈りしかば、諸國源氏又みな社を建て、之を祀る者甚多し、東鎌倉尊卑分脈八、凡鶴岡祭、毎年八月十五日放生會、十六日流鏑馬、二月十一日初卯日陪從神樂あり、鎌倉志八、大伴氏世々神主として之に仕ふ、大伴氏系圖其攝社、本社の西傍玉垣内にあるを武内社と云ふ、武内宿禰を祀る、石階の下左方にあるを高良社と云ふ、玉垂神を祭る、三島、熱田、住吉社、其東にあり、鎌倉志九、元暦元年七月丙午、賴朝新に社を若宮の傍に造り、熱田神を遷祭り、自ら之に詣て國內一村を寄して、貢税料とし、文治五年七月十日、祭を行ふ、九月丁卯、熱田祭に流鏑馬相撲を行はしめ、建久元年四月、三島祭に依て、大江廣元を奉幣使とし、二

年十一月丙寅、三島、熱田兩社遷宮を行ひ、承元三年七月丙申、將軍源實朝夢に神教あるを以て、二十首歌を住吉社に奉り、仁治元年十二月壬午、春日、三島社並に明年より毎月神樂を行ふへく制られき、東夷三郎社、本社石階の下右方にあり、鎌倉志建長五年八月庚申、八幡遷宮の時、社壇を西門脇に設て、三郎大明神を祭る、即是也、新宮、鶴岡乾山の麓にあり、後鳥羽天皇の靈を祀る、寶治元年四月戊申、社を建て、其神靈を宥奉りき、是よりさき天皇崩給ひしより、災異頻りに顯るゝを以て也、東凡此宅將軍神社に詣て幣を捧げ、事を祈る者、甘繩、荏柄、江島、栗濱、三浦十二天、御靈社の如き、悉く載するに違わらず、

箱根權現社、今足下郡箱根山八町坂の左にあり、吾郷路記、孝謙天皇天平寶字元年、僧滿願夢に三神の告あるを以て、靈窟を設け、三容を一社に崇奉り、名て箱根三所權現といふ、箱根山緣起、東鎌倉、滿願、本書或は万巻據て之を訂せり、安徳天皇養和二年七月己酉、源賴朝使を遣して幣を箱根權現

に奉り、高倉天皇治承四年十月乙未、平維盛兵を率て駿河に至りし時、頼朝戦勝を此神に祈りて早河庄を寄し、順徳天皇建保二年正月乙未、將軍源實頼幣を奉りき、後堀河天皇安貞二年十月乙酉、神社悉く災に罹る、凡草創以後五百餘歳、未だ有らざるの變なるを以て、北條泰時深く之を歎て、潜に解謝し、願書を捧て修立を計り、尋て神社を改造らしむ、東海道名凡六月十三日を以て例祭とす、所國會

○武藏國四十四座大二座小四十二座

○荏原郡二座小並

蒲田神社、○按本書、蒲を藤に作る、恐くは誤れり、今蒲田村の東大森村にあり、地名考、武藏國、清和天皇貞觀六年八月戊辰、從五位下蒲田神を官社に預らしむ、三代實錄

磐井神社、今品川の不入斗村、鈴森にあり、八幡宮と云ふ、武藏地名考、神名帳、新編武藏風土記、武清和天皇貞觀元年十月己丑、從五位下磐井神を官社に列れ

しむ、三代實錄

○都筑郡一座小

杉山神社、○按本書一本、及續日本後紀、杉を粉に作る、蓋二字互に通用ふ、今八朔村にあり、六宮指山大明神と云ふ、神道集、松屋外集、仁明天皇承和五年二月庚戌、此神靈驗あるを以て、官幣に預らしめ、十五年五月庚辰、無位より從五位下を授く、續日本後紀

○多摩郡八座小並

阿伎留神社、○按三代實錄、阿伎留を畔切に作る、並同し、今上秋留郷、五日市村、松原にあり、新編武藏風土記、巡拜書、神名帳、考、土代、光孝天皇元慶八年七月癸酉、正五位下勳六等畔切神に從四位下を授く、三代實錄凡六月晦、九月廿九日祭を行ふ、新編武藏風土記、

小野神社、今小野路村の西北一宮村にあり、小野大明神といふ、巡拜書、神道集、本社を一宮とす、光孝天皇元慶八年七月癸酉、從五位上小野神に正五位上を授く、三代實錄

布多天神社、舊多摩川の岸にあり、後之を布田村に遷す、布田の天神と云

神名帳考土代、
巡拜書祠記、

大麻止乃豆乃天神社、今大丸村に在り、九宮大明神と云蓋是也、神書漫筆

帳蓋天櫛眞知命を祀る、參酌延喜式、大和凡其祭八月十五日之を行ふ、社

帳取調

阿豆佐味天神社、今村山郷殿か谷村にあり、武藏地名考、巡拜書祠記、新編武

奈良橋村と阿豆佐美里と云と云り、微とすべし、

穴澤天神社、今平尾村にあり、武藏國

虎柏神社、今佐須村柏の里にあり、毎年九月十三日祭を行ふ、武藏地名考

山吹日記、○按今村中に虎柏山祇園寺あり、證とすべし、

青渭神社、今深大寺村にあり、青波天神と云ふ、武藏地名考、四神地名録、山吹

寺境内に青渭堤と云所あり、

○足立郡四座大一座 小三座

足立神社、今殖田谷村にあり、足立大明神と云ふ、神名帳考土代、巡拜書祠記、

氷川神社、今大宮驛高鼻郷にあり、大社と云ふ、一宮巡詣記、熊耳文集、武藏演

條に、本社を三宮火河大明神と云り、

蓋大己貴命素盞鳴尊奇稻田姫を祀る、氷川社傳、神名、武

藏國造の以齋く所也、掛酌書事本紀、續日本紀、大零、○按一宮巡詣記、大己貴命

也、神名帳頭注、一宮記並に素盞鳴尊を祭ると云も、又據あり、日本書紀、古事記

書事本紀、續日本紀等に據るに、無邪志國造は出雲國造同族にして、其先天穗

日命より出つ、種日命其實素盞鳴尊の子なるを以て、天神の命を受けて大己

貴命の祭祀を掌る、本國々造之と同族、故に出雲の神を崇めて、祖先の神に仕

へし、事明らかかり、且氷川は鏡川に由あり、大社と云もの又杵に異なる事

なく、社説も此神を祭ると云時は、其大己貴命にして、國造の祀りし神なる事

著し、之を武藏の一宮とす、一宮記、前稱徳天皇天平神護二年七月丁丑

神封三戸を寄奉り、新鈔格清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下氷川神

に從五位上を授け、五年六月己亥、正五位下に至り、七年十二月戊辰、從四

位下に進め、十一年十一月壬申、正四位下に叙され、陽成天皇元慶二年十

二月癸亥、正四位上を加へ、三代醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年

月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式、凡毎年十二月十日祭を行ふ、神主物部、

磐井角井等氏あり、讀耕集、熊耳文集、行齋鈔、○按無邪志國造族物部直姓あり

入問郡出雲伊波比神社、物部天神社、蓋みな國造族類の祭

十一

る所なり、是に據らば物部磐井二氏、或は其
神裔を以て本社に事る歟姑附て考に備ふ、

調神社、今浦和宿に在り、世俗訛て月讀大明神といふ、一宮巡詣記、山吹日記行書鈔

多氣比賣神社、

○横見郡三座小並

横見神社、

高賀比古神社、今田甲村にあり、瓊矛大明神と云ふ、神名帳考土代、神名帳考土代、

伊波比神社、今黒岩村にあり、岩崎大明神と云ふ、神名帳考土代、神名帳打聞、蓋大己貴

命を祭る、撰酌延喜式、神名帳頭注大意、仁明天皇嘉祥二年二月庚寅、伊波比神に従五位

下を授く、續日本後紀

○入間郡五座小並

出雲伊波比神社、今物部天神の合殿に坐す、社取調帳、神名帳考土代、蓋大己貴命を祭

る、撰酌延喜式、神名帳頭注大意、

中氷川神社、今氷川村の西北三箇島村にあり、巡拜舊祠記、神名帳考土代、武

蓋氷川神を移祭る、或は云稻田姫神なり、撰酌延喜式、神名帳頭注大意、

廣瀬神社、今高麗郡上廣瀬村にあり、廣瀬大明神といふ、巡拜舊祠記、神名帳考土代、文

德天皇嘉祥三年六月己酉、詔して官社に列しむ、實錄

物部天神社、今北野村にあり、武士天神といふ、新安手簡、武藏國全圖、蓋無邪志國造

の族物部直の祖神を祭る、日本記大意、續日本記、凡九月廿五日祭を行ふ、行書鈔

國渭地祇神社、今物部天神の相殿に坐す、社取調帳、神名帳考土代、

○埴玉郡四座小並

前玉神社二座、今埴玉村にあり、富士權現と云ふ、巡拜舊祠記、神名帳考土代、

玉敷神社、

宮目神社、

○男衾郡三座小並

小被神社、

出雲乃伊波比神社、蓋大己貴命を祭る、神名帳頭注

稻乃賣神社、○按神名帳頭注に、稻田姫を祭れりと云るは、稻乃賣の稻字或は本書紀に、稻魂を宇加乃美多麻と訓み、娘名を嚴、稻魂女と云ひ、延喜式に、若字加賣命、鏡座傳記に、豐宇賀能賣神あるに、據時は、本社蓋宇賀乃賣神を祭るに、若字似たり、姑附て考に備ふ、

○播羅郡四座小並

白髮神社、

田中神社、今三箇尻郷宮島村にあり、田中天神宮と云ふ、巡拜書詞記、神名帳考土代、○按書事本紀、大己貴命、五世孫建瓊尻命あり、三箇尻郷の名に據るに疑らくは、此神に由縁ある歟、しはらく附て考に備ふ、

榆山神社、

奈良神社、今熊谷驛西北中奈良村にあり、奈良大明神と云ふ、巡拜書詞記、神名帳考土代、蓋豐城入彦命四世孫奈良別を祭る、奈良別は下毛野國造の祖也、撰姓氏錄、延喜式、新文德天皇嘉祥三年五月丙申、詔して官社に列らしむ、是よりさき、武藏國奏請さく、古記を檢ふるに、慶雲二年此神大に光を放ち給ふ事火の熾然るか如くなりしに、其後陸奥夷虜叛き奉りし時、此國の

兵を遣して之を救ふ、軍士此神の靈を載奉りて戦ふに、拒敵む者なく老弱共に死傷を免るゝ事を得たり、和銅四年神社の中忽に泉水湧出、田六百餘町を溉し、又民の疫癘を禱るに、神驗あらざる事なし、其人命を救ふ事既に此の如き時は、崇祭らすはあるへからすと申せしかば、即之に従給ひき、文德實錄○按續日本後紀、去年十一月壬子、官社に預る事を記し、本書又之を載する者恐くは、衍なり、されど本書載る所甚だ詳かなるを以て、今姑く之に従ふ、凡其祭四月一日、九月十五日を用ふ、熊谷縣神社取調書

○賀美郡四座小並

長幡部神社、今下郷長濱村にあり、長幡部五社明神といふ、巡拜書詞記、蓋長幡部連の祖神大根王を祀る、對酌古事記、延喜式、

今城青八坂稻實神社、

今城青坂稻實荒御玉神社、

今城青坂稻實池上神社、○按已上二座、坂の上疑くは八字を脱せり、

○秩父郡二座小並

秩父神社、今大宮郷大宮町にあり、大宮妙見宮といふ、巡拜舊祠記、新撰總社傳記、神名帳考、土

代之四宮とす、神道集蓋八意思金命十世孫知知夫彥命を祀る、即知々夫

國造也、舊事本紀、本社棟札清和天皇貞觀四年七月戊子、正五位下勳七等秩父神に

正五位上を授け、十三年十一月壬午、從四位下を賜ひ、陽成天皇元慶二年十二月己巳、從四位上より正四位下を授く、三代實錄、按從四位上、た

月三日田植祭、六月十五日神輿洗の祭を行ふ、神名帳考、土代

棕神社、清和天皇貞觀十三年十一月壬午、從五位下棕神に從五位上を授く、三代實錄、後村上天皇、正平元年六月十日、使を遣して中祓を社司に科す、棕

神の祟あるを以て也、宮主秘傳

○兒玉郡一座 大

金佐奈神社、今金鑽村にあり、五宮金鑽大明神といふ、神道集、武藏志料、巡拜舊祠記、神名帳考

証、○按本社の邊なる山を金華山といふ、銅を堀し岩穴今現存と云り、之に據るに、金佐奈蓋金砂の義、其銅を出す山なるを以て、之を神とし祭る事、陸奥八溝黃

附て考に備ふ、姑清和天皇貞觀四年六月辛丑、正六位上金佐奈神官社に

列り、八月壬寅、從五位下を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、

○大里郡一座 小

高城神社、今熊谷郷にあり、高城大明神といふ、神名帳考、土代、巡拜舊祠記

○比企郡一座 小

伊古乃速御玉比賣神社、今伊子村にあり、阿波洲大明神といふ、神名帳考、土代、神名

帳打蓋三島大神の后神に坐伊古奈比咩命を祀る、延喜式大要

○那珂郡一座 小

賑蕤神社、今廣木村に在り、賑蕤大明神といふ、神名帳考、土代、巡拜舊祠記、神名帳打聞、蓋、大物

主櫛玉命を祀る、延喜式大要

○式外諸神

倭文一神、文德天皇天安元年九月庚戌、正六位上倭文一神に從五位下を授く、文德實錄

若電神、清和天皇貞觀六年七月辛亥、從五位下若電神に從五位上を授く、伊多之神、清和天皇貞觀七年十二月癸酉、從五位下伊多之神に從五位上を賜ふ、河輪神、稻取神、六位上河輪神、稻取神並に從五位下を授く、六所宮、今多磨郡國府に在り、六所大明神と云ふ、之を武藏の總社とす、武藏國國新撰總社傳記、東殿に小野神、小河神、水川神を祭り、西殿に秩父神、金佐奈神、杉山神を祭る、小川神の隣りなる二宮村にあり、今も小川村の隣りなる二宮村にあり、小川神社あり、これ即此神の本社なり、安徳天皇壽永元年七月己酉、源頼朝使を遣し幣を奉て、妻政子懷孕の事を祈り、後堀河天皇貞永元年二月乙亥、將軍藤原頼經、武藤資頼をして拜殿を修造らしむ、是よりさき拜殿破壊れたるを以て也、飯倉神明、今豐島郡芝村に在り、芝神明といふ、戸名所國會、蓋伊勢太神宮を齋祭る、後鳥羽天皇元暦元年五月庚寅、源頼朝飯倉を皇太神宮御厨として、朝家の安穩及私願を成就せむ事を祈る、即是也、鷺宮、今埼玉郡太田莊鷺宮村にあり、國造鷺宮大明神といふ、後鳥羽天皇建久四年十一月辛巳、將軍源頼朝其家臣榛谷重朝を遣して神馬を奉り、且社壇を莊奉らむ事を申さしむ、是よりさき寶前に血流るゝの怪あり、之をトふに兵革の兆也と云を以て、此使を遣しき、土御門天皇建仁三年十月己酉、將軍祈願の報賽に神馬を獻り、後深草天皇建長三年四月癸卯、將軍藤原頼嗣使を遣して幣を奉りき、安房國六座、安房郡二座、安房坐神社、今太神宮村に在り、

若電神、清和天皇貞觀六年七月辛亥、從五位下若電神に從五位上を授く、伊多之神、清和天皇貞觀七年十二月癸酉、從五位下伊多之神に從五位上を賜ふ、河輪神、稻取神、六位上河輪神、稻取神並に從五位下を授く、六所宮、今多磨郡國府に在り、六所大明神と云ふ、之を武藏の總社とす、武藏國國新撰總社傳記、東殿に小野神、小河神、水川神を祭り、西殿に秩父神、金佐奈神、杉山神を祭る、小川神の隣りなる二宮村にあり、今も小川村の隣りなる二宮村にあり、小川神社あり、これ即此神の本社なり、安徳天皇壽永元年七月己酉、源頼朝使を遣し幣を奉て、妻政子懷孕の事を祈り、後堀河天皇貞永元年二月乙亥、將軍藤原頼經、武藤資頼をして拜殿を修造らしむ、是よりさき拜殿破壊れたるを以て也、飯倉神明、今豐島郡芝村に在り、芝神明といふ、戸名所國會、蓋伊勢太神宮を齋祭る、後鳥羽天皇元暦元年五月庚寅、源頼朝飯倉を皇太神宮御厨として、朝家の安穩及私願を成就せむ事を祈る、即是也、鷺宮、今埼玉郡太田莊鷺宮村にあり、國造鷺宮大明神といふ、後鳥羽天皇建久四年十一月辛巳、將軍源頼朝其家臣榛谷重朝を遣して神馬を奉り、且社壇を莊奉らむ事を申さしむ、是よりさき寶前に血流るゝの怪あり、之をトふに兵革の兆也と云を以て、此使を遣しき、土御門天皇建仁三年十月己酉、將軍祈願の報賽に神馬を獻り、後深草天皇建長三年四月癸卯、將軍藤原頼嗣使を遣して幣を奉りき、安房國六座、安房郡二座、安房坐神社、今太神宮村に在り、

○安房國六座大二座 小四座
○安房郡二座大並

安房坐神社、今太神宮村に在り、

一宮巡詣記、安房大神と云ふ、續日本後紀、

巡拜舊祠記、

本朝月令、

十五

申

氏

氏

氏

氏

氏

高皇產靈神の子天太玉命を祭る、古語拾遺安房の一宮也、一宮上古太玉命阿

波、讚岐紀伊筑紫伊勢等の忌部祖神及諸部神を率て、神幣を造り、天祖に

仕奉て、大功を著し給ひき、書紀古事記大要神武天皇の御世、其孫天富

命阿波忌部を分て、麻穀を播し殖ゆしめ、阿波より此地に來て、太玉命社

を建つ、後之を安房社と云ふ、即是也、古語拾遺景行天皇上總國安房浮島宮に

幸行せる時、磐鹿六命此神を御食都神と坐奉りて、大御食仕奉りき、本

月令引高平城天皇大同元年是よりさき神封凡九十四戸、是に至て十戸

を加奉り、新抄格仁明天皇承和三年七月甲申、無位安房太神に從五位下

と授け、九年十月壬戌、正五位下を賜ひ、十四年七月壬申、安房大神及從祭

神に正稅穀一百斛を加奉り、續日本後紀○按從祭神詳ならず、一宮巡詣紀

伊勢、少名彦神、手置帆負神、狹知神、大己貴神を祭る、已上四座みな朝夷郡に坐

す、式内の神也と云り之に據るに從祭神蓋后神已下五座を云ふに似たり、姑附

て考に、文德天皇仁壽二年八月丙申、特に從三位を加へ、實錄清和天皇貞

觀元年正月甲申、勳八等安房神に正三位を授け、三代實錄○按安房神、勳八

等たりし年月、考ふる所な

し、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上祭幣に預る

凡安房郡を以て神郡とする者、蓋此神を尊ふ也、延喜式凡其祭正月十五日

粥占、五月廿七日早苗振、六月晦大祓、七月十日濱出、九月二十八日濱下、十

一月新嘗、十一月二十六日神狩神事といふ、安房神社

后神天比理刀咩命神社、○按文德實錄天を大に、三代實錄比理を比乃理に、本

を訂、元名洲神と云ふ、延喜式○按本書一、後世須宮、或は洲崎明神とも申

す、東今洲崎村二宮即是也、志名帳考証房總、蓋天太玉命第一后神天比理

刀咩命を祀る、續日本後紀延喜式、○按一説に本郡洲宮村に后神天比理刀咩

社に建長三年以來の文書三通を藏む、文中洲宮の語あるもの証とす、後考に似

たり、然れども諸書未だ洲宮村の神社を式社と云るものを見ず、姑附て後考に

備、仁明天皇承和九年十月壬戌、無位より從五位下を授け、後紀日本、文德天

皇仁壽二年八月丙辰、從三位を加へ、文德實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、勳

八等より、正三位に至り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列る、延喜式高倉天

皇治承四年九月甲寅、源賴朝本社に詣て事を祈り、神田寄附の文を奉り

明年二月丁亥、神官等の訴あるを以て、在職官神領の妨をなす事を停めしむ、東後村上天皇正平元年六月十日、使を遣して社司に中祀を科す、神崇ありと云を以てなり、宮主秘事口傳

○朝夷郡四座小並

天神社、今安房郡瀧口村に在り、小鷲大明神といふ、安房郡郷考、神社取録考、

莫越山神社、今沓見村小屋安大神と云ふ、安房郡郷考、巡拜書、祠記、千葉縣神社調、蓋讀岐國忌

部祖手置帆負神を祭る、古語拾遺、安房社傳説、

下立松原神社、今牧田村下田にあり、安房郡郷考、神社取録考、蓋紀伊國忌部祖彦狹知

神を祀る、古語拾遺、安房社傳説、上古天祖天岩屋戸に隠り坐時、手置帆負彦狹知二

神天太玉命に從て天御量、以て大峽小峽の材を伐て、瑞殿を造り、又御笠

矛盾を作りて仕奉りき、古語拾遺○按本書、天富命此國に至て、安房社を建

從來りし者、又其祖神を祭る事、天富命の太玉命社を立るか如くなりしなるへし、姑附て考に備ふ、凡其祭十一月七日八日

と用ふ、千葉縣神社調

高家神社、今南朝夷村にあり、安房郡郷考、神社取録考、蓋御食津神磐鹿六獵命を祀る、

參酌高橋氏文、土人傳説、○按高家は高倍にて、大勝

○上總國五座大一座 小四座

○埴生郡一座大

玉前神社、○按三代實錄、前今長柄郡一宮郷一宮村に在り、神名帳考証、一宮

蓋高魂命の孫櫛明玉命を祀る、古語拾遺、新撰姓氏錄、神名帳頭注、○按神名

靈子前玉命也、されど此神名古書考ふる所なし、前玉は蓋明玉の訛にして、前玉又玉前を倒寫せしものなる事著し、故今之を訂す、明珠を以て

靈形とす、古今著即上總の一宮也、古今著聞、集、一宮記、上古櫛明玉命八坂瓊五百箇

御統玉を作て、天祖に仕奉りき、日本書紀、古語拾遺、清和天皇貞觀十年七月戊午、從

五位上勳五等玉埴神に從四位下を授け、陽成天皇元慶元年五月丁巳、從

四位上より正四位下を加へ、○按本書、從四位上に進まれし事、史にみえず、

據て之八年七月癸酉、正四位上に進め賜ひ、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神

大社に列る、延喜式安徳天皇壽永元年秋、上總介平忠常甲一領を奉り、前兵

衛佐源賴朝か爲に靈佑を賜はと、三年の間に神田二十町を寄し、本社を造營し、萬度の流鏑馬を行はむと祈りしは、即此神也、七月己酉、賴朝小權介平良常を使して幣を奉りき、東鑑

○長柄郡一座小

橋神社、○按三代實錄元慶元年、橋を橋樹に作る、共に異なる事なし、八年に福
橋神、神とあるは誤れり、今神階を以て之を考ふるに橋神なる事しるけれ
ば之を、今二宮庄本納村帆岳にあり、吾妻大明神と云ふ、南留別志、巡拜齋祠
訂せり、蓋日本武尊の后弟橋比賣命を祭る、日本書紀、古事記、橋神社傳記、初日本武尊東國に
幸して、相武國走水海を渡坐時、渡神浪を興て御船漂蕩て、得進み渡り坐
さき、爾其后白し給はく、妾御子に易て海に入なむ、御子は所遣の政遂て
復命奏し給ふべしと白て、海に下坐時に、其暴浪自伏て、御船得進みき、故
七日ありて後に、其後の御櫛海邊に依しを取て、御陵を造て治置き、古事記
今社地即是也、○按今神社の地、土人傳云ふ、橋姫の櫛を收めて墓を作陽成
天皇元慶元年五月丁己、從五位上勳五等橋樹神に正五位下を授け、八年

七月癸酉、正五位上を賜ふ、三代實錄凡正月十七日、三月七日、八月十三日祭を行ふ、千葉縣神社調

○海上郡二座小並

島穴神社、今市原郡島野村にあり、島野明神と云ふ、房總志料、巡拜齋祠陽成天皇元慶元年五月丁己、從五位上勳五等島穴神に正五位下を授く、三代實錄

姉崎神社、今市原郡姉崎村にあり、房總志料、巡拜齋祠記陽成天皇元慶元年五月丁己、從五位上勳五等姉崎神に正五位下を授け、八年七月癸酉、正五位上を加ふ、三代實錄凡六月五日を以て祭を行ふ、房總志料

○望陀郡一座小

飮富神社、○按本書印本、飮を飯に作今飮富村にあり、龜富明神と云ふ、神名
証、房總志料、蓋長狹國造祖神八井耳命を祭る、參酌古事記、延喜式、陽成天皇元慶
元年五月丁己、從五位上勳五等飮富神に正五位下を授け、○按本書、飮富

誤れり、今延喜式一、八年七月、癸酉、正五位上に叙さる、三代實錄

○式外諸神

前廣神 ○按本書前廣神代神とありて一神の如く、今市原郡、養老川の東西

廣村にあり、考名帳凡九月九日祭を行ふ、千葉縣

神代神、今市原郡今富村の東南五許町神代村にあり、代、房總志料、清和

天皇貞觀十年九月丁未、正六位上前廣神、神代神並に従五位下を授け、按

本書元慶元年閏二月戊戌條、又云神代神に従五位下を授く、其事重複必ず、衍文也、故今之を訂す、陽成天皇元慶元年五月丁

己、神代神に従五位上を賜ふ、三代實錄○按本書、神代神を神氏神に作る、今上文に據て之を改む、凡三月十七

日九月九日祭を行ふ、千葉縣

高瀧神、舊五井川上栗又村高瀧にありしを、後今の市原郡高瀧庄賀茂村

に遷す、加茂明神と云即是也、房總志料、清和天皇貞觀十年九月丁未、正六位上

高瀧神に従五位下を授く、三代實錄、凡三月八月中西日祭を行ふ、千葉縣

常世神、今周准郡常代村にあり、羽黒明神と云、蓋是也、房總志料、陽成天皇元慶

元年閏二月戊戌、正六位上常世神に従五位下を授く、三代實錄、凡毎年九月廿

八日祭を行ふ、千葉縣

建市神、今市原郡武士村山上にあり、房總志料、神名帳考、土代、千葉縣、神社調

田原神、今望陀郡俵田村にあり、上總郡、郷考、神名帳考、土代、陽成天皇元慶八年七月癸

酉、正六位上建市神、田原神、並に従五位上を授く、三代實錄

○下總國十一座 大十一座 小十座

○香取郡一座 大

香取神宮、今香取郷香取驛に在り、香取志、下總輿地、香取明神と云ふ、日本

纂、即下總の一宮也、一宮記、磐裂根裂神の子磐筒男磐筒女神の子齋主神

を祭る、齋主神又齋之大人と云ひ、亦名經津主神といふ、日本書紀○按此

すは、天降りて中國を平定給ふ首途に、諸神を祀り、即其大功を成終へ給ひしに

因て、齋主命と稱へ奉りしなるへし、其は神武天皇の賊を伐給ふ時、其將帥なる

道臣命を齋主として、天神を祭らしめ給ひしは、即此故事の吉例、上古天祖天

神の詔以て、經津主命、武甕槌命二柱神を天降し給ふに、二神の威烈甚盛

なるを以て、終に大己命貴を順伏はしめ、又天下を周流坐て荒振神を神和し和給ひて、語問し磐根樹立草の片葉も語止て、皇孫尊を天降奉らしめ給ひき、日本書紀古事記後世此神を稱して軍神とするは、又此故也、香取神社文藤原氏春日社を建てて此神を遷祭るに及て、本社も又建御雷神、天兒屋根命比賣神を配祭り、延喜式帝王編年記香取四所明神と云ふ、香取神社嘉吉四年文書光仁天皇寶龜八年七月乙丑、内大臣藤原良繼か病に依て、其氏神香取神に正四位上を授け、續日本紀平城天皇大同元年神封七十戸を寄奉り、新抄格仁明天皇承和三年五月丁未、從三位伊波比主命に正二位を賜ひ、六年十月丁丑、從一位を授け、續日本紀文德天皇嘉祥三年九月己丑、正一位に進め奉り、文德實錄按本書、此授位は春日社に坐伊波比主命に奉れるなれども、此社にも度る事は下に引る三代實錄の文に據て思辨ふへし姑附て考に備陽成天皇元慶六年十二月丁未、勅して下總神稅稻五千八百五十餘把を以て、正一位勳一等香取神社の雜舍を造る料に充しむ、廿年に一度作る例なるを以て也、三代實錄按弘仁三年制に、住吉香取鹿島三社廿年毎

神郡

を恒例とす、事上に見へたり、然るに貞觀八年鹿島總六箇院を改造し、元應六年本社又此事ある時は、弘仁の制此に至て、或廢る歟、附て考をまつ、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上祭に預る、毎年二月六位藤原氏一人を使として、祭を行はしむ、其幣物は内藏寮みな之を備ふ、凡社に物忌二人、官司禰宜祝各一人、樂人六人を置く、其樂人裝束は國司をして付領しめ、若欠失われは、其解由を拘む、凡香取郡を以て神郡とし、神社正殿は廿年毎に一度之を改造り、神稅を以て其料に充て、若神稅なき時は、正稅を充しむ、延喜式後世に及て神社造營みな國中の課役なり、香取神社寛元元年文書後一條天皇寬仁四年八月甲辰、右大臣藤原實資使を遣して神服笏及金銀白妙幣并神封五戸を奉りき、蓋藤原氏此神を崇奉りしより、大臣たる者神寶封戸を奉るを恒例とす、小右記左經記蓋字長元七年八月壬午、藤原中官の御祈に依て、使を遣して、神封五戸を寄奉る事を告しむ、左經記後朱雀天皇長曆元年八月辛未、關白賴通藤原中官の爲に封戸十五烟を割て神封に寄奉り、平高倉天皇治承五年十月源賴朝下總下福田

神官

郷を寄して、宿禰を養し、香取神安徳天皇壽永元年七月己酉、頼朝家臣千
葉小太郎を便して幣を奉りき、東鑑土御門天皇建久二年十月、長者宣を下
して、地頭平胤通神領相根郷を押妨げ、雜役を神官等に充て、大神田井上
分田の所當を抑留して、神供を備へず、神社四面八町内の大竹を伐取り、
恣に神官の坐席を定め、燈油田を妨ぐるか如き事を禁め、香取神四條天
皇仁治二年十月辛未、神祇權少副大中臣行輔を奉幣使として、鹿島の火
災を謝せしむ、百鍊抄後宇多天皇弘安九年六月、香取大官司解しけらく、當
社造營は遷宮以後十七年に宣旨を賜ひ、三年にして功を終へ、廿一年に
至て正遷宮を行ふ、當時宰吏濟物を充て、三年の間土木の勤を致す者、往
古の例也、然るに宣旨を下されし後、既に七年纔に殿造營ありと雖も、
正殿以下造營なきは、甚舊例に背けり、且陰陽博士唯祭物を食て山口祭
を行はず、大行事雜掌等非法材木を用ふるを以て、廿年に及はずして、神
殿破壊ぬ、靈体風雨に侵され給ふ事を訴ふ、即國廳に勅して、例の如く之
を行へと制給ひき、然れとも其後又制の如くなる事あはず、花園天皇

神宮製造

正和五年二月、大禰宜大中臣實長訴へ白さく、舊貫を考ふるに、當社は神
武天皇十八年宮柱を建始てより以降、一千九百五十九年、其遷宮みな廿
一年を以て之を行ふ、爰に正應六年、按六年即永仁元年也然れども今原文に従ふ遷宮以後二十
四年を経れとも造營今に怠るを以て、神殿朽損し、神体神輿並諸王子以
下八龍神等神寶、悉雨露に侵され給ふ事、神意實に測り難し、况や當社日
域無雙の名社、異國征伐の軍神に坐せば、争か速に裁決を賜はさらむや
と申しき、當時神社の盛なる事、古に及はずと雖も、其神田神戸の如き、又
頗る多し、蓋保元以來、大中臣氏世々之を掌る、按香取文書大中臣氏社領
れども本書中其事の見はたるは保元元年後村上天皇正平五年九月、大中
の文を以て始とす故に今姑く之に據る、

臣秀廣を神主職として、葛原、小野、織幡、加符、相根、田俣、金丸、大神田、村田、櫻
田、新福寺等の神田を掌らしむ、七年七月、將軍源尊氏下總戸頭郷を寄し
て、武運長久を祈奉り、香取神凡祠官大官司大禰宜並に大中臣氏を用ふ、

神祇志 卷之三 廿一

官介、權禰宜、物申、祝、國行事、大祝、副祝之を六官といふ、參取香取神社文書、香取社記、其它

正權檢非違使、押領使、判官、田令、田所、酒司及物忌八乙女等あり、香取神社應安七年

至徳二年文書、凡年中祭禮九十餘度、香取神社建永二年文書、正月元日、戸啓、三月初已

午神幸祭、日、按詞林采葉鈔云、昔神功皇后、韓國を攻給ふ時、香取明神三月初已其說、倭國に似たりと雖も、蓋此祭を云也、今も神輿を香取浦に幸坐さしめ、御船に乗せ奉るは、極めて故ある事なるべし、姑附て考に備ふ、四月四

日、八月新嘗、十一月四日と大祭とす、香取志下、凡香取神の御子三十七所、

香取神社保元三年文書、末社又多し、側高社大倉村に在り、返田社返田村にあり、軻遇

突智神を祭る、大戸社大戸村にあり、手力雄神を祭る、又見社、又見村にあり、若官といふ、經津主命の御子苗加命、武甕槌命の御子武沼井命、天兒屋

命、御子天押雲命を祭る、高房社山田村にあり、建葉槌命を祭る、忍男社

瞻男社、并津宮村に在り、參取香取文書、取志、下總式社考、

○千葉郡二座小

寒川神社、今三山村にあり、三山明神といふ、蓋是也、按一説に寒川村新田

云へど、此地は天正以前結城と云し、地なれば、信しかたし、相摸寒川神社一宮村

宮山にありて、其近き處に神崩山と云あり、本社も三山村にありて、村中に神崩

場と云ふ處あるなど、自ら由縁あり、凡八月十三日湯立神樂を行ふ、下總式

蘇我比咩神社、今池田郷蘇我野村にあり、巡拜舊祠記、下總國圖、下總式社考、按新撰姓氏錄、阿部朝臣蘇我並

に孝元天皇に出つ、按日本紀、池田臣萬呂、本姓阿倍、池田の朝臣を賜ふ、之に據

るに疑らくは阿倍、池田朝臣、此地に住者、其祖神を祭る乎、姑附て考に備ふ、

凡九月十四日十五日祭を行ふ、千葉縣神社調

○匝瑳郡一座小

老尾神社、今生尾村にあり、匝瑳明神と云ふ、巡拜舊祠記、神名帳考、土代、下總式社考、○按下總國圖、生尾の隣

呂に八日市場米倉村あり、又按八日市場に匝瑳臺あり、米倉西光寺文書、蓋物

部匝瑳連祖物部小事大連を祭る、昔小事連坂東を征て大功あり、勅して

匝瑳郡を建しむ、即是也、按日本後紀、○按香取社末社にも、匝瑳殿あり、其造

由あり、姑附て考に備ふ、八月九月中西日祭を行ふ、下總式社考、

○印旛郡一座小

麻賀多神社、今印東庄公津村稷山にあり、麻賀多明神と云ふ、巡拜舊祠記、利根川圖志、

廿二

下總式 蓋印波國造の祖伊都許利命を祀る、舊事本紀、參取麻賀多社傳、○按社考、蓋印波國造の祖伊都許利命を祀る、又攝社に印波國造社あり、今按後世嗣官古書に徵す事を知らず、伊都許利命の名世に著れざるを嫌ひ、稷山の名に附會て、稚産靈神とせしより終に之を麻賀多社の本殿に祭り、其舊より祭れる本神を以て攝社として印波國造社と号するものと聞ゆ、故、今之を訂し、附て後考に備ふ、凡二月七日、八月十六日祭を行ふ、下總式社考

○結城郡二座小並

高橋神社、○按本書林本、本橋を崎に作り、一今下野國都賀郡高橋村に在り、高橋明神といふ、巡拜舊祠記、下總式社考、蓋高橋朝臣祖大彥命男彥背立大稻腰命を祭る、新撰姓氏錄、舊事本紀、凡九月十五日祭を行ふ、千葉縣神社綱

健田神社、今高橋の南結城本郷小鳩村に在り、巡拜舊祠記、下總式社考、下總國圖、蓋竹田臣祖大彥命の男武淳川別命を祭る、新撰姓氏錄、舊事本紀、古事記、延喜式大意、崇神天皇御世、大彥命を高志道に遣し、武淳川別命を東方十二道に遣して、其不順人等を和平しむる時に、みな功ありしりは、其孫を以て那須國造に封し給ひき

古事記、舊事本紀、蓋高橋竹田氏并其族也、日本書紀、新撰姓氏錄

○岡田郡一座小

桑原神社、今國生村に在り、香取明神と云ふ、凡七月廿八日十二月九日祭を行ふ、下總國圖、神社調、札、千葉縣神社調、

○葛飾郡二座小並

茂侶神社、今栗か澤村にあり、巡拜舊祠記、下總國圖、蓋同地、今國圖を按るに本郡に接きたる相馬郡の郡界 癸未、從五位下茂侶神に從五位上を授け、陽成天皇元慶三年九月壬子、正五位下より正五位上を授く、三代實錄、○按本書正五位下に叙されし年月、考る所なし、

意富比神社、○按類聚三代格、下總國太日河あり、將門記に、大井津東鑑に、太井に、大井村あり、川あり、隣邑に大島田村あり、駿河國、大井神、島田縣、大井川邊にあるも、亦由縁あり、然らば意富比神大井神同神にして、神八井耳命などを祭れるにや、常陸那珂郡大井神社、今大井郷の飯富村にありて、仲國造祖建借馬命を祭ると云り、且古事記に神八井耳命は意富臣、島田臣、仲國造の祖とみ、印波國造も同祖なる時は、其同族或は之を大井地に祭れる歟、但舟橋村太神宮を以て意富比神社とするか如き、未其證を得ず、故今取らず、姑く併載て後考を俟つ、

清和天皇貞觀五年五月戊子、從五位下意富比神に正五位下を授け、十三年四月巳卯、正五位上に叙され、十六年三月癸酉、從四位下を加ふ、三代實錄

○相馬郡一座 小

蛟蜺神社、今立木村に在り、文間明神と云ふ、巡拜舊祠記、下總式社考、利根川圖志、蓋伊奘冉尊の御身に成坐る彌都波能賣神を祀る、日本書紀、古事記、蛟蜺社傳、此は即水神也、日本書紀、○按本書問、凡毎年六月九月十五日を例祭とす、下總式社考、利根川圖志、

○式外神

子松神、今香取郡神崎村にあり、神崎明神といふ、下總式社考、香取志、利根川圖志、○按下總國圖志、松郷の西に、小松村あり、蓋古小松郷の地也、姑附て考に備ふ、陽成天皇元慶三年四月甲子、正六位上子松神に從五位下と授け、實錄、朱雀天皇承平二年、月日闕、國司に勅して神社を修營し、神田三十六町を以て神事用途料に寄し奉る、平治元年神田所藏承久正文書、○按正文書に、神領小松郷あり、又三十六町の神田を奉たる文に、宮和田、小松、多賀、青山等村名あり、子松神即神崎神なる事愈明也、姑附て、凡正月四日、御戸開、四月中午日舟流、六日田植祭、五月五日流鏑馬八月新嘗祭を行ふ、參取神崎社文書、下總式社考、神社及末社、二十一年毎に之を改め造る、凡祠官神主物申職を置く、みな大中臣氏を用ふ、神崎社圖、神文書、

○常陸國廿八座 大七座 小廿一座

○鹿島郡二座 大並

鹿島神宮、今鹿島郷にあり、廿八社考、健甕槌命を祀る、續日本紀、續日本傳、後紀、舊語拾遺、日本傳へ云、此神初陸奥鹽竈より跡宮に移り、後今地に遷る、春日驗記、扶木集、○按荒祭宮と、之を常陸一宮といふ、吉田社、建一宮記、建甕槌命又建御雷之男神亦名建布都神亦名豐布都神と申す、上古天照大神葦原中國を平定しむへき神を問し給ふ時に、諸神奏しけらく、天安河の河上の天石屋に坐名は伊都之尾羽張神是遣すへし、若亦此神ならすは、其神の子建御雷之神此遣すへし、先其天尾羽張神は天安河の水を逆さまに塞上て道を塞居れば、他神は得往し、故別に天迦久神を遣して問へしと奏しき、故爾其神として問しめ給ふ時に、恐し仕奉らむ、然れとも此道には僕子、建御雷神遣すへしと白して、乃貢りき、古事記、爰に天神の勅の隨出雲國に天降りて、大己貴命を順はしめ、其神の奉れる岐神を率て、天下を周流つゝ、諸の

不須邪神山河の荒神を平和して、皇御孫尊を天降り坐しめ、神武天皇大倭國に入坐時に其平國時の師靈劍を降して、忽に賊兵を平服奉りき、日本書紀、古事記蓋其元勳偉績當時に顯るゝ者、既に此の如く、威風餘烈遠く陸奥に被り、延て後世に及ふ事又尤多し、日本書紀、三代實錄、常陸風土記、延喜式、東鑑大意故此神を稱て香島天之大神といひ、神社を豊香島の宮と云ふ、崇神天皇御世大坂山の頂に神あり白細の大御衣服坐て、白梓御杖取坐し、識給ひけらく、我前を治奉らば、汝治看國を大國小國事依し給はむ、と教し給ひき、時に八十伴緒を召集て問しめ給ふに、大中臣神聞勝命此は大八島國は汝知食國と事向給ひし香島國に坐天津大御神の神教也と奏しき、天皇即驚坐して、大刀、鉾、鐵弓、箭、許呂、枚、鐵、練、鐵、馬及鞍、八咫鏡、五色繩を奉り、景行天皇御世、中臣臣狹山命に神宣あり、威靈大に著るゝを以て、船三隻を作て之を奉りき、年別七月舟を津宮に納るは是故也、孝德天皇大化五年、下總、海上國造及那賀國造の部内を割て別に、神郡を置き、又是よりさき置所神戸

八戸に、五十烟を加奉り、天智天皇御世始て、使を遣して、神宮を修理しめ、天武天皇御世、九戸を寄し、持統天皇庚寅年、神封二戸を減定めて、六十五戸とす、常陸風土記稱德天皇神護景雲中藤原氏此神を春日に遷祭りしより後、朝廷又幣を奉り位を増し、崇敬給ふ事尤至れり、續日本紀、文德實錄、三代實錄、日本紀略、帝王編年大鏡凡驛使等國に臨時は、先盥嗽き此神を拜て後に入り、常陸風土記防人の筑紫に往者、又此社に祈て國を發き、萬葉和歌集○按詞林采葉抄に、昔神門出して、次日鹿島に渡り、兩神共に發給ふ、仍て今世首途を鹿島立と云り、其説怪誕に近し、鹿島立の稱に附會するに似たり、且他書考ふる所なし、故今取らず、姑附て考光仁天皇寶龜八年七月乙丑、内大人藤原良繼か病を祈りし報賽に、氏神鹿島神を正三位に叙され、續日本紀桓武天皇延曆五年神封一百五戸を寄奉る、新抄格勅符初寶龜中鹿島神奴二百十八人を神戸に充つ、是に至て其神賤五十烟、課丁六百八十五人、不課二千六百七十六人あり、續日本紀、新抄格勅符仁明天皇承和三年五月丁未、中務少輔從五位下、藤原豐繼内舍人正六位下藤原千葛を遣して、從二位勳一等建御賀豆智命に正二位を授け、

神奴神賤

廿年一度造營

料材料稻

六年十月丁丑、從一位を賜ひ、續日本 文德天皇嘉祥三年九月己丑、正一位に進め奉りき、文德實錄 清和天皇貞觀八年正月丁酉、禰宜中臣部道繼奏さく大神苗裔の神、陸奥に在る者三十八所、弘仁以來、幣を奉らざるを以て、神崇大に著はる、願はくば、彼國に下知して、幣を奉り、神怒を解奉らむ、又神宮凡そ六院、二十年に一度修造を加ふ、其材木五万餘枝、工夫十六万九千餘人、料稻十八万二千餘束、其材を採る山は、神宮を去ること二百餘里の那珂郡にあり、行路峻しく、挽運に煩わり、願くば、宮邊閑地に粟五千七百株、楡四万株を植え、且神官司に守らしめて、宮材に充むと奏しき、勅して之に従ふ、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、毎年二月春日祭日、六位藤原氏及内藏史生各一人を遣して官幣を奉らしむ、其臨時奉幣は伊岐中臣二氏を用ふ、臨時以下、據神祇官年中行事、神社正殿は、二十年毎に改め造る、神税を以て其料に充つ、凡神官官司、禰宜、祝及物忌各一人を置く、延喜式、其物忌は龜甲を焼て、之を卜定む、鹿島神社文書

後世大官司、大禰宜、大祝、權禰宜、權祝、總大行事、檢非違使、追捕使、押領使、檢校、判官、兼仗、和田祝、益田祝、家司、神、酒掌、官介、物申、田所、案主、等の官員甚多し、鹿島神社文書 世々中臣鹿嶋連を以て祝及大官司とす、續日本紀、類聚三代格 後一條天皇寬仁四年八月甲辰、右大臣藤原實資使を遣して、神寶幣帛及封戸十烟を奉る、即例也、小右記、長元七年八月壬午、藤原中宮の御所に依て、神封十戸及瑠璃壺に白玉を納て之を奉りき、是よりさき、村上帝時、右大臣師輔、藤原中宮の皇子あらむ事を祈りしに、果して驗あり、故に此に至て又之を行ふ、左經記、後朱雀天皇長曆元年八月辛未、關白賴通、藤原中宮の爲に使を遣し、封戸十五烟を割て、神封に寄奉り、平鳥羽天皇元承元年十月甲午、宮使を遣して、五色及金銀幣を奉らしむ、中右記、此後右兵衛佐源賴朝兵を擧るに及て尤も此神を敬奉りき、東鑑大意、高倉天皇治承五年二月乙巳、賴朝志太義廣の掠る所の地を停めて、物忌領とし、尋て常陸、塩濱、大窪、世谷を寄して、諸國の平穩を祈り、鹿島政幹を當社惣追捕使として、宮中の狼籍を停め、

安徳天皇養和元年十月乙卯、武士を守り坐す神と云を以て、殊に橋郷を奉りき、後鳥羽天皇元暦元年正月、彌宜等鎌倉に告て曰、去十九日鹿島大神京師に赴て、源義仲及平族を撃給ふの告ありしか、明日黒雲神殿を覆ひ、四方悉暗く、神殿震動き、鹿鷄大に集る、頃くありて黒雲四方に亘り、一鷄其中に在り、實に類なき神異也と申しき、當時京師鎌倉鳴動する事、又其告の如し、頼朝沐浴し、庭上に下て、遙に神宮を拜奉りき、既にして義仲誅に伏し、平軍又敗れつるを以て、深く大神の威靈を畏み奉り、神主中臣親廣、親盛を召して、金銀祿物を賜ひ、寄進の地永く地頭の妨を停め、専ら神主の管領たるへき事を諭し、又宮介良景所領に雑役を充る事なからしめ、文治三年十月丙申、常陸奥郡百十石を以て、毎月神膳に充つ、建久四年五月丙寅朔、是よりさき、頼朝伊佐爲宗、小栗重成を奉行として、神宮を造營せしむ、二十年造替に當るを以て也、然れとも此に至て、猶未九成らず、頼朝其遲緩を驚き、命を八田知家に傳て、七月十日祭以前に其功を終

しめ、六月庚申、即遷宮を行ひき、東鑑六月巳、下百餘鈔、四條天皇仁治二年二月庚午、鹿島社、火あり、不開殿災を免る、時に社司あらさるを以て、供僧等御体を取出し奉りき、此災上古以來未たあらさるの變也と云り、故此冬神祇權小副大中臣行輔を遣し、幣を奉らしむ、百餘鈔、後宇多天皇弘安五年十二月癸丑、將軍惟康親王行方郡大賀郷を寄し、長慶天皇正平廿四年十月甲戌、將軍足利義滿伊佐郡平塚村を充奉りき、鹿島神社文書、初孝徳朝神戶を充奉りしより、社領日に多く、興國中に及て、神領凡千百八十餘町ありき、常陸風土記、小島神社文書、凡古は年中大祭百三十三度、其正月四月、歲山祭、七日御戸開神事、七月十日軍祭を行ふ、鹿島神社文書、鹿島例傳記、鹿島志、○按此日久慈郡鹿島、援兵と云ふ、其事、戯に近しと雖も、土俗傳ふる所、尤久しく、且詞林採葉集載る所と併考ふるに、極めて三韓征討の事に由あり、姑く附て異聞を博む、十一日舟三隻を造て、八龍神に備へ、諸神官武器を列ねて之を祭る、即古の遺風也、參取常陸風土記、鹿島志、○按鹿島文書、七月十一日祭、古へ勅使來亦舊に依て、大掾平氏七郷地頭等、七年毎に交之、凡攝社坂戸社、坂戸村に

あり、沼尾社、沼尾村にあり、鹿嶋例傳、本社と合せて、三處を香島之大神といふ、常陸風、後世所謂鹿島三所大明神即是也、鹿嶋社文書、高房社、本社の前にあり、建羽槌命を祀る、阿須波社、本社の東高天浦にあり、阿須波神を祭る、廿八社考、鹿嶋志、

大洗磯前藥師菩薩神社、今磯濱村大洗磯前山上に在り、廿八社考、鎮守帳、田村、蓋古の、大己貴命、少彥名命を祀る、文德、石を以て靈形とす、其一長二尺五寸、其一長八寸、鎮守、上古大己貴命、少彥名命と力を戮せ、心を一にして、天下を經營め、又民の爲に醫藥の方を定め給ひ、其後少名命、熊野御碕より、常世國に渡坐に及て、大己貴命、獨其未成らざる所を巡り坐て、造成給ひき、日本書紀、文德天皇齊衡三年十二月戊戌、大洗磯前に天降り坐神あり、初本郡の民鹽を煮る者、夜半海上光耀きて天に属るを見たりしか、明旦水次に兩怪石、高各一尺許なるあり、又其明日に至て、二十餘小石、自ら其左右に列り、侍、倍侍るか如きを見て、私に異しと思ひき、爰に神憑りして、

我は、大奈母知少比古奈命也、昔此國を造終て、東海に往まし、今民を濟なむとして歸來つと教給ふ由を奏しき、故天安元年八月辛未、官社に預らしめ、十月己卯、藥師菩薩名神の號を授け給ひ、文德實錄、○按本社及酒列二事ありしに依て、藥師、菩薩、名神、の號、を授け給ひ、社、古、一、醫、藥、の方、を定め給ふ、加へたるにや、大凡、甚、も、尊、く、恐、き、天、神、地、祇、に、彼、穢、く、汚、は、し、き、佛、号、を、加、ふる、理、ある、へ、く、も、あ、ら、さ、る、を、二、社、また、字、佐、神、など、に、加、へ、奉、る、は、中、世、以、降、本、地、垂、迹、の、説、起、り、し、よ、り、天、下、か、し、な、へ、て、佛、を、崇、む、る、事、神、の、如、く、な、り、し、風、習、な、り、し、か、は、彼、穢、き、名、を、加、ふる、を、も、怪、し、と、は、せ、す、却、て、よ、き、事、の、こ、と、く、思、ひ、し、故、なる、へ、し、姑、附、て、考、に、備、ふ、醒、醐、天、皇、延、喜、の、制、名、神、大、社、に、列、る、式、延、喜、凡、毎、年、十、二、月、晦、より、正、月、七、日、に、至、る、ま、て、近、村、悉、く、鐘、磬、を、禁、め、日、毎、に、神、饌、を、供、ふ、八、月、朔、宮、崎、綱、掛、鹿、嶋、祠、官、矛、盾、を、持、來、り、供、職、を、な、し、進、て、神、社、の、北、齋、場、に、至、て、祭、を、行、ふ、九、月、廿、五、日、有、賀、村、鹿、嶋、祠、官、又、矛、を、捧、け、神、殿、に、安、置、て、祭、を、修、む、蓋、鹿、嶋、神、天、神、の、命、に、依、て、大、己、貴、命、を、順、服、し、め、給、へ、る、遺、風、也、大、洗、磯、前、神、本、縁、明、

○眞壁郡一座小

大國玉神社、今大國玉村に在り、鹿嶋明神といふ、祭る所の神凡二座、東を

男体宮といふ、西を物忌宮と云、神社由緒書、廿八社考、大國玉神を祭る、延喜式仁明天皇承和十一年七月辛未、無位大國玉神に從五位下を授け、四年三月戊子、官社に預らしむ、此神殊に靈驗あるを以て也、續日本後紀後宇多天皇弘安二年、本社神領凡三十町九段ありき、祝所文書凡正月三日、鉞初祭、九月九日神幸祭を行ふ、廿八社考

○信太郡二座並小

栴縫神社、今木原村にあり、巡拜齋祠記、廿八社考、郡郷考、蓋彦狹知命を祭る、日本書紀、郡中三十三村の民共に以て鎮守とす、正月七日、四月四日、七月上丑日祭を行ふ、廿八社考

阿彌神社、今阿彌郷高來村にあり、郡中四十餘郷の惣社とす、廿八社考、普都大神を祀る、上世草木言語の時、大神諸國を巡行し、山河の荒ふる神ともを伐平け、神功已終し、時其兵甲劍楯玉珪等を此地に留め置て、天原に復命しき、常陸風土記

○久慈郡七座大一座 小六座

長幡部神社、今幡村にあり、巡拜齋祠記、郡郷考、舊今地を距る五町許樹林の内にあり、土人呼て舊宮といふ、廿八社考、○按幡村昔長幡村といふ、後長幡部遠祖多氏命を祀る、昔多氏命の祖綺日安命皇孫尊天降り坐時、御服を織奉る爲に御供仕奉り、筑紫日向、二神之峯より三野國引津根の丘に至り、崇徳天皇の御世に及て、多氏命三野を避て久慈に遷り、機殿を造り立て、初て内幡を織るに、裁縫ことなく自ら衣裳と成き、故是より後、年別に神調として、之を朝廷に奉る、常陸風土記、○按類集國史弘仁八年、常陸國人長幡部福に備、醍醐天皇延喜中、常陸調物猶長幡部絶あるもの即是也、延喜式凡長幡部祭、正月元日、四月九日、水木濱の神幸、九月二十九日新嘗あり、廿八社考

薩都神社、昔賀毗禮峯に在り、今之を里宮村に移す、薩都明神と云ふ、藤時門筆記、鎮守帳、廿八社考、水戸領地理志、天神立速男命を祭る、一名速經和氣命と申す、初立速男命松澤の松樹の八俣の上に天降り坐せる時、人若穢あれば、立處に災

と示し病を致し、神崇甚嚴なりしかば、居人みな苦しみき、爰に朝廷片岡大連を遣して、此神を敬祭らしむ、大連祈り曰く、今百姓の家居神社に近く、朝夕に穢し奉る事甚恐し、宜此處を避坐て、高山の淨境に鎮り給ふへしと辭白し、かば、神其禱言の隨遂に賀毗禮の峯に遷り坐き、故其社に石垣を造り構へ、種々の神寶弓棹釜器の類を造り奉りき、此後神威甚盛なるを以て、天翔る鳥たも飛避て、峯上を過る者なかりき、常陸風土記 仁明天皇承和十三年九月丙午、勳十等薩都神に従五位下を授け、續日本後紀 清和天皇貞觀八年五月庚午、從五位上より正五位上に進め奉り、按本書十六年 皇貞觀八年五月庚午、從五位上より正五位上に進め奉り、按本書十六年 作ら未た孰れか是なるを知らず、姑く本文に従ふ、十六年十二月癸未、從四位下を授く、實錄 凡毎年四月九月十日、入四間山に神幸あり、傳云ふ古へ奉る所の釜器、石と成て今猶存在り、九月祭酒を山中の石甕に醸し、明年四月祭に至て之を供ふ、入四間山は即古の賀毗禮高峯也、篠崎氏筆記、水戸領地、理志、參取常陸風土記、本社に仕ふる者、古へは、神主、社職、禰宜、物申、小祝、等官あり、永正十四年、都宮奉加帳 今赤須氏西野氏

二人を置いて、世々大官司禰宜職とす、廿八社考

天之志良波神社、按三代實錄、志良 今白羽村にあり、白羽明神といふ、巡拜

記、鎮守帳 蓋長白羽神を祭る、古語拾遺、上古此神麻を種て青和幣を作り

仕奉りき、古語拾遺、按本書注云、今の世衣服を白羽と云は、此縁なりと云り

あるに似たり、姑 清和天皇貞觀八年五月庚午、正六位上天之白羽神に従

五位下を授け、十六年十二月癸未、從五位上を授く、三代實錄 凡毎年四月九月

十二月十日祭を行ふ、十二月之を衣替神事といふ、廿八社考

天速玉姬命神社、清和天皇貞觀八年五月庚午、正六位上天之速玉神に従

五位下を授け、十六年十二月癸未、從五位上を加ふ、三代實錄

靜神社、今那珂郡靜村にあり、高房明神と云即是也、鎮守帳、廿八社考、參取

文神建葉槌命を祭る、日本書紀、釋日本 建葉槌命又天羽槌雄命亦天羽雷

命と申す、參取古語拾遺、延喜式、按倭文神は建葉槌命にして、建葉槌は即高

を祭りて、高房社といふとあるは、甚しき謬也、昔鹿島香取二神中國を平定まじ

給ふ功あり、之を此土に祭るも、又甚故あり、且香取鹿島の末社に高房社ありて、共に建羽槌命を祭ると云ふに據らば、建葉槌の高房神にして、靜神即倭文神なる事益明らかし、然るを此神を末社としたる事は、蓋後世故ありて、手力雄神を配祭などしつるか、其神天窟に大功ありし神なるを以て、其神名のみ顯れ坐て、本神の名は自ら隠れ給へるより、社傳も如此譯來りし事著し、然はあれど、土俗今に高房神は織任を掌る神なりと云て、機布を此社に奉るは、古を忘れざる也、故今其譯を正し、且、上古天照大神石窟に隠り坐時、此神倭文を織て仕奉り、拾遺武甕槌神等葦原中國に天降りて、邪神及草木石の類をも平定給ふ時、其不順星神天香々背男をば、此神をして伐服しめ給ひき、○日本書紀風土記云、靜織里上古綾を織事を知人なかりし時、此村に織始ゆつるを以て、倭文と名くと云るは、建葉槌命此地に天降坐て、其事を民どもに教給へるか、若くは其神裔の此地に移住て綾を織しにもやあらむ、万葉和歌集、久慈郡防人倭文部可良麻呂と云人見ゆ、此に依らば、倭文氏人此地に居者、其祖神を祭り、倭文を織て朝廷に仕奉りしなるへし、延喜式常陸の調物の、光孝天皇仁和元年中に、倭文州一端とあるも、又由縁あり、姑附て考に備ふ、

五月丙午、從五位下靜神に從五位上を授け、實錄醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、式延喜凡毎年正月朔王院祭、四月七日平磯に神幸あり、十月中申酉日を大祭禮といふ、是よりさき己日火祭、申日神官神寶を社前に列ぬ、酉日阿佐々祭、蘿舞を行ふ、社考廿八

稻村神社、○按村は材の訛り也、延喜式中材を村に誤る者甚多し、然れども續從、今稻木村の隣邑天神林村に在り、七代天神と云ふ、蓋是也、東極雜記、郡木天神林、舊狹竹郷なりしを、後二村に分ちて、此社の在る所を殊に天神林と号けしなるへし、今天神林村に佐竹寺あるは、郷名の遺れる也、舊事本紀、饒速日命に從奉れる二十五物部に狹竹物部ありて、物部族人久自國造たりしを思ふに、稻村神蓋物部連の祖神を祭りしか、即天神の裔なる故に、此神を天神と云るにやあらむ、其七代の字を冠らせたるは、仁明天皇嘉祥二年四月庚寅、官社に預らしむ、水旱の時祈る毎に必感應あるを以て也、續日本陽成天皇元慶二年八月丙戌、正六位上稻村神に從五位下を授け、光孝天皇仁和元年五月丙午、從五位上を加ふ、實錄三代

立野神社、舊上小瀬村立野山に在り、後之を白幡山に移して、鹿嶋社同殿とす、依て立野鹿嶋明神といふ、大永五年上梁文、廿八社考、郡郷考、蓋久自國造の同族立野連の祖神を祭る、紀延喜式、本清和天皇貞觀十六年五月戊戌、正六位上立野神に從五位下を授く、實錄三代凡正月十五日御粥祭、六月十五日宮薙祭、九月十九日を以て例祭とす、社考廿八

○筑波郡二座大一座

筑波山神社二座、今筑波山の頂にあり、山に二峯あり、西を男神と云ひ、東を女神といふ、常陸風土記、常陸國誌、廿八社考、郡郷考、○按詞林探葉鈔に、筑波ふは、即是也、附筑波男神筑波女神を祭る、文德實錄、三代實錄、○按社傳に、へども、信かたし、恐らく、男体女体の稱に仍て、附會せるに似たり、常陸風土記、神祖尊宿を請ふの故事をも併考て、諾再二神にあらざる事を知へし、附て考に備ふ、上古神祖尊諸神の所を巡行す時、筑波岳に登り坐て、宿を請給ふに、筑波神今夜新嘗なれとも、詔の隨にせむと申して、飲食を設備へて、嚴重に仕奉りき、故神祖尊歡て、詔曰、愛きかも我胤、高きかも神宮、天地月日と共に、代々絶る事なく、人々集ひて、飲食富豊ならむと詔給ひき、故今に人々此に往集て、歌舞ふ、即此緣也、常陸風土記、○按本書、春花秋葉の時、坂東諸國の會といふとみわ、万葉和歌集に筑波山、嵯峨天皇弘仁十四年正月丁丑、從五位下筑波山神靈驗頻りに著るを以て、官社に預らしめ、日本紀畧、仁明天皇承和九年十月壬戌、無位筑波女大神に從五位下を授け奉り、續日本後

紀文德天皇天安二年五月壬戌、筑波男神に從四位上、筑波女神に從四位下を加へ、文德實錄、○按本書、筑波山神二柱に從四位を授くとのみありて、男女を神の位階上下をいはず、今三代實錄、貞觀十二年の文に據て之を訂す、清和天皇貞觀十二年八月戊申、男神を正四位下、女神を從四位上に進め、十三年二月壬寅、男神を從三位とし、十六年十一月辛亥、女神を正四位下に叙され、三代實錄、○按本書、從四位下筑波女神に從四位上を授に叙され、くとあるは誤れり、故今十二年の文に據て之を訂す、醍醐天皇延喜の制、男神一座名神大社に列る、延喜式、後宇多天皇弘安二年に至て、社領凡五十六町、六十歩ありき、稅所文書、參、取佐竹文書、凡攝社四座、安座常社、寶珠嶽に在り、小原木社、吉野嶺に在り、和多利社、國割嶺に在り、稻村社、鷺嶺にあり、之を筑波飯名神といふ、凡筑波祭、四月上申日十一月朔を用ふ、其十一月は神衣を奉て祭を行ふ、世俗訛て御座替といふ、即是也、廿八社考、引、筑波社記

○那賀郡七座大二座 小五座

大井神社、今茨城郡飯富村に在り、鹿島明神といふ、廿八社考、水戸領地理志、云ふ、倭名鈔に大井郷とあるは、蓋此地也、村中大井戸と云字あり、其所に涌泉あり、大井神の御手洗といふ、崇徳天皇天治中大井を改めて廣曾根とし、又大部

と云ひ、後今名に更むと云り、然れど大部飯富もどより通音なれば、大部を飯富と改むと云は、傳の誤なるへし、親聖傳に那珂西郡大部郷とあるは、即是也、附て備考に、蓋仲國造祖建借間命を祀る、は意富臣の族にして、神八井耳命の裔孫なる時は、其同族意富氏又此地に居る者ありしより、地名をも、飯富と云しを、誂を訛て飯とし、字訓のまゝにいひとみと唱ひ、建借間命を國て、鹿島明神と云りしものなる事著、初崇神天皇御世、建借間命に勅して、東夷の荒賊を平けしむ、時に軍士を率て常陸に至り、國栖夜尺斯夜筑斯を撃て、其種属を焼滅しき、故其功を以て仲國造に定賜ふ、即是也、常陸風土記、書事本紀

青山神社、今茨城郡青山村に在り、

吉田神社、今茨城郡吉田村吉田山に在り、鎮守帳、廿八社考、郡郷考、日本武尊を祭る、田吉

社古之と常陸第三社といふ、吉田社文書、藥王院文書、○按本社造營の年紀詳ならず、正安中の文書に、田所長經先祖は當社大明神の氏人として、御靈跡以後八百餘歳とあるに、據らば、大抵顯宗仁賢の朝に當れり、姑附て後考に備へ、文德天皇天安元年五月壬戌、從五位上勳八等吉田神に從四位下を授け、文德、實錄、清和天皇貞觀五

年八月壬戌、從四位上を賜ひ、陽成天皇元慶二年八月辛未、正四位下に叙され、三代、實錄、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、式、延喜、朱雀天皇天慶三年正

月壬申、殊なる御所に依て、神位を増し、封戸を寄加奉りき、吉田社建曆三年、文書、年月日、據國太曆、源平盛衰記、○按吉田社文書、年月を擧げずと雖も、其事實を推すに、將門叛亂の御所なる事著し、故、今、月、日、を擧ぐ、堀河天皇寛治

四年、日本書、關神祭及雜舍修理料租穀八百三十束を寄さる、貞觀十四年新羅入寇の時の例に依て也、近衛天皇久安五年二月壬午、宣旨を下して、恒

例神事法の如くならず、神領の民供神物を奉らす、或は神社四至内を濫侵す事を戒め、仁平元年四月己酉、吉田郡武田荒野を神領に充て、二條天

皇長寛元年、○按本書、月、日、關、遷宮の禮を行ふ、高倉天皇承安二年十二月癸亥、勅

して代始の大神寶稅使、御体御卜祓役、及伊勢二所大神宮の役夫、造内裏大嘗會の課役を本社に充る事を停め、左大史小槻宿禰政重の子隆職の

子孫を社務として、關、彌宜、吉美、俣氏に代らしめ、後鳥羽天皇建久四年、○按本書、月、日、關、國司等に勅して、神殿を改造り、十二月己酉、遷宮式を行ふ、土御門天

皇建仁年閏十月庚午、社領袴墓、常葉二郷を七月十二月の朔幣田に充つ、順德天皇建保元年四月丙戌、國司に勅して、神社を造營し、東西那珂兩郡

の祭料を納奉らしむ、初社司解狀に、當社は國內第三の鎮主、靈驗無二の明神也、是に依て神殿破損の時、吉田那珂兩郡之を造るを例とす、而るに建久造營以後廿廻の星霜を経て、數字の棟梁已に傾きぬ、早く沙汰なくむは、殆基址を失はむ、中に就て一宮鹿嶋社は今年已に遷宮あるへし、當社相繼て造營する者亦例也、早く先例に任せて、造營あるへし、且當社四月祭料は、東西那珂郡より奉るへきを、公文等對捍を致すを以て、神事みな例に違へりと云き、仍是に至て、請の如く之を行ふ、八月勅願に依て、箕河村地を朔幣田に充給ひ、龜山天皇文永二年十二月、大舍人忠恒を田所職とし、社領酒戶、吉沼、河崎等の郷務を掌らしめき、吉田文書此後社領日に多く、後二條天皇德治元年に至て、百五十八町六段半を神田とす、凡年中諸祭正月一日祭、歳祭、二月一日、三月三日、四月五日、膝着祭、五月五日、御田祭、六月六日水神事、晦日祝、七月七日見浦神事、八月新物祭、九月十五日佳例神事、十九日日祭の如き甚多し、吉田文書今絶て行はれず、唯九月十五

日神幸祭を以て大祭とす、廿八社考、寺社便覽凡諸神官夜毎に神殿に宿直仕奉る、其神官田所職、大祝、權祝、社務、禰宜、神主等數十人及舞人八乙女等を置く、吉田文書、神社今田所氏を以て大官司とす、即古への田所職の裔也、吉田神社文書、西笠原社、本社西南笠原村に在り、酒門社、本社東南坂戸村にあり、合て二所別宮といふ、吉田社古記堀河天皇、寛治四年、坂戸祭料參解を賜ふ、即是也、凡末社水戸社、國見社、早歳社、稻荷社、散飯宮、押手宮、電宮、千五百餘所社、八龍神社あり、吉田社文書

阿波山上神社、今茨城郡粟野の隣邑大山村に在り、上粟野下子明神と云ふ、文明十八年長敏銘、鎮守帳、廿八社考、郡郷考、○按粟野、大山、古阿波郷の、光孝天皇仁和二年十二月癸丑、從五位下阿波神に從五位上を授く、三代實錄酒列磯前藥師菩薩神社、○按本實列を熟に作る誤れり、今文德今平磯村磯前鎮守帳、廿八社考、郡郷考、○按鹿島那珂等海濱の石、なへて南向なるに在り、鎮守帳、廿八社考、郡郷考、○按鹿島那珂等海濱の石、なへて南向なるに備、大己貴命、少彦名命を祭る、文德天皇齊衡三年十二月戊辰、二神始て

大洗磯前に天降坐て神教ありき、事大洗社に詳也。天安元年八月辛未、官社に預らしめ給ひ、十月己卯、薬師菩薩名神の號を奉り、文德實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式凡毎年正月廿日、四月九日、六月十五日、宮雍祭、九月十九日、新嘗會を行ふ、神官磯前氏、世々其社務を掌る、廿八社考
藤内神社、今茨城郡藤井郷藤井村に在り、藤井大明神と云ふ、永正四年寛後村上天皇、正平元年六月十日、御卜に藤内神の神事を穢奉る祟あるを以て、使を遣して社司に中祓を科す、即是也、宮主秘傳毎年正月七日、二月初子丑日祭を行ふ、乙丑歳二月初子丑日、之を大祭禮とす、廿八社考
石船神社、今茨城郡石船村石船山に在り、巡拜書祠記廿八社考、蓋鳥石楠船神を祭る、社傳説鳥之石楠船神亦名天鳥船神と云ふ、上古建御雷神を天降し給ふ時に、此神を副て遣しき、古事記○按三代實錄、鹿島宮を造る宮材を採る山、那珂郡に在り、倭名鈔、那珂郡鹿島郷ある即是也、今本村に近き古内村諸村蓋古の鹿島郷也、故に諸村みな鹿島神を祭るも、本社の此神を祭るに由縁あり、附て考に備ふ、清和天皇貞觀元年四月辛亥、正六位石船神

に從五位下を授く、三代實錄凡毎年九月廿九日祭を行ふ、石船の中常に清水あり、旱歳其水を漂て雨を祈るに屢驗あり、廿八社考

○新治郡三座大一座 小二座

稻田神社、今茨城郡稻田村に在り、巡拜書祠記廿八社考、蓋鳴尊の妻奇稻田姫命を祭る、參酌日本書紀、蓋新治國造等の祀る所也、舊事本紀續醍醐天皇延喜の制、名神大社に預らしむ、延喜式後宇多天皇弘安二年神田凡十七町

あり、稅所每年正月十五日、十一月中、酉日を以て祭を行ふ、稻田姫宮由緒

鴨大神御子神主玉神社、○按本書諸本並に玉字なし、一本に神主を神玉と作す、未孰れか是なるを知らず、然れども文德實錄、三代實錄、主玉神に作る者證とす、今加茂部村に在り、加茂大明神といふ、拜巡書祠考、蓋鴨大神の御子神に坐す、主玉神を祀る、文德實錄文德天皇嘉祥三

年六月己酉、詔して鴨大神御子神主玉神を官社に列しめ、文德實錄清和天皇

貞觀三年九月甲午、從五位下、主玉神に從五位上を授く、三代實錄土御門天皇元久元年三月庚午、鳥羽、白河、後白河三帝起請の旨に依て、中郡庄鴨部宮

に大嘗會米役夫工米及雜役を充る事を免し、後堀河天皇貞永元年十一月丁卯、源守吉を神主として、神事を掌らしめ、後醍醐天皇元弘三年七月丁巳、社領安堵の勅を下し賜ひき、加茂神社文書凡九月十六日十九日を以て例祭とす、廿八社考

佐志能神社、今茨城郡笠間の佐代山に在り、佐白三所明神といふ、舊阿武山に在りしを、後今地に遷す、笠間城記文明九年棟札、東極雜記、○按阿武權明神也、蓋佐代公の祖豐城入彦命を祭る、新撰姓氏錄大憲○按本書佐代を社號を佐志能と云ひ、山名を佐代と云ふ、極めて由縁あり、上毛野下毛野國造は、豐城入彦命の裔にして、其族類東國に番行りにたれば、本國に遷り住る者もありし事知るへし、新治茨城二郡相隣りたるに、佐代公茨城造同祖なるも、又由縁あり、始く附て考に備ふ、仁明天皇承和四年三月戊子、佐志能神を官社に預らしむ、此神特に靈驗あるを以て也、續日本後紀

○茨城郡三座小並

夷針神社、

羽梨山神社、○按國郡狀、小田政治馬を出し、人數を羽梨宮に催すの語あり、此

據るに、府中の西北にあり、清和天皇貞觀十二年八月戊申、從五位下羽梨神に從五位上を授け、光孝天皇仁和元年九月戊子、正五位下を加ふ、三代實錄主石神社、大和田村にあり、廿八社考

○多珂郡一座小

佐波波地祇神社、昔塩原山を距る事一里なる佐波山上にあり、後小津田村、塩原山に遷す、廿八社考郡郷考、○按佐波々は、蓋澤の義也、本社、佐波山に即助語也、小津田、古名澤山村、清和天皇貞觀元年四月辛亥、正六位上佐波神に從五位下を授く、三代實錄凡正月七日、二月十五日鏡掛祭、四月廿六日磯出祭を行ふ、廿八社考○按二月祭鏡を松樹に

○式外諸神

飛護念神、清和天皇貞觀十六年五月戊戌、正六位上飛護念神に從五位下を授く、三代實錄類聚國史、○按飛護念神、疑らくは彦根神にして、天津彦根命也、又按古事記、舊事紀、常陸風土記、茨城國造は即此神の裔な

祭る時は、國造の族其祖神を

祭る歟、姑附て後考を俟、
國都神、古へ之を國社又縣祇といふ、常陸風土記○按本書縣祇社中に塞

云ありて、水場たり、今行方郡行方村にあり、鎮守國神明神即是也、記郡縣

考、清和天皇貞觀十六年五月戊戌、正六位上國都神に從五位下を授く、

三代實錄、類聚國史、

三枝祇神、今眞壁郡加波山の中宮蓋是也、郡縣考、引加波山中宮棟札、○按新

命十四世孫建己呂命は、茨城國造の始祖にして、三枝郡連も此と同祖なる時

は、此神或は其族類の祭る所ならむ、加波山又眞壁茨城二郡の境にあり、姑附

て考に、清和天皇貞觀十七年十二月丁丑、正六位上三枝祇神に從五位

下を授く、三代實錄、
河江神陽成天皇元慶元年六月丁酉、正六位上河江神に從五位下を授

く、三代實錄、

於岐都說神、今鹿島郡息栖村海邊にあり、沖洲明神といふ、鹿島志、郡縣

文書、かきすの社に作る、今息栖の字訓に就て、之を鹿島の攝社とす、郡縣考、

蓋猿田彦神を祭る、本社神体宮記、光孝天皇仁和元年三月乙丑、正六位

上於岐都說神に從五位下を授く、三代實錄、凡毎年四月十三日劔座祭鹿島

神官來て之を行ふ、鹿島志、神祇志考、

村上神、舊新治郡村上村の隣邑染谷村龍神山に在り、今之を山麓に移

祭る、郡縣考、光孝天皇仁和元年九月戊子、從五位下村上神に從五位上

を加ふ、三代實錄、

郷造神、今眞壁郡倉持村にあり、郡縣考、神祇考、○按社記新治國造、那長

後に倉持は、車持にて、姓氏錄に車持公、上野君同祖、豐城入彦八世孫射狹君之

れるか如し、附、光孝天皇仁和二年六月丙子、正六位上郷造神に從五位下

を授く、三代實錄、

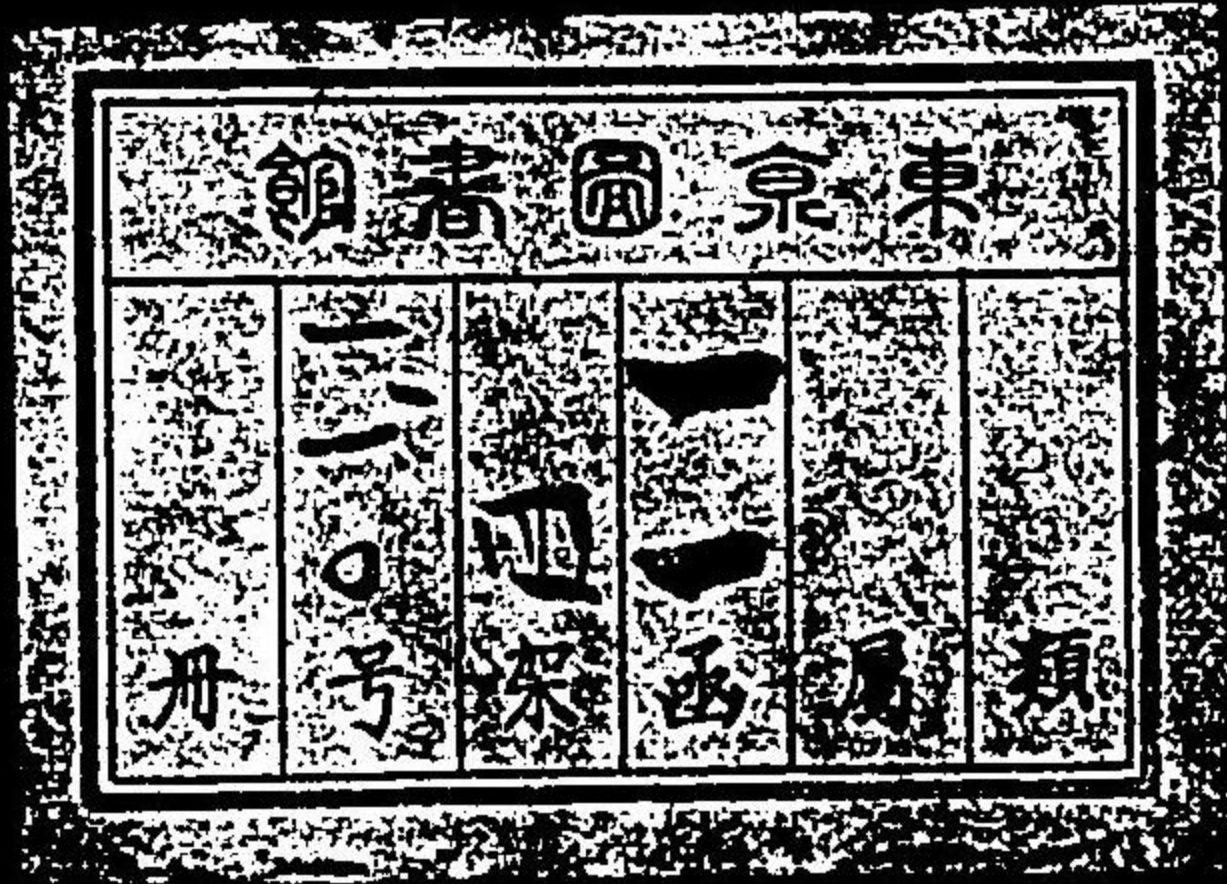
菅田神、今新治郡上境村にあり、訛て姿見明神といふ、郡縣考、神名

田首祖天久斯麻比止都命を祀る、即茨城國造同族の神也、郡縣考、新撰本

意、大、光孝天皇仁和三年五月己丑、正六位上菅田神に從五位下を授く、

實三
錄代

神祇志料卷之十三終



氏志

栗田鏡著述

七



常陸 栗田寛編輯

東山道神戶八十二座 大四十二座 就中五座預月 次新嘗祭案上 小三百四十座

○近江國一百五十五座 大十三座 小一百四十二座

○滋賀郡八座 大三座 小五座

那波加神社、今坂本郷苗鹿村にあり、苗鹿大明神と云ふ、凡毎年四月中酉

日祭を行ふ、神名帳考証、和爾雅、國華、万葉記、東海遺名所圖會、

倭神社、○按本書に倭をしとりと訓たるに據らば、倭の下文字を脱せるに似たり、然れど山家要畧記、滋賀郡倭庄を常住明王に施入の文に據時は、

倭は地名にして、倭文にあらざる事著し、始附て考に備ふ、今大和庄阪本村字森下にあり、杜本社と云ふ、

神社要録、滋賀縣注進狀、

石座神社、

神田神社、今眞野村字神田に在り、近江與地志畧、蓋眞野臣祖、天足彦國押、滋賀縣注進狀、

神田神社、今眞野村字神田に在り、近江與地志畧、蓋眞野臣祖、天足彦國押、滋賀縣注進狀、

人命を祀る、新撰姓氏錄、土人傳説、凡四月三日祭を行ふ、滋賀縣注進狀

小野神社二座、今和爾庄小野村にあり、神名帳考證、近江輿地志零、蓋天帶彦國押人命

を祭る、新撰姓氏錄、即小野臣の氏神也、後紀日本、光仁天皇寶龜三年四月己卯、

小野社木を採て西大寺の塔を造るに、神崇あるを以て、本郡の戸二烟を

充奉りき、續日本紀、新抄格勅符、〇按新抄格勅符、二年に作る者誤也、仁明天皇承和元年二月辛丑、勅して

小野氏五位以上の人、春秋の祭毎に官符を待す近江國滋賀郡小野氏神

社に往還ふ事を聽し給ひ、三年五月庚子、無位小野神に從五位下を授く、

遣唐副使小野朝臣篁か請申すに依てなり、四年二月癸卯、勅して大春日

布瑠粟田三氏五位以上小野氏に准て、春秋二祀官符を待すして近江氏

神社に向ふ事を聽し、後紀日本、清和天皇貞觀四年十二月丙辰、正五位上小

野神に從四位下を授く、三代實錄〇按小野神正五位上に叙されしは、蓋醍醐

天皇延喜の制、二座並名神大社に列る、延喜式、凡八月十五日祭を行ふ、滋賀縣注進狀

日吉神社、〇按臨時祭式、三代實錄、日吉を比叡に作る、舊比叡山の西谷横川の間小比叡に在り、後

之を神路山に移す、淡海地志、東海道名所圖會、〇大年神の子大山咋神亦名

山末之大主神又名鳴鶴大神を主として、御妻鳴玉依姫神を配祀る、古事

名以下據日吉神社禰宜口傳抄、〇按口傳抄に比叡山東尾並天龜五百津

石村は大山咋神の陵にて神宮寺御蔭大巖は鳴五依姫の陵也と云り、大山咋

神は即賀茂別雷神の御父神也、釋日本紀、袖中鈔、諸神記、平城天皇大同元年、近江地二

戸を神戸に充奉りき、新抄格勅符、是よりさき僧最澄佛寺を山上に建て、三輪

神を遷奉て日吉大宮といひ、本社を二宮小比叡神といふ、蓋大宮を崇め

て本社を貶したる也、されと古より鎮り坐神なるを以て、又之を地主神

といふ、山家要略記、袖中抄、山門堂舍記、日吉社秘記、元亨釋書、清和天皇貞觀元年正月甲申、

從五位下小比叡神に從五位上を授け、陽成天皇元慶四年五月壬申、從四

位上に叙され、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式、圓融天皇天

元五年七月甲午、幣帛使を遣して、音樂走馬を奉り、日本紀、後朱雀天皇長久

四年六月癸卯、勅して毎年内藏寮官幣を奉るへく制給ひ、師遠年中行事、

後三條天皇延久三年十月庚辰、行幸あり、日吉行幸此に始る、百鍊抄、扶桑

記、日吉山王緣起鈔、〇按曆代皇紀、皇年代零記に、二年十一月廿九日に作る、姑く百鍊鈔等に從ふ、天台坐主記、桓武天皇延曆十年四月中申日、本社に幸し、清和天皇貞觀七年四月中申日、左近衛中將藤原齊道を勅使として祭を行ふ、日吉祭使の始也とあれど、類日本紀、三代實錄、並見る所なし、蓋僧徒の偽説也、故今取らず、四年四月壬申、始て官幣を立て祭を行ひ、曆代皇紀、皇年代零記、諸神記、廿二社注式、公事根源、白河天皇永保元年十一月庚子、永く廿二社の列に加奉り、百鍊鈔、御光年中行事裏書、〇按諸書載る所各異同あり、説は祈年觀、祭の下に見たり、崇徳天皇保安四年九月壬子、法皇日吉神輿を修めて本社に還し奉らしむ、延曆寺僧徒平忠盛等と戦て、神輿を棄去しを以て也、百鍊鈔、一初鳥羽崇徳の朝より後延曆寺僧徒動もすれば神輿を昇て京に入り事と訴ふ、若請ふ所を得ざる時は、神輿を棄去る、朝廷唯神威を畏れて、其罪を正す事わたはき、或は枉て其意に従ひ、或は之を慰めて神輿を還奉らしむ、時必き使を遣し幣を奉るもの、史に記す事を絶す、玉海、東鑑、百鍊鈔、源平盛衰記、大憲、後白河天皇保元三年十二月丁酉、皇后行啓あり六條天皇仁安二年十月己未、太上天皇御幸し給ふ、其儀行幸の如くにして甚盛也、百鍊鈔、兵範、高倉天皇安元二年七月辛亥、不豫を祈り給ふを以て、毎年四月臨時祭

を行ふの議ありしか、事終に行はれず、玉海、安徳天皇壽永二年九月丁丑、上皇行幸して正一位を授奉り、參取玉海、百鍊鈔、柱史、後鳥羽天皇文治元年六月辛未、法皇本社に幸して競馬を行ふ、平氏敗績に依て也、天台座主、建久三年二月丙辰、法皇不豫の御祈に三位中將藤原忠經を使として、臨時祭を行はしむ、其儀賀茂臨時祭に准ふ、百鍊鈔、皇代記、土御門天皇建仁三年十二月己酉、上皇御幸ありて歌舞競馬を奉り、明月記、順徳天皇建保元年十一月甲申、左近衛權中將藤原資平を使として、臨時祭を行ひ、又六月會の用途料を寄し給ひき、明月記、百鍊鈔、皇代記、柱史、其冬祭に殿上使を立る事此に始る、仲資王記、百鍊鈔、皇代記、柱史、帝記鈔、天台座主記、諸社根元記、水の爲に流損はるゝを以て、御体を大宮に移奉り、明年四月に至て、遷宮を行ひ、後深草天皇正元元年四月甲申、八王子三宮早尾大宮波岸所を除くの外、神社悉く災に罹るを以て、越前國に勅して、諸社を造營しめ、天台座主、後二條天皇嘉元元年四月甲申、中納言平仲兼として祭を行しむ、此後夏祭

に上卿を遣し給ふを例とす皇代後村上天皇正平六年十二月辛丑叡山の請に因て臨時祭を行はれき曆大 凡日吉祭四月十一月中申日を用ふ、其冬祭之を臨時祭といふ年中行事秘鈔公事根源日吉社記、今に至て四月大津浦に神幸あり、初天智天皇庚午の年、鴨縣主宇志麻呂祝部として仕奉りしより、其裔世々大神を執て神幸の祝詞を奏す、此日又幸鉾を立て炬火を燃し、志賀浦の桂を取て賀茂社に奉り、賀茂祭の後葵を本社に奉るは、蓋上古別雷神と天降し奉りし時の遺風也、鴨縣主系圖日吉鎮座記日吉秘密記日吉社記詞林採葉鈔此日以下參取年中行事秘鈔 伊勢名所圖、凡大小比叡兩社に仕ふる者、禰宜神主、祝權禰宜神主、祝等三十餘人、各其半を分て左方右方と云ふ、山家要略記日吉社記、小椋神社、今仲木村字葉廣山にあり、俗に八大龍王と云て雨を祈る神也、滋賀縣注進狀

○栗太郡八座大二座小六座

蘆井神社、按本書印本蘆井をいほ井と訓むに據らば、蘆は蘆の訛歟、扶木集に近江なるいはほの井川の歌あり、徴とすへし、姑附て考に備ふ、今

青地庄下戸山村にあり、五百井明神といふ神社錄、意布伎神社、

小槻大社、按三代實錄日本紀略小槻を小丈小杖に作る、類聚名義鈔杖をつ社二社あるを分たむ爲に記せるものなる事、伊勢度會郡川原神社とあるに同じ、故今姑く此に係く、今下戸山村にあり、小槻

大社、小杖大明神と云ふ、本社棟札文、神社蓋小槻山公の祖息速別命を祭錄、三代實錄、清和天皇貞觀五年十二月辛酉、小杖神に從五位下を授け、

○按本書十七年十二月甲寅、從五位上に叙さるゝとあるは、蓋衍文也、故今國大曆康永三年の文に據て之を訂す、陽成天皇元慶六年十月戊申、從五位上を加へ、三代實錄醍醐天皇昌泰元年、正五位下より正五位上

に叙され、國太延喜十一年二月丁巳、從四位下に進めらる、日本紀略○按朝野群載堀河天皇 康和五年六月、御卜、近江國水都惠神の神事を穢せる祟あるを以て、社司に中祓を科すとあり、此水都惠神は小都惠神の誤にて、小杖神を後には字のまゝに哀都惠神と云るなるへ、後村上天皇興國六年八月丙戌、栗太郡小杖社神主源

重頼奏しげらく、當社は國中無雙の鎮守、郡内五所の第一也、凡其位記を授くるの例、貞觀以來延喜に至るまで、皆國史に詳あり、唯天慶三年より

以來、天不諸神一階を増奉るの詔數度あるを以て、建治元年、既に從一位相當の神に坐り、且年中神事甚多か上に、殊に朝廷の爲に、天下の平穩ならむ事を祈奉る時は、願くば、正一位小杖神の額を鳥居に懸て、社頭を粧嚴ひ、神明の威光を増奉らむと請奏しき、國太凡毎年四月初卯日祭を行ふ、輿地志略

小槻神社、今青地庄部田村にあり、池宮と云ふ、近江輿地志略、神社、縣錄

高野神社、

印岐志呂神社、印を伊に作る、今葦浦村に在り、縣錄由伎志呂宮と云ふ、神名帳

佐久奈度神社、散久難度に作る、並に同じ、今大石庄東村の櫻谷に在り、櫻

谷神といふ、神名帳考証、三才圖會、和爾雅、行、縣錄、○蓋瀬織津比咩神を祭る、

參取延喜式、櫻谷社舊記、文德天皇仁壽元年六月甲寅、詔して散久難度神を明神に列

らしめ、實錄、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下佐久奈度神に從五位

上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式、凡毎年六月晦、茅

輪祓の祭を行ふ、神名帳

建部神社、今勢田の東神領村に在り、建部明神といふ、一宮巡詣記、行囊鈔、神

記に、勢田郷建部明神とあるに據らば、今蓋建部君の祖稻依別王を祭る、神領村蓋建部郷なり、始附て考に備ふ、

日本書紀、是は日本武尊近淡海の安國造の祖意富多牟和氣か女布多遲

比賣を娶て生坐る御子也、古事記、之を近江一宮とす、寺德集、清和天皇貞觀

二年三月辛亥朔、官社に列り、五年六月己亥、正六位上建部神に從五位下

を授け、十年七月壬寅、從四位上に叙され、三代實錄、醍醐天皇延喜元年四月乙

丑、正四位下より從三位に進め給ひ、扶桑略、其後名神大社に列り、延喜式、村上

天皇應和二年六月乙未、正三位を授く、日本紀略、凡毎年四月二午を以て祭を

行ふ、滋賀縣志、凡神主三人を置く、一老二老三老といふ、蓋建部氏なり、一宮巡詣記

○甲賀郡八座大二座 小六座

矢川神社、今深川村に在り、矢川大明神といふ、神名帳

水口神社、今水口宿大岡町に在り、大岡寺の鎮守といふ、神名帳考、蓋穗積

臣の祖大水口宿禰と祭る（舊事本紀、延喜式） 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下水口神に從五位上を授く（三代實錄） 凡四月上申日祭を行ふ（東海道名所圖會）

石部鹿鹽上神社、今石部驛に在り、上下兩社とす、上を吉姫明神、下を吉彦明神といふ、即驛中の生土神也、（和爾雅、三才圖會、東海道名所圖會、○按滋賀縣注進狀に、當村上田の地に鎮座す、上田神社と云ふ、上田山鹿鹽房違淨寺本社の別當を勤むと云り、本社所在の證とすべし） 凡四月五日祭を行ふ（滋賀縣注進狀）

川田神社二座、今北内貴村川田山にあり、春日明神と云ふ、（近江輿地志、書、稱德天皇天平神護元年、近江地二戸を充奉り、勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下川田神に從五位上を授け、實錄、醍醐天皇延喜の制、二座、並名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式）

飯道神社、今宮内村飯道寺の域内飯道山に在り、飯道權現と云ふ、（神名帳、鈔、輿地志、略、光仁天皇寶龜二年、近江地一戸を神封に充奉り、勅符、陽成天皇元慶八年三月戊子、從五位上飯道神に從四位下を授け、實錄、後村上天皇正平元年六月十日、神祇官御体御卜に社司等神事を穢奉る神崇ありと云を以て、使を遣して中祓を科す、即是也、宮主秘傳）

川枯神社二座、今川枯村にあり、（神名帳、打聞） 其一座は蓋川枯首の祖神阿目加伎表命を祀る、（舊事本紀、新撰姓氏錄、○按舊事本紀、饒速日命の孫彦湯支の父也、本郡水口神社、川枯神社あり、清和天皇貞觀三年四月壬子、從五位下川枯神に正五位下を授く、實錄、三代實錄）

○野洲郡九座（大二座、小七座）

御上神社、古三上村三上嶽にあり、後之を山下に移す、（淡海地志、神名帳考、証、東海道名所圖會）

凡河内國造等か祖天津日子根命の子天御影神を祭る、（古事記、舊事本紀、社家傳説云、伊弉諾尊天照大神を祭る故に天御影日御影社といふとあるは、天御影神を隠り傳たるものにて、取るに足らず、天御影神亦明立天御蔭命と云ふ、新撰姓氏錄） 丹波比古多多須美知能宇斯王の母息長水依比賣は、即此神の御女也、（古事記） 平城天皇大同元年、近江地二戸を充奉り、（新抄、格勅） 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

符勅 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下三上神に從五位上を授け、七年八月丙子、正四位下を加へ、十七年三月壬子、從三位に叙され、（三代實錄、醍醐）

天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上弊に預る延喜式。凡本

社齋官、尤火を慎しむ、瓦釜を以て炊き、陶器を以て食ふ、依て日本第二忌

火といふ行齋鈔。古は御上祝此神を齋祭りき、即御影神の神孫也古事記。

其祭四月二申日、九月十四日と用ふ近江輿地志略。

小津神社、今小津村に在り、大宮といふ和爾雅三才圖會。蓋倭建命の御子足

鏡別王を祭る、實に小津君の祖也古事記。堀河天皇、康和五年六月御卜に、小

津神の神事を穢せる崇あるを以て、社司に中祓を科す、即是也朝野群載。

下新川神社、今野洲川の下流幸津川村に在り、下新川明神といふ行齋抄。

地志略、光孝天皇、仁和元年九月癸卯、新川下神に正五位上を授く、三代實錄。

○三代實錄、新川上神、並授正五位上とありて、一神を奉るは疑はし、原は新川上下神、並

とありけむを、下字を脱せしものなる事著し、故今之を訂せり、又按舊事本紀、

大綜作命の孫、大新川命、建新川命あり、隣郡栗太郡に閉曾村あるに、

據らば、上下新川神、蓋この二人を祭るに似たり、姑附て考に備ふ、

兵主神社、今栗太郡兵主郷五條村にあり、大寶天王と云ふ、神名帳考証、檢

録、大國主命を祀る、神祇正宗。清和天皇、貞觀四年正月己丑、從五位上勳八等兵

主神に正五位下を授け、七年六月癸亥、從四位上を加へ、八年十二月丁酉、

正四位下に進め奉り、九年二月丁酉、正四位上に至り、十六年八月庚申、從

三位に叙され、三代實錄。醍醐天皇、延喜の制、名神大社に列る、延喜式。

比利多神社、今比留多村に在り、今淺殿神社といふ、神名帳考証、滋

賀縣注進狀、

上新川神社、今野洲村にあり、上新川大明神といふ、行齋抄、與

清和天皇、貞觀十一年十二月戊申、從五位上、新川神に正五位下を授け、光孝天皇、仁

和元年九月癸卯、新川上神に正五位上を賜ふ、三代實錄。○按仁、和元年段の凡

毎年四月中亥日、九月十二日祭を行ふ、近江輿地志略。

馬路石邊神社、

己爾乃神社二座、今開發東中村にあり、滋賀縣注進狀。蓋天兒屋命、伊香津臣命を

祀る、蓮光寺源記、神裔伊香連の以齋く所也、新撰姓氏錄、

○蒲生郡十一座、大一座 小十座。

大島神社、今奥津島にあり、大島大明神といふ、木曾名所圖會、稱德天皇神

護景雲元年、近江地一戸を神封に充奉りき、新抄格

奥石神社、今東老蘇村老蘇森にあり、行齋鈔、木曾名所記、神名帳考証、稱徳天皇神護景雲

元年、近江地一戸を神封に充しむ、新抄格

石部神社、今下豊浦村安土山にあり、石部天神と云ふ、神社調書、滋賀縣注進狀

大屋神社、

比都佐神社、今上豊浦村比都佐谷にあり、西大路藩神書、調書、市橋家調書、蓋蒲生稻寸等

の祖天津彦根命を祀る、參取古事記、馬見岡神社舊記、

長寸神社、○按寸は蓋村字の省体也

沙沙貴神社、今觀音寺山の西北常樂寺村にあり、佐々木明神と云ふ、路木曾

蓋狹々城山君の祖大彦命を祀る、參取日本書紀、續日本紀、三代實錄、新撰姓名錄、○按佐々木宮勘文に、第一殿少彦名

命、第二仁徳天皇、第三大彦命、第四敦實親王を祭ると云り、是は少彦名命は鶴羽を以て衣とするの故事あり、仁徳天皇は大鰐船尊と申し、敦實親王は佐々木

源氏の祖なるに依て、後人社号より附會し、其主神とある大彦命に配祭りしものなる事著し、故今とらす、姑附て考に備ふ、後醍醐天皇元應

元年七月乙卯、勅して正二位を授く、傳宣草、○按佐々木勘文に、貞和五年六月十九日、從一位佐々木大、神に正一位

を授く、然れども他書考る所なし、故今採らず、貞和は北主光明帝の紀号也、初宇多天皇四世孫源成賴社務職たりしより、佐々木氏世々本社之神主たり、佐々木系圖、佐々木宮勘文、凡其祭四月上旬

日、五月五日を用ふ、近江輿地志略

菅田神社、今桐原村にあり、神名帳考証、滋賀縣注進狀、○按桐原村、今鑄物師村と云、村北に字菅田あり、古へ稻置の舊地と云、

蓋天津日子根命の子天麻比止都命を祀る、即菅田首蒲生稻置の祖神也

參取新撰姓氏錄古事記、凡毎年九月十九日祭を行ふ、此日稻置の稻六十穂を伊勢多

度神社に送るを例とす、滋賀縣注進狀

馬見岡神社二座、今村井村馬見丘にあり、大嵩社又綿向明神といふ、國華

記、開田耕筆、蓋天穗日命天夷鳥命を祀る、天慶八年梁簡銘、馬見岡社舊記、欽明天皇六年、始て社

を錦嶽に建て、天武天皇十三年、更に彼谷に移し奉る、○按錦嶽又錦面山、綿谷は蓋今

社地也、出雲宿禰を神主とす、天慶八年梁簡銘、凡其祭四月初亥日之を行ふ、近江

志、

奥津島神社、今沖島村にあり、淡海地志、神名帳考、蓋奥津島姫命を祀る、古

事

記延喜式本 平城天皇大同元年神封一戸を充て、新抄格 清和天皇貞觀元年正

月甲申、從五位下奥津島神に從五位上と授く、三代實錄

○神崎郡二座並小

乎加神社、今神郷村にあり、宇賀大明神といふ、近江輿地志

川桁神社、今萱尾村にあり、大瀧大明神と云ふ、山上縣何書、○按神前を流る

上に、桁の如く横はれる石上を、水瀧なして落る故に、川桁の名あり、又神崎愛知二郡田に瀧く水を、湯川と云ふ、近隣百五十餘村の田畝、皆其水利を被るを以て、民人豊熟を祈り、秋稻を神社に納むるを例とすと云り、姑附て考に備ふ、蓋鳥取部連の祖天湯河桁命を祀る、

參取古事記、垂仁天皇御世、皇子譽津別命八拳翁曾前に至るまで、眞事と

はす、高往鵠が音を聞して、始て阿藝登比し給ひき、故湯河桁命をして、其鳥を捕しめき、故其鵠を追尋て東方に追廻りて、近淡海國に至り、遂に高

志國に至て捕て献りき、即是也、古事記參取、日本書紀、

○愛智郡三座並小

輕野神社、今蚊野郷北蚊野村にあり、滋賀縣注進狀 蓋近淡海蚊野之別の祖日

子坐王子袁邪本王を祀る、參酌古事記、新撰姓氏錄、倭名錄、○按姓氏錄、輕野

野並同音にして、今蚊野村を我孫子庄と云ふ、傳云、袁邪本王的裔穴田君熊取

君德万君並に此地に坐り、傳説凡每年正月十五日、粥占の祭を行ふ、滋賀縣注進狀

石部神社二座、今沓懸村にあり、磯部土橋二村の産土神とす、凡每年三月

初酉日、祭を行ふ、近江輿地志略

○犬上郡七座並小

阿自岐神社二座、今阿自岐西村に在り、神名帳考証、神社叢錄、

多何神社二座、○按新抄格勅符、多何を田鹿に作る、並同し今高宮驛多賀村赤土山の麓にあり、多

賀大明神といふ、村上美濃日記、行伊邪那岐大神を祭る、古事記 上古伊邪那岐

大神天神の詔の隨天下を修理成して復命し給ひ、後又淡海の多賀にな

も坐ましき、即是也、日本書紀 稱德天皇天平神護二年、近江地六戸を神封

に充奉り給ひ、新抄格勅符、○按日本書紀云、野洲郡部内御上嶺に神社あり、

に似たり、されど野洲郡と云ひ、御上嶺と云ふ、堀河天皇康和五年六月御卜に、

多何神の神事を穢す崇あるを以て、社司に中祓を科せしめき、朝野凡每年四月十一日中午日祭を行ふ、其冬祭は本社東北栗栖祠に神幸あり、類抄神官は大主、山田神主、日向神主、及禰宜四人を置く、行書其日向山田社、並に本社の所攝の神也、啓蒙社

日向神社、今多賀村多何社域の西にあり、神啓蒙、神名帳打聞、近江輿地志略、○按延喜内藏寮式大神祭日向王子幣とある、大三輪神の御子と聞ゆるを思ふ、稱徳天皇天平神護二年近江地二戸を充て神封とす、新抄格凡三月四月中申日祭を行ふ、近江輿地志略都惠神社、今普賢寺村都惠の地に在り、神名帳打聞

山田神社、今多何社の西北一里山田村にあり、神啓蒙、神名帳打聞、根藤取調書、稱徳天皇天平神護二年、近江地五戸を以て神封に充奉りき、新抄格勅符○按扶桑略六年五月丙午、犬上郡山田明神位記請印とあるは、即此神也、されど其神階詳ならず、姑く附て考に備ふ、

○坂田郡五座小並

山田神社、今馬場村にあり、根藤取調書、滋賀縣注進狀、○按新撰姓氏錄、息長真人、坂田酒人真人、坂田宿禰等並に應神天皇皇子

稚渟毛二侯王の後にして、近江國に住て、根本公を賜へる事見へたるを思ふに、皇極紀息長山田公ある、此國に由あり、然れば本社は其祖先を祭れるなるへし、日撫神社、今願戸村にあり、凡其祭四月中丑日を用ふ、近江輿地志略日本後紀に、山田造火撫直あり、共に後漢靈帝四世孫阿知使主の後と云、又坂上系圖に、攝津、參河、近江、阿波等諸國漢人は皆阿知王の族也と云り、是に據るに、二氏の族、或は此地に居る者、各其祖先を祭れる手、姑附て考に備ふ、

伊夫伎神社、伊夫伎、按文德實錄、三代實錄並に伊今伊吹山の麓伊吹村にあり、伊吹大明神と云、即郷中村の産神也、神名帳考証、和爾雅、佐々木見聞錄、神社叢錄、霜速比古命の子多多美比古命を祀る、之を夷服岳神と云ふ、帝王編文德天皇嘉祥三年十月壬子、從五位下を授け、文德實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上に叙され、九年四月辛未、神祇太祐大中臣朝臣常道を遣して、弓箭鈴鏡を奉り、陽成天皇元慶元年十二月辛卯、正四位下より從三位を授く、三代實錄○按正

成天皇元慶元年十二月辛卯、正四位下より從三位を授く、三代實錄○按正事、正史に漏たり、

岡神社、今宇賀野村に在り、岡天皇社と云ふ、神名帳考証、打聞、山津照神社、今能登瀨村にあり、近江輿地志略、郡山藩式社調、稱徳天皇天平神護二年、近

江地六戸を神封に充奉り、新抄格 清和天皇貞觀八年閏三月壬子、從四位
上山津照神に正四位下を授く、三代實錄○按扶桑略記、醍醐天皇延長六年
階詳ならず、姑附て考に備ふ、其神 凡每年四月五日祭を行ふ、近江輿
○淺井郡十四座並小

鹽津神社、今鹽津庄鹽津村鹽土山にあり、郡山藩式社調、滋賀縣注進狀、

湯次神社、今湯次村湯次嶽にあり、湯次宮と云ふ、天正十一年文書、近江輿地志略、

波久奴神社、

小江神社、

下鹽津神社、今集福寺村にあり、集福寺記、滋賀縣注進狀、按鹽津、集福音相近、

矢合神社、今中野村八相山にあり、八相大明神と云ふ、朝日山縣取調書、滋賀縣注進狀、

岡本神社、今早崎村朝日岡又淺井にあり、輿地志略、朝日縣取調書、蓋淺井比咩命を祭る、此は

夷服神の姪にして、淺井岡に坐神也、帝王編年記、土人傳説、

片山神社二座、伊香郡片山村に在り、神名帳考証、參取近江國圖、按延喜

子神社あり、蓋賀茂大神族類の神也、今本郡又岡本片山社を並載せ、東鑑賀茂社
文書等に、近江安曇河を鴨社領といふに據時は、この岡本片山三座も、賀茂大神
を遷祭れるに似り、然れども明証を得ず、故今附て後考を俟つ、

比伎多理神社、今今西村にあり、日吉神と云、朝日藩取調書、滋賀縣注進狀、

麻蘇多神社、按倭名抄、本郡益田郷あり、蓋此地、今益田村にあり、同上

上許曾神社、按日本書紀に、神社福草と云人み、續日本紀、萬葉集並に神社
息寸姓ある時は、上許曾神は、蓋其祖神也、然れども神社姓の出自

を詳にせず、故今附て考に備ふ、今高山村にあり、世代明神と云ふ、元和中文書、滋賀縣注進狀、

大羽神社、今酢村にあり、錦織庄七村の總社とす、朝日藩取調書、滋賀縣注進狀、

都久夫須磨神社、按三代實錄、都久夫島を筑夫島に作る、今近江湖中竹生島にあり、近江國圖、

國華、萬葉記、夷服岳神多多美比古命の姪淺井比咩命を祀る昔此神淺井岡に

坐て夷服神と勢を競ひ、力を争ひ給ふ時に、竹生島を造り成て、即鎮り給

ひき、參取帝王編年記、色葉字類抄、○按荒木田氏系圖に、天兒屋根命八世孫久

代要記、清寧天皇の朝、竹生島大明神とす、未だ何據ある事を知らず、又按一

神始て著る、姑附て考に備ふ、稱徳天皇天平神護元年、按本書、從五位上勳

八等を授く、惠美押勝を誅給ふ時神佑ありしを以て也、帝王編年記、勳八等、

○伊香郡四十六座大一座小十五座

伊香具神社、今大音村に在り、大音大明神と云ふ、近江輿地志略蓋伊香連の祖梨迹臣命を祭る、梨迹臣命又梨富命と云ふ、津速魂命九世孫伊賀津臣命の子也、參取新撰姓氏錄、藤原系圖、藤原系圖清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上勳八等伊香神に從四位下を授け、八年閏三月壬子、從四位上に叙され、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式四月二十四日祭を行ふ、滋賀縣注進狀凡本社祠官世々伊香氏を用ふ、伊香系圖

乃彌神社、

神前神社、

大澤神社、

天八百列神社

乎彌神社、今宇根村字乎彌社にあり、舊名字根乎彌明神と云、滋賀縣注進狀

走落神社、今馬上村にあり、

足前神社、四丁上嶺に森あり、權現神と云、滋賀縣注進狀、淺井郡祝山村より十六町伊香郡文室村より十

を足坂と云ひ、權現坂と云、蓋本社の舊址なり、

久留彌多神社、舊東柳野村字久留美にありしか、今廢たり、滋賀縣注進狀蓋彦坐

命の妃沙本大聞見戸賣を祭る、古事記、土人傳説、○接土人傳説は、本社の神

て、由あり、姑附て考に備ふ、

比賣多神社、○接本書比賣を賣比に作る、恐らくは誤れ、舊比賣多古社地に

ありしと、今東柳野村青柳に遷す、滋賀縣注進狀蓋比賣陀君の祖彦坐命を祭る、

樹前古事記舊事本紀

意波閉神社、

阿加穗神社、今赤尾村にあり、神名帳考証

櫻市神社、

等波神社、今止羽村にあり、神名帳考証

横山神社、今横山村にあり、神名帳考証、近江輿地志略

多太神社、今廢たり、舊址は東物部村多太の森にあり、取調書

兵主神社、今廢たり、舊址は猶横山村兵主森にあり、同上

赤見神社、今磯野村にあり、赤見三社明神と云ふ、淀澤式社考

波彌神社、蓋花波神を祭る、昔此神近江國より播摩國託賀郡花波山に移

り坐時、其妻淡海神追奉りて、川合里に至坐き、即ち是れ也、播摩風土記○

なるに似たれど、丹後國熊野郡花波里、今之を波見と云に據時、波彌の花波に

して、波彌神の花波神なる事明けし、且丹後國丹波郡に波彌神社あるも、又由縁

あり、故今姑附て考に備ふ

櫻崎神社、今東高田村櫻崎にあり、櫻崎社と云、彦根藩取調書、淀澤式社考

甘樫前神社、今西阿閑村にあり、甘樫崎神社と云、同上

佐味神社、

椿神社、

佐波加刀神社、今遂佐郷川合村にあり、佐波加六所明神と云、佐波加刀神社事蹟考、淀澤式社考

伊香具坂神社、今北布施村伊香具坂に在り、神名帳考証、神名帳打聞、滋賀縣注進狀

與志漏神社、今古橋村にあり、七所權現と云、俗に法華寺、鎮守とす、輿地志

布勢立石神社、今赤尾村に在り、立石明神と云ふ、彦根藩取調書

乃伎多神社、今東物部村にあり、舊村東乃伎多正宮の地にありしを、後今

地に遷す、彦根藩取調書、滋賀縣注進狀

石作神社、今千田村玉作神社に合せ祀る、彦根藩取調書、蓋石作氏の祖神を祭る、

參酌新撰姓氏錄、三代實錄、○按三代實錄貞觀七年三月、伊香郡人石作部廣繼あり、證とすへし、

玉作神社、今千田村にあり、彦根藩取調書、滋賀縣注進狀、蓋玉作祖神天明玉命を祀る、新撰

錄、土人傳説、

意富布良神社、今木本村大洞山にあり、滋賀縣注進狀

伊波太伎神社、

高野神社、今高野村にあり、滋賀縣注進狀

鉛練日古神社、今中郷村に在り、江連宮と云ふ、神社叢書、彦根藩取調書、○按

江連、疑らくは鉛練の訛音也、

大椋神社、今大藏村に在り、神名帳

黒田神社、今黒田村に在り、

丹生神社二座、今上丹生村に在り、滋賀縣蓋息長君息長丹生真人の祖稚

沼毛二俣王意富杼王を合祀る、撰姓古事記、新撰姓氏錄大要、凡三月三日、丹生祭を行ふ、

土民本社の東北なる丹保野赤土を取來て、神に祈るを例とす、滋賀縣

神高槻神社、今高月村に在り、滋賀縣取調書、

天石門別命神社、滋賀縣檜石窓神を祀る、古事記、

天比比岐神社、今高野村丸山にあり、

草岡神社、

意太神社、

大浴神社、滋賀縣注進狀、池原村、字大浴あり、又大浴森、

大水別神社、今中郷村大水谷にあり、洞窟に水を湛ふ、名て夜叉神と云、即

是也、滋賀縣社考徵

天川命神社、今大音村にあり、天満宮と云、村中未々須川に二大磐石あり、

天川石と呼ふ、雨を祈るに尤靈あり、滋賀縣注進狀

○高嶋郡卅四座、大座二座、小座二座

水尾神社二座、滋賀縣注進狀、延喜臨時今水尾村に在り、水尾大明

神と云ふ、神名帳、頭注、和爾雅、國其一は今三尾山の麓下拜戸村川を隔て、

社あり、河南社河北社と名く、近江輿地志略蓋三尾君の祖石撞別命を祭る、日本

書紀、古事記、稱徳天皇天平神護元年九月丙申、三尾神に近江地十三戸を

充て神封とし、新抄格勅符○按本書三尾を尾三に作る時は、伊香郡なる手彌

之を訂す、桓武天皇延暦三年八月壬寅、從五位下に叙され、續日本紀清和天皇

貞觀五年閏六月戊子、正五位下より從四位下を授け、三代實錄○按本書

かならず、延喜醍醐天皇延喜の制、並に名神大社に列り、月次新嘗の祭に預る、

式、延喜凡毎年三月中卯日を以て祭を行ふ、三才圖會

阿志都彌神社、今弘川村上野原にあり、善積須八村の惣鎮守とす、金澤藩

帳滋賀縣 蓋木華開耶姬命を祀る、此神は即神吾田鹿葦津姬なり、日本書紀、

與呂伎神社、今東萬木村に在り、神名帳考証、滋賀縣注進狀

田部神社、○按舊事本紀、新撰姓氏錄、饒速日命裔に田部連熊野連あり、熊野連せる、極めて由縁あり、姑附て考に備ふ、

熊野神社、今木津村波爾布社域にあり、舊地を熊野山と云ふ、蓋物部氏の

族熊野連の祖味饒田命を祭る、新撰姓氏錄、舊事本紀、○按舊事本紀、味饒田命の弟彦湯支命淡海川枯姫を娶て一男を生、と云ふもの、以て一証に備ふへし、

箕島神社、今三尾里村にあり、近江輿地志略、郡山藩式社調、

大川神社、今知内村大川にあり、滋賀縣注進狀、○按社傍の川を大川と云ひ、村名を大川地内村と稱來れるもの、証とすへし、

小野神社、今海津中小路村上尾山にあり、海津小野大明神と云ふ、本社古

滋賀縣注進狀、蓋小野臣の族祭る所の神也、新撰姓氏錄、凡四月初寅日祭を行ふ、滋賀縣注進狀

麻知神社、

麻知神社、

深原神社、今桂村の湯場にあり、滋賀縣注進狀、○按社の異隅に舊址あり、字を市原と云ふ、

太田神社、今太田村に在り、太田天神と云ふ、神名帳考証、郡山藩式社調、

鞆結神社、今浦村にあり、郡山藩式社調、滋賀縣注進狀、○按本村は、

日置神社、

津野神社、今川上庄北仲村にあり、川上郷廿餘村の産土神也、神社登錄、滋賀縣注進狀、

蓋都奴臣の祖木角宿禰を祭る、古事記、續日本紀、津野社傳、凡四月上申日祭を行ふ、神

官角氏、今猶本社に仕ふ、滋賀縣注進狀

大荒比古神社、二座、今浦村にあり、

大前神社、今海津中小路東町大前山にあり、滋賀縣注進狀

坂本神社、○按古事記、新撰姓氏錄、紀角宿禰の裔に坂本臣あり、都奴臣同祖なるに、據らば、都奴臣の由縁によりて祭れるにやあらむ、姑附て考に備ふ、

今上開田村にあり、郡山藩式社調、滋賀縣注進狀、

大處神社、今森西村にあり、同上

麻希神社、○按三代實錄、麻希麻氣に作る並同、今麻希村に在り、神名帳考証、清和天皇貞觀九年九

月庚戌、正六位上麻氣神に従五位下を授く、三代實錄

弓削神社、
志呂志神社、今鴨村にあり、日吉三宮と云ふ、神名帳考証、高島野洲兩郡神社調書

波余布神社、今木津村土生谷にあり、

大水別神社、今津村にあり、滋賀縣注進狀大水別神を祭る、延喜式

大野神社、今大野村に在り、神名帳考証

小海神社、今北生見村にあり、傳へて小海神社と云ふ、滋賀縣注進狀

大寸神社、按寸疑らく、村の省文也、今森村にあり、森神社と云ふ、兩郡神社調書○土人一字を古へ二字に書記りて大村とすと云傳ふとを、

荒棕神社、

三重生神社二座、今三重生庄三重生村にあり、

槻神社、

長田神社、今長田村にあり、神名帳考証、神名帳打聞

宇伎多神社、今田中村字宇伎多にあり、滋賀縣注進狀

○式外諸神社

筑摩神、今坂田郡筑間村筑間浦にあり、筑摩大明神と云ふ、佐々木見開錄、和爾雅、行齋鈔

蓋御食津神を祭る、參酌延喜式、本社傳説 文德天皇仁壽二年三月甲戌、從五位下を

授く、文德實錄 凡二月初午日、農器三具を奉て之を祭り、四月八日八乙女各鍋

釜を戴き、神饌を備ふ、即古の遺風也、佐々木見開錄、參取伊勢物語、拾遺和歌集、○按拾遺和歌集云、いつしかも筑摩

の祭はやせなむ、つれなき人の鍋の數みむ、蓋本社祭に婦人改嫁く者をして、鍋を戴て祭に従はしむ、其鍋の數又改嫁の數の如くならしめて、二夫に見ゆる

事を戒むる也、姑附て考に備ふ、

大日吉神、又大宮と云ふ、山家要畧記、袖中鈔、廿二社本錄 今滋賀郡日吉山の坂本に在り、

嚴神鈔、東海道名所圖會、三輪の大物主命を祭る、桓武天皇延曆中、僧最澄佛法を弘め

む事を三輪神に祈りつるを以て、其延曆寺を建るに及て、即此神を寺の

守護神とし、古より此山に鎮座、大山咋神を甚くたしめ奉りき、故、此後大

日吉神尤も顯る、山家要畧記、敬岳要記、袖中鈔、日吉社秘密記、元亨釋書、廿二社本錄 清和天皇貞觀元年正月

甲申、從二位勳一等大比叡神に正二位を授け、陽成天皇元慶四年五月壬申、正一位に叙され、三代實錄光孝天皇仁和中、○按日本書始て神殿を粧ふ事、二宮の社制に准ふ、是よりさき本社尤矮小きを以て也、日吉社記引後世日吉、大日吉神に、聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮の五座を加へて、山王七社と云ひ、諸神記廿又大行事、牛御子、○按平範記牛御子を牛巫に作る下八王子、早尾等の四座を祭る、玉海諸今並日吉山に在り、神社啓蒙、東海道名所圖會皆僧徒私に假設る所の神にして、古の明神にあらざる也、參酌山家要畧記、日吉秘密記大意然れとも朝廷又頗る其神威を崇奉りき、玉海百鍊鈔、一代要記後白河天皇保元三年二月癸巳、日吉明神眷屬正六位上牛巫明神に從五位下を授く、天皇御病の時、靈驗あるを以て也、兵範高倉天皇治承二年十一月辛巳、是よりさき近江國司に勅して、去月叡山學生の戦に穢氣あるを以て、其地を掃除、且清祓を行ふへく制給ひき、是に至て本社及小比叡社司奏さく、大宮神殿一字、拜殿、彼岸所、雜舍、竈殿、二階樓門、中門各一字、廻廊六十一間、聖眞子神殿一字を改造り給へ、案

内を檢ふるに、神殿に事ある時は、新造せらるゝ者例なるかうへに、近くは永曆元年洪水の時、二宮、十禪師殿穢氣にあらされとも、國司に仰せて廻廊樓門をも悉く改給ひき、况や今度の亂逆は、希代の事なり、然るに改造り給はずば、神威定めて衰ふる事あらむと申しき、玉海柱史安徳天皇壽永二年十月辛丑、聖眞子以下九座に各一階を授く、玉海柱史、諸神記土御門天皇建仁三年十一月庚午、八王子三宮神殿御体並に災に罹れり、卜部兼文勘文後堀河天皇安貞二年十月甲子、聖眞子八王子、客人、十禪師、三宮の神に各一階を進め、百鍊鈔後深草天皇建長二年二月丁未、五座並に正一位を加ふ、上皇臨時の御祈に依て也、帝王編年記、參取諸社根元記正嘉二年十一月乙卯、新に神輿七基を造て、本社に送り奉る、帝王編年記後醍醐天皇延元元年正月丁巳、天皇東坂本の皇居に坐時、官軍の集さる事を憂給ひて、宸筆願文を大日吉社に奉り、十月新田義貞越前に赴く時、累代の寶刀鬼切を神殿に納めて、戦勝を祈り申しき、太平記後龜山天皇文中三年六月甲寅、叡山衆徒日吉七社神輿を振

り、京に至て神輿造替の事を訴ふ時に後圓融院より足利義滿に仰せて、其料を充しむ、天授五年に至て、未だ之を造る事あはらず、仍て重て諸國の大田文を召し、公田段別に三十錢を收めて、其料に充へき由を仰せ給ひき、後深心院關白、花營三代記、

葛野神、清和天皇貞觀五年九月甲寅、正六位上葛野神に從五位下を授く、三代實錄○按延喜式、伊香郡佐波加刀神、疑らくは此神ならむ、加刀神、葛野神、音相近ければ也、姑附て考に備ふ、

比良神、今滋賀郡比良嶽東麓に在り、比良大明神、又白鬚明神と云ふ、神社和、祇正宗、清和天皇貞觀七年正月庚子、無位比良神に從四位下をさつく、

麻生神、清和天皇貞觀七年十一月癸卯、正六位上麻生神に從五位下を授く、飯河内神、清和天皇貞觀十二年五月庚辰、正六位上飯河内神に從五位下を加ふ、

天若御子神、清和天皇貞觀十三年二月壬辰、正六位上天若御子神に從五位下を授く、

牟佐上神

牟佐下神、○接近江國國、蒲生郡武佐村あり、蓋此地也、清和天皇貞觀十七年五月庚戌、正六位上

牟佐上神、牟佐下神に從五位下を授け、陽成天皇元慶六年十月戊申、並に從五位上を加ふ、

石劔神、清和天皇貞觀七年九月庚子、正六位上石劔神に從五位下を授く、

三代實錄

大社神、平城天皇大同元年、近江地二戸を神封に充奉り、新抄格、清和天皇貞觀八年閏三月庚戌、正六位上大社神に從五位下を授く、

山主神、清和天皇貞觀九年九月庚戌、正六位上山主神に從五位下を加ふ、三代實錄

赤山神、今滋賀郡比叡山西坂本に在り、源平盛衰記、初僧慈覺唐より歸る時に、彼地赤山の神太山府君を祀る、仍て号て赤山明神と云ひ、今昔物語、清和天皇貞觀十年二月、勅して始て神殿を造らしめ、三月己亥、正四位を

授け天台座 龜山天皇弘長元年山門の訴に依て始て祭を行ふ歷代

坂神、清和天皇貞觀十七年十二月甲寅正六位上坂神に従五位下を授く、

天高結神、清和天皇貞觀十八年八月丙午正六位上天高結神に従五位下

を授く三代實錄

油日神、今甲賀郡油日村に在り、油日大明神と云ふ伊水溫故、近江輿地志略、陽成天皇

元慶元年十二月己巳正六位上油日神に従五位下を授く、

拍坂神、陽成天皇元慶六年十月戊申、從五位下柏坂神に従五位上を授く、

物部布津神、陽成天皇元慶六年十月戊申、正六位上物部布津神に従五位

下を授く、

海北神、

海南神、陽成天皇元慶六年十月戊申、正六位上海北神海南神並に従五位

下を加ふ三代實錄

赤坂神、比叡山西坂本禪院にあり、一條天皇正曆四年十月辛酉、中務少輔

藤原統理を勅使として、從五位下赤坂神に従四位下を授く本朝世紀

新羅神、今滋賀郡三井寺の北野にあり扶桑略記、元亨釋書、國華萬葉記、新羅國神を祭る、

文德天皇天安二年、僧圓珍神言を假て、此社を創め、園城寺佛經鎮護の神

とす、是より後新羅明神稍顯る元亨釋書、圓融天皇天祿二年五月己亥、正四位

上を授け、後冷泉天皇永承四年九月辛卯朔、三位に叙され寺德集、按本朝世紀、

其正從上下を記さず、後三條天皇延久五年四月庚子、太上法皇御病を以て

祭文を作り、兵部少輔藤原通俊を幣帛使として之を祈らしめ給ひ扶桑略記、

寺德集、二條天皇應保元年四月庚戌、太上天皇本社に臨幸し給ひ園城寺傳記、

世々大友村主氏を本社之神主とす新羅明神記、寺德集

○美濃國卅九座 大一座 小卅八座

○多藝郡四座並小

多伎神社、今大墳村に在り美濃明細記、後村上天皇正平元年六月十日、御休御

卜に、社司神事を穢す御祟ありと云ふ以て、使を遣して中殿を科せしむ

宮主秘
事口傳

大神神社、今石津郡多良郷宮村三輪地にあり、式内神。蓋大神大物主神を祭る、參取延喜式、新抄格勅符、

御井神社、今多藝郡安久庄金屋村にあり、式内神、社考証、○按村東七許丁の水田を潤す、旱魃にも潤る、事なし、其近邊に井上井道など云名あり、蓋大國主神の子御井神を祭る、古事記、

久久美雄彦神社、今石津郡澤田村に在り、久久美子神と云ふ、神名帳考証、美濃明細記、

仁明天皇承和五年八月壬辰、無位久久美彦神に従五位下を授く、即是也、

續日本後紀

○不破郡三座大一座 小二座

仲山金山彦神社、舊府中に在り、後郡南新井郷宮代村中山の麓に移す、美濃式社考、美濃明細記、神社考、一宮巡詣記、○按土人傳說云、昔天武天皇壬申の亂、此神に祈奉りしを以て、神社を建てて之を祭る、然れども、未其明証を得ず、姑附て考に、仍て之を南宮と云ふ、古本今昔物語、伊弉諾尊の御子金山彦神を祀る、日本書紀、古事記、延喜式、神代卷口訣、延即美濃一宮也、因續社考、一宮記、仁明天皇承和三年十一月己巳、

從五位下を授け、名神に預らしめ、十三年五月戊申、正五位下を加へ、續日本後紀

清和天皇貞觀元年正月甲申、從三位仲山金山彦神に正三位を賜ひ、六年

五月丁未、從二位を授け、十五年四月己亥、正二位に叙され、三代實錄醍醐天皇

延喜の制、名神大社に預る、延喜式凡南宮祭三月三日、五月五日、六月廿一日、

十一月初申日を用ふ、祠官不破、大庭、宇都宮、西東等諸氏、世々大禰宜とし

て仕奉る、其它凡て三十九家あり、美濃明細記、式内神社考証、

大領神社、今宮代村南宮山の麓にあり、大領大神と云ひ、又官勝靈神社、或

氏神とも云ふ、即南宮所攝の神也、美濃式社考、美濃明細記、蓋不破大領官勝の祖神を

祀る、掛酌續日本紀、延喜式、○按新撰姓氏錄に、不破勝は百濟國人、淳武止の後

據るに、美濃不破郡に居る者を不破勝といひ、各務郡に居る者を各務勝といへ

るに、宮勝蓋又其同族也、續日本紀大寶二年、不破郡大領官勝木實、東大寺正倉

院文書に、各務郡少領各務勝小牧、三代實錄貞觀八年、各務郡大領各務吉雄、厚見

郡大領各務吉宗などあるを思ふに、其祖多利須々を祭て、大領神と云るにやあ

らむ、姑附て堀河天皇康和五年六月、御卜に大領神の祭を穢せる崇あるを以て、使を遣して社司に中祓を科す、即是也、初野凡毎年正月八月十八

日祭を行ふ、

伊富岐神社、今伊吹村伊吹嶽にあり、伊吹大明神と云ふ、美濃式社考、美濃明細記、行囊鈔、蓋
霜速比古命の子多々美比古命亦名伊吹雄命を祀る、參取帝王編年、記、色葉字類鈔、文德
天皇仁壽二年十二月癸亥、官社に預り、實錄、文德清和天皇貞觀七年五月戊子、
從五位下より從四位下に進め、陽成天皇元慶元年閏二月癸巳、從四位上
を授け、三代實錄堀河天皇康和五年六月御卜に伊富岐神の神事を穢せるを
以て、社司に中祓を科せしめき、朝野群載凡其祭三月六日を用ふ、

○池田郡一座小

養基神社、○按國內神名帳、養基を八木に作る、今田中村に在り、八木大明神と云ふ、美濃明細記、仁
明天皇嘉祥二年七月癸酉、養基神靈驗あるを以て官社に預らしむ、續日本後紀

○安八郡四座小並

宇波刀神社、今神戸村にあり、於門大明神と云ふ、
加毛神社、今大樽莊下大樽村にあり、白鬚明神と云ふ、美濃明細記、式内神社考、証、○按古事記新撰

姓氏錄、開化天皇皇子彦坐王は、三野本巢國造、鴨君等の祖と見ゆ、是に依るに、本社疑らくは彦坐王を祭るに似たり、姑く附て考に備ふ、

墨俣神社、今墨俣村に在り、墨俣大明神と云ふ、美濃式社考、証、美濃明細記、濃陽行記、

荒方神社、

○大野郡三座小並

花長神社、今名禮村に在り、七社明神と云ふ、美濃明細記 蓋阿麻乃彌加都比女
を祭る、阿遲須枳高日子命の后神に坐り、垂仁天皇御世、建岡君に勅して、
此神を覓しむる時、美濃花鹿山に至り、縵を造て神に誓ふ、即是也、尾張風土記、參

取出雲風土記、稱德天皇神護景雲元年、神封一戸を充奉る、勅符、新抄格

花長下神社、今名禮村にあり、花長明神と云ふ、美濃明細記

來振神社、今木振村にあり、來振白山權現と云ふ、即是なり、美濃式社考、美濃明細記、神名

帳考

○方縣郡二座小並

方縣津神社、今福光郷八代村に在り、縣大明神と云ふ、美濃式社考、美濃細記、

若江神社、今鶴養郷西改田村にあり、誤て若宮八幡と云ふ、式内神、社考証

○厚見郡三座小並

比奈守神社、今上茜部村に在り、飛田守明神と云ふ、美濃明細記、式社取調帳、○按日本書紀、景行天皇筑紫を巡狩給ふに、始て夷守に至る、兄夷守弟夷守と云人ありとみえ、三國志に、我國の風俗を記して、其官名に卑奴母離と云ふ者、諸國にありし事みゆ、是に據らば、本社或は美濃國の比奈守の祖神を祭れるにやあらむ、姑く附て考に備ふ、

茜部神社、今下茜部村にあり、八幡宮と云ふ、美濃式社考、美濃明細記、

物部神社、蓋三野後國造の同族、物部氏の祖神を祭る、舊事本紀、東大寺古文書、○按新抄格勅、

符云聖武天皇神龜元年、射國神に美乃地一戸を充て神封とす、又按續日本紀、物部用善に物部射國連姓を賜ふ、是に據らば、射國連は物部連の同族にして、物部神或は射國神と同じき歟、未だ明証を得ず、姑く附て考に備ふ、

○各務郡七座小並

伊波乃西神社、今芥見郷岩田村に在り、岩西神と云ふ、美濃式社考、美濃明細記、岐阜縣注進書、

○按村北の山腹に一箇の巨巖あり、土人傳て彦坐王の墓也と云り、姑附て考に備ふ、蓋開化天皇々子日子坐王を祀

る、舊事本紀、古事記、參取本社傳説、此王天之御影神の女息長水依比賣に娶て生坐る子神

大根王亦名八瓜入日子王は、實に三野前國造、本巢國造の祖也、古事記、舊事本紀、

堀河天皇康和五年六月御卜に、伊波乃西神の祭を穢せる祟あるを以て、

社司に中祓を科す、即是也、初野群職

村國神社二座、今各務郡各務村にあり、其一座は村東の山上にあり、村國

白山と云ふ、式内神、社考証蓋村國連の祖神を祀る、參酌日本書紀、續日本紀、類聚國史、其一座は村中

御旅所の地にあり、社今廢たり、式内神、社考証蓋村國連男依を祭る、慈眼寺草創記、土人傳説、

凡九月十九日を以て祭を行ふ、

飛鳥田神社、今曾原庄古市場村にあり、飛鳥村は其屬邑也、式内神、社考証

村國眞墨田神社、

加佐美神社、今古市場村にあり、曾原郷十村の産土神とす、美濃國圖、式内神社考証、

御井神社、今三井郷三井村に在り、三井大明神と云ふ、神名帳考証、美濃式社考、美濃明細記、○

接齋址は村東の三井山上にありと云り、

○賀茂郡九座小並

縣主神社、今太田驛にあり、賀茂縣主大明神と云ふ、美濃明細記、神祇拾要、蓋鴨縣主の祖彦坐命を祭る、參酌舊事本紀、新撰姓氏錄、

坂祝神社、今蜂屋莊酒倉村にあり、加茂明神と云ふ、式內神

大山神社、今富田庄大山村にあり、加茂明神と云ふ、美濃明細記、式內神

太部神社、

阿夫志奈神社、○按美濃國神名記、志奈を階に作る、今富本庄上川邊村にあり、永正六年本神社考

社考

神田神社、今神田村にあり、神名帳

佐久太神社、今夕田郷夕田村にあり、式內神社考証、○按夕田を今ゆふた

よりて訛りしなるへし、隣村加治田に越る坂をさくた坂と云と、証とすへし、

多爲神社、今田原庄西田原に在り、多井宮と云ふ、美濃明細記、式內神社考証、

中山神社、今米田庄中山郷信友村に在り、中山天神と云ふ、尾張藩

○惠奈郡三座小並

坂本神社、今千且林村坂本にあり、美濃明細記、嚴島府志、○按行囊鈔、落合村相接けり、

中川神社、○按國內神名帳、中津繪下郷中津川驛にあり、白山社と云ふ、嚴島府志

美濃明細記、行囊鈔、

惠奈神社、今繪下郷中川村の東惠奈山上にあり、惠那山權現と云ふ、嚴島府志

美濃式社考、美濃明細記、神名帳考証、

○式外諸神

伊奈波神、○按三代實錄、伊奈波を舊厚見郡椿原にあり、後岐阜村稻葉山麓

に移す、之を因幡大明神と云ふ、木曾路記、美濃式社考、因幡社緣起、村

三宮也、因幡社蓋日子坐王の子丹波比古多多須美知能宇斯王を祀る、此

美知能宇斯王は垂仁天皇の皇子印色之入日子命の外祖にして、稻葉國

造の祖也、參酌古事記、舊事本紀、○按因幡社緣記、美濃明細記に、土人の傳説を

櫻り傳しものなる事著し、故今之を訂す、仁明天皇承和十二年七月辛酉、無

位伊奈波神に従五位下を授け後紀日本 清和天皇貞觀十一年十二月戊子、

從五位上より正五位下に叙され、陽成天皇元慶二年九月戊申、正五位上

を加へ、四年十一月己未、從四位下を授く、三代實錄○按本條に、正五位下伊

と、二年既に正五位上たる時は、下は上の誤なる事著し、故にとらす、凡毎年三月三日祭を行ふ、縣宿禰氏を以

て本社美濃國の禰宜とす、因幡社緣起、

長彦神多藝郡に在り、美濃國神名記○按本、清和天皇貞觀十一年十二月

戊子、正六位上長孫神に従五位下を授く、三代實錄

金神、今厚見郡上加納邑にあり、金明神と云ふ、土人傳へて伊奈波神の妃

神を祀ると云り、因幡社緣記、美濃式社考、美濃明細記○按土人傳説、伊奈波神

祭るとあれど、淳熈斗姫は景行天皇の皇女にして、五十瓊磯城入彦命の妃にあ

らず、且伊奈波神の美知能宇斯王なる事上に云るか如くなれば、金神は淳熈斗

姫にあらざることも又明けし、又按日本靈異記に、桓武天皇延暦元年、方縣郡水

野郷楠見村縣氏女自ら二石を生成る時、伊奈婆大神ト者に託て是我御子也と教

給ふを以て、忌籬を建て齋祭りきとあるは、其事惟謠に似たりと雖も、疑らくは

美知能宇斯王かの縣氏の女を妾として生坐る御子ありしを語り傳ふるまに

歟、若然らば金神蓋縣氏の女にやあらむ、東大寺正倉院文書に、本賣郡栗栖大里

人に縣造都牟自賣、縣造廣庭賣、また三代實錄貞觀二年、惠奈郡人縣万、清和天

皇貞觀十一年十二月戊申、正六位上金神に従五位下を授く、三代實錄

兒安神、今不破郡赤坂山麓にあり、子安明神と云ふ、美濃明細記、清和天皇貞觀

十八年七月丙戌、正六位上兒安神に従五位下を授く、三代實錄

長友神、安八郡にあり、美濃國神名記、陽成天皇元慶六年十月戊申、從五位下を授

く、三代實錄

東天神、石津郡にあり、美濃國神名記、醍醐天皇延喜十一年二月乙丑、從五位下を

授く、日本紀略

○飛驒國八座並小

○大野郡三座並小

水無神社、今久々野郷宮村水無瀬川の邊にあり、飛州志、一宮巡詣記、即飛驒

の一宮也、弘安四年鐘銘、一宮記、○按舊事本紀、斐陀國造は火明命の裔大入瑞

飛驒國造高市麻呂大野郡に居りし事を合せ考るに、水無は即水主にして、山城

久世郡水主坐天照御魂神と同神天照國照彦天火明命ならむと思はる、され

廿四